

第七章 世紀転換期の市議会

序説 最後半期の吉尾市政と長友市長の登場

一 時代の背景

小淵内閣が 本章では、平成十一（一九九九）年六月から平成十五（二〇〇三）年五月までの市議会の活動が取り上げられる。

この期間は、二〇世紀最後のおよそ一年半と二一世紀最初の約二年五カ月ということになる。文字どおり、二つの世紀の変わり目の時期、世紀の転換期の市議会が対象とされる。「世紀末」とはもともと一九世紀末によく用いられた表現であり、二〇世紀の末の時期をあらわすために使うのは適切ではないかもしれない。けれども、あえてこの使い古された言葉を持ち出したくなるほど、この四年間は強烈な印象を残すさまざまな出来事起きた時期でもあった。個々の事柄は必要に応じてのちにふれるとして、この時期のおおまかな流れをたどっておくことから始めよう。新しい世紀、新しい千年紀を前にして、日本の政治は混迷を続けていた。平成十（一九九八）年に誕生した小淵政権は、平成十一年になって自由党と連立政権を樹立し、さらに九月の自由民主党総裁選で再選を果たした小淵首相は自自両党に公明党をも加えた自自公連立政権を成立させた。しかし、平成十二年四月一日、政権運営をめぐる協議が決裂し、首相は自由党との連立解消を表明した。自由党から分かれて連立政

権残留をめざすグループは、扇千景を党首、野田毅を幹事長とする「保守党」を旗揚げした。ところが四月二日、小淵首相は体調不良で緊急入院し、四日、首相の早期回復が困難との判断から小淵内閣は総辞職した（小淵首相は五月十四日逝去）。翌五日、自由民主党は両院議員総会で森喜朗幹事長を総裁に選出し、同日衆参両院は本会議で首相指名選挙を行い、森自民党総裁を首相に指名し、自民・公明・保守の三党連立による森内閣が発足したのである。

ところが、森内閣は小淵内閣の閣僚を全員再任してスタートしたばかりであるにもかかわらず、五月十五日の森首相の「神の国」発言や首相臨時代理就任をめぐる青木官房長官の説明についての疑義などのため、支持率が急落した。六月二日の衆議院解散を受けて二十五日に行われた衆院総選挙の結果、自民党は公示前に比べ三七減の二三三議席、公明党は一一減の三一議席、保守党は同数の七議席と与党三党が後退したのに対し、民主党は三二増の一二七議席、自由党は四増の二二議席、社民党は五増の一九議席と躍進を遂げた。共産党は六減の二〇議席で第五党に転落した。与党三党は絶対安定多数（二六九議席）は確保し、七月四日に自民・公明・保守の三党連立による第二次森内閣が発足した。内閣支持率が下がり続けるなか、翌平成十三年一月に予定されている中央省庁再編をにらんで十二月五日に第二次森改造内閣が発足したが、十三年二月九日にハワイ沖で発生した愛媛県立宇和島水産高校実習船えひめ丸と米原子力潜水艦衝突事故の際の対応の不手際なども重なり、四月六日に正式に退陣を表明した。自民党の新総裁には小泉純一郎元首相が選ばれ、四月二十六日、自公保三党連立による小泉内閣が発足したのである。

小泉内閣と「聖域 小泉内閣の登場により日本政治の様相は一挙に変なき構造改革」 貌を遂げた。小泉首相は「聖域なき構造改革」を

掲げ、組閣に当たったの派閥にとられない人事、国債三〇兆円枠と財政再建、特殊法人の廃止・民営化、郵政民営化、痛みを伴う社会保障制度改革等々の方針を打ち出した。森政権の不人気が単に首相の個人的資質の問題のみならず、政官財の三極構造の機能不全、橋本派主導の派閥政治の手詰まりなど従来の自民党政治そのものの限界に由来するものであつたことからすれば、そうした既得権益との強いしがらみをもつ党内勢力を「抵抗勢力」と位置づけ、過去の自民党政治を否定することによって自民党の復権をめざすという小泉内閣の戦略は、危うさとともに相当の根拠をもっていたといえる。

こうした背景のもとに成立した小泉内閣は、その清新さと大胆な政策によって、いきなりかつてない高い人気と支持を獲得する。小泉首相の人気はもちろん、田中真紀子外相の歯切れのよい発言も注目を集め、小泉内閣は各種世論調査で八〇%を超える支持率を得るまでに至った。テレビ各局は報道番組だけでなく、ワイドショーでも競って小泉首相や田中外相の動静をさかんに伝え、「政治のワイドショー化」、「ポピュリズムの台頭」ともいわれた。こうした小泉内閣の異常なまでの人気によって、本来「改革」を唱えて政府与党を攻撃するはずの野党第一党・民主党の影はすっかり薄くなってしまった。七月二十九日に行われた参院選で、自民党は改選議席数の六一を上回る六四を獲得し、与党三党合計は改選議席数を上回り、非改選を合わせて一三八となつて、過半数（一二四）を大きく上回つたのである。

その後、平成十四年一月末、小泉首相は田中外相を更迭し、内閣支持

率もかつての勢いを失うが、野党の低迷もあり、構造改革路線を一貫して主張しつづけることによつて一定の支持を維持するのである。

地方分権時 平成十二（二〇〇〇）年は、日本の行政の歴史に残る画代の開幕 期的な年となつた。中央では、従来の一府二二省庁を一

府一二省庁に再編し、官主導を政治主導に転換する省庁再編が行われ、地方では、地方分権一括法の施行により、これまで上下関係にあつた国と自治体が対等・協力関係を置かれることになつたからである。通達行政の廃止により、自治体はみずからの判断と責任においてそれぞれの地域の経営を行つていかなければならなくなつた。角度を変えていうなら、国の意向をうかがいながらではなく、住民の意向に沿つた行政の運営が行えるようになったのである。市民の参加の余地が大きくなつたわけであるが、「市民」の範囲も単純ではない。NPOや民間企業との協働・連携をいかに図つていくかが新たな課題となつてきたのである。官民の二元論の枠組みを前提として、官がもつばら公を担うという時代の終えんである。

少子高齢化の傾向はいつそう顕著になり、長期化する不況による財政危機は過疎地だけでなく、大都市部でも深刻になりつつある。そのようななかで、平成十四年六月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2」（「骨太方針 part 2」）は、福祉・教育・社会資本を含む全般的な国庫補助負担金事業の廃止・縮減について同年度内に結論を出すことを指示した。これを前提に、国庫補助負担金・交付税・税源移譲の在り方を三位一体で検討し、改革案が一年以内にまとめられることとなつた。いわゆる三位一体改革のスタートである。

さまざまな難題を抱え変動してやまない環境のなかで、魅力ある自治

体を築くための努力が首長・職員・議会はもちろん、住民にも求められる時代が始まったのである。

同時多発テロと緊張 平成十三（二〇〇一）年九月十一日、アメリカの高まる東アジア 合衆国で史上最悪の同時多発テロ事件が発生し、

世界的に強い衝撃を与えた。ブッシュ米大統領はこれを米国に対し宣戦布告された「新しい戦争」であるとし、国際テロ組織アルカイダに対する大規模な反撃作戦を開始した。十月七日には、アルカイダの指導者オサマ・ビンラディンを保護するイスラム原理主義勢力タリバンをアフガニスタンから排除するためタリバン支配地域への空爆を開始し、十二月六日には実質的にタリバンを消滅に追い込んだ。

日本外交は小泉内閣が準備を進め森政権時に開催された九州・沖縄サミット（二〇〇二年七月）を除けば、この世紀転換期に特に目立った動きはなかったが、同時多発テロ事件は成立して間もない小泉内閣にとって最大かつ緊急の外交問題となった。湾岸戦争時の対応を超える対策をとる必要があると判断した小泉内閣は、九月十九日に三項目の基本方針と七項目の当面の措置を発表した。その中には、テロに対して行動する米軍などに自衛隊が医療・輸送・補給を行うこと、自衛隊艦艇を情報収集のため派遣すること、アフガニスタンからの難民が流入したパキスタンやインドなどへの緊急支援を行うことなどが含まれていた。これらの措置を実施するためのテロ対策特措法が十月末に国会で可決成立し、海上自衛隊の艦艇がインド洋へ向かい被災民救済の輸送活動を行うとともに、米軍に対する補給活動を行った。外国軍隊の戦闘支援のため自衛隊が派遣されたのは初めてのことであり、外交の面でも安全保障の面でも日本は新たな局面に足を踏み入れたと言える。

他方で、平成十四（二〇〇二）年九月十七日、小泉首相は国交のない北朝鮮を訪問し、北朝鮮は懸案となっていた日本人拉致問題につき五人の生存と八人の死亡という衝撃的な情報を提示し、日本に大きな衝撃を与えた。その際調印された日朝平壤宣言により国交正常化が合意されたが、拉致問題が未解決であることもあり、国交正常化交渉の進展は見られなかった。なお、北朝鮮は平成十三年十月にウラン濃縮計画を持っていることを公表し、北朝鮮による核兵器製造の疑惑はいちだんと濃くなった。

さらに、平成十三年四月の自民党総裁選挙時に、首相になったら必ず八月十五日に靖国神社に参拝すると公約していた小泉首相は、同年八月十三日に参拝するという妥協策をとったが、中国や韓国はこれに強く反発した。同時多発テロ後の緊迫した情勢のなかで小泉首相は両国を急ぎ訪問し、関係は改善に向かった。しかし、翌十四年四月に小泉首相が突如靖国神社参拝を行ったため特に中国はこれを強く批判した。このほか平成十二年から十三年にかけて新たな教科書問題もあり、小泉内閣登場以降、日本と北朝鮮、韓国、中国との政治的関係はしだいに緊張の度を合いを高めてきたと言える。

二 平成十年市長選挙

市長選挙立候補者

平成十年六月二十一日、調布市長選挙及び調布市議会議員補欠選挙が執行された。

調布市長選挙には、調布市議会議員を辞して立候補した任海千衛氏（無所属・日本共産党推薦）、四選を目指して現職の吉尾勝征氏（無所属・調布を愛する市民の会、自由民主党・公明・新党平和推薦）、前調布市役所職員の兩宮英雄氏の三名が立候補して、選挙戦が繰り広げられ

た。

なお、市議会議員補欠選挙は、かわち千里氏（日本共産党所属）、伊藤まなぶ氏（無所属）の二名の立候補者が無投票当選となっている（第六章第一節一、表6―5参照）。

選挙の争点

市長選挙は、当日有権者数一五万五〇六九人のうち、六万四四人の投票があり、投票率三八・七二%となった。

市長選での投票率は、年々低くなる傾向となっている。この市長選挙後の七月十二日に実施された参議院議員選挙では投票率が平均五五・八四%となっており、市政に対する市民の関心の低下が見られる。

このようななか、吉尾かつゆき氏が四選目の当選を果たしたが、得票率も過去の三期の中で四五・二七%と最も低くなっており、四期に向けて厳しい市民の目が予測されることとなった。（表7―1）

表7―1 市長選の結果（平成十年六月二十一日執行）

| 候補者別氏名 | 年齢 | 党派 | 新現元別 | 得票数 |
|-----------|----|-----|------|--------|
| 当 吉尾 かつゆき | 五四 | 無所属 | 現 | 二六、六一一 |
| とうみ 千衛 | 五八 | 無所属 | 新 | 一六、九二九 |
| あめみや 英雄 | 四三 | 無所属 | 新 | 一五、二四四 |

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

転換期の中の選挙

今回の市長選挙は、結果として吉尾市政四期を誕生させる結果となったが、吉尾市政をとりまく政治状況が大きく転換しているなかでの選挙であり、三期までの延長線としてとはとらえられないものとなっている。

今回の市長選挙は、結果として吉尾市政四期を誕生させる結果となったが、吉尾市政をとりまく政治状況が大きく転換しているなかでの選挙であり、三期までの延長線としてとはとらえられないものとなっている。

平成五年の「五五身体制」崩壊後、混とんとした政局運営のなか、平成六年に成立した村山内閣から受け継いだ自民党の橋本内閣のもとで行われた、平成十年七月の第一八回参議院選挙において、自民党は大敗を喫している。自民党が勝敗ラインとしていた改選六〇議席を大きく割り込み四四議席としたのに対し、民主党が二七議席、共産党が過去最多の一五議席を確保した。このことにより、橋本首相（自由民主党総裁）は、責任をとって退陣することとなった。

既に、この年の六月一日には、四年間続いた自由民主党、日本社会党、新党さきがけによる三党体制が解消し、事実上の与党分裂状況の中での国政選挙であり、全国の選挙区選での投票率が五八・八四%と前回平成七年の四四・五二%を大きく上回るなど、政治への国民の関心は非常に高いものとなった。

ちなみに、調布市の参議院選挙の得票率は、平成七年では四二・五四%であったが、平成十年の七月の参議院選挙では、前掲のとおり五五・八四%と高い率を示している。

このようななかで行われた市長選挙で、吉尾氏は選挙戦を振り返って「わずか三週間前に市長選挙を戦ったばかりの私は、『やっぱりな』と思う。自分でマイクを持ちながらいつもとは何かが違うと感じていた」と調布市『広報ちようふ』一〇三六号（平成十年七月二十日）で述懐している。

国政レベルでの政治情勢が決して市政レベルと無縁ではない状況が起きつつあることを吉尾氏は選挙を通じて感じ取ったことを述べたものであろう。

所信表明

平成十年七月六日に平成十年第一回臨時議会が開催され、吉尾市長から当選後の議会へのあいさつとともに、第四期の市政執行に向けた取り組み姿勢が示された。

その大枠は、選挙期間中の公約である、「安心」、「優しさ」、「活力」の三つの柱を基本として、基本構想に掲げた都市目標である「すてきにぐらしたい・愛と美のまち調布」の実現に向けて初心に立ち返りまい進するというものであった。さらには、これらの事業を推進するうえで、改革の実施も主張している。これら背景には、任期中に二一世紀を迎えることを強く意識している吉尾市長の姿勢があり、「二一世紀に市政をつなげる市長として大役を仰せつかった」とする議会での市長の発言からもうかがうことができる。

三 平成十四年市長選挙

平成十四年七月七日、任期満了に伴う調布市長選挙が行われた。

市長選挙候補者は三人、現職の吉尾勝征候補は自由民主党、公明党、保守党の三党推薦で無所属での立候補である。次に、三期にわたる市議会議員（日本社会党）を経て都議会議員を三期務めた片山哲候補も無所属での立候補である。さらに、日本貿易振興会を十四年四月に退職して立候補を表明した長友貴樹候補は、社会民主党、自由党、生活者ネットワーク、日本共産党の支持を受け、新社会党、民主党の一部の支援を受けているが、無所属での立候補である（なお、確認団体として「新しい調布をつくる会」が記されている）。

今回の選挙は、四期一六年間にわたって市政を担当してきた吉尾市長が調布市政史上初の五選を達成するか、それとも他の候補がそれを阻止するか、焦点はこの一点に絞られる格好となった。選挙の結果は、表7

—2のように、長友候補が三一六票という僅差で吉尾候補を破り、第七代の調布市長に当選した。

表7—2 市長選挙の結果（平成十四年七月七日執行）

| 当落 | 候補者名 | 年齢 | 党派 | 新現元 | 得票数 |
|----|------|----|-----|-----|--------|
| 当 | 長友貴樹 | 四九 | 無所属 | 新 | 二六、五一八 |
| | 吉尾勝征 | 五八 | 無所属 | 現 | 二六、二〇二 |
| | 片山哲 | 六〇 | 無所属 | 新 | 一六、五五七 |

出所：調布市選挙管理委員会、「選挙の記録」

吉尾候補の敗因は、単純にくくることができないが、やはり多選批判が大きな要因になったことはまちがいあるまい。得票率の点で見ると、ピークであった二選目の平成二年の市長選では五六・六％、三選目の平成六年の選挙では四八・八九％、四選目の前回平成十年は四五・二七％と漸減傾向が見られ、そして今回は三七・八二％とかなりの落ち込みとなった。平成以降、自治体の首長選挙において投票率の低下とともに首長の多選は問題としてクローズアップされている。実際、表7—3によるならば、全国の市区長のうち、四選の市区長は七・四％、五選以上になると五・一三％にすぎない。首長への権力の集中を招き、行政のマンネリ化を招き、ときには腐敗の温床になるといって、多選批判において通常あげられる事態がたとえなかったとしても、五選のハードルはきわめて高いのである。この点は新人に有利に働いたことはたしかであるが、他の二候補に対して特に長友候補の得票を押しあげた要因としては、その若さ、国際経験、そしてなによりも政治・行政のキャリアをもっていないこと、いわば政治の素人であることが有権者にアピールし

たのではあるまいか。ただし、長友候補の勝因は、そうした「市民派」的な要素だけでなく、既成政党や団体の支持・支援という「組織」的な要素がうまく連携した点にあることは見逃せない。それは、後者の側面は当選後の長友市政になんらかの影響を及ぼすと容易に予測できるからでもある。

いずれにしても、日本が「経済大国」と呼ばれるようになった直後の昭和六一（一九八六）年から、バブル経済、バブル崩壊と五五年体制の崩壊、長期にわたる不況の時代を経て二一世紀初頭まで、一六年の長きにわたり調布市のかじ取りを担当した吉尾市政はここに終えんを迎え、新時代の幕が開くこととなったのである。

所信表明

長友市長は調布市議会の九月定例会で「市政に関する

基本的な考え方」と題して初めての施政方針の説明を行った。七月二十二日に市長に就任してまだおよそ五〇日を経過したにすぎないこの時点では、市長はもっぱら市政の現状を把握することに忙殺されていたであろうが、とにかくにもこの所信表明が今後の市政の方向性をうらなう最初の機会であったことはまちがいない。

表7—3 首長の多選（平成15年12月31日現在）

| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 欠員 |
|------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|---|----|----|
| 知事 | 47 | 18 | 13 | 9 | 5 | 1 | 1 | | | | |
| 指定都市 | 13 | 7 | 4 | 1 | 0 | 1 | | | | | |
| 市区長 | 702 | 272 | 195 | 147 | 52 | 23 | 6 | 1 | 3 | 1 | 2 |
| 町村長 | 2,497 | 822 | 748 | 483 | 242 | 110 | 48 | 20 | 8 | 8 | 5 |

出所：総務省ホームページ「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査」より作成

所信表明では、まず始めに、「私は、市民の皆様がまちづくりの主体者であることを自覚できる市政、すなわち自らの声が届いていると実感できる市政が重要であると感じているところでございます。もちろん、個人の意見がすべて反映されるわけではありません。少なくとも市民が意見を表明し、それに対して、行政から十分な説明がなされることが大切であります」という市政運営に対する基本的な姿勢が表明されている。この点は、次いで「市政運営の基本」として、①市民参加型の市政、②効率的な市政、③市民、企業、行政の三位一体のまちづくり、④男女共同参画社会の促進、の四つがあげられた中の①にもつながる、長友市長の主張の眼目と見なされるべき点である。

「市民派」を称して選挙戦を制した市長としては当然のことともいえるが、市民参加も含めてこれら四つはいずれも、吉尾市政時代にそれなりの実績をあげていたり、すでに緒に就いていた事項であることからすれば、特に目新しいとはいえないであろうし、吉尾市長時代の施策の実施状況との差別化を図ったビジョンを提示する必要もあつたであろう。それは一方で、選挙期間中の吉尾市政に対する厳しい批判が、この初めての所信表明には反映されていないということでもある。もっとも、就任以後市政の課題と現状を認識していくなかで、市長のスタンスに変化が見られたとしても、それはかならずしも責められるべきことではない。

続いて「まちづくりの重点」と題して述べられた具体的な施策についての発言を見ると、その点は少し明らかになってくる。ここで市長は、①京王線の立体化と中心市街地の活性化、②ごみ問題、③子ども施策、④地域経済の活性化、⑤生活関連施策、の五つの点にごく簡単にふれている。その中で、①については、選挙中の「市民軽視、開発優先」とい

う前市政批判にもかかわらず、「最重点課題として取り組んでいく」とし、④については、「優良企業の積極的な誘致に取り組み、雇用の場の確保や税収の拡大に努める」としている。また、選挙中から争点の一つであったごみ問題については、「市民の皆様との話し合いを大切に」すると慎重な構えを見せているものの、従来の路線を否定してはいない。

いずれにしても、選挙後二カ月足らずのこの時点で、長友市政のよって立つ「哲学」や方向性が明らかになったとはどうい言えまい。長友市政の断片ではなく、その輪郭がまがりなりにも浮かびあがってくるには、まだ六カ月の時間を要したのである。

市議会との関係

四期一六年に及んだ吉尾市政の終えんは、市長と議会との関係のあり方をも大きく変えることとなった。

もともと市議を三期務め市議会議長も歴任していた吉尾市長は、議会政治に精通していたし、また市長を支持する勢力が常に過半数を占めていることも手伝って、少なくとも最後期の吉尾市政下での議会運営はともかくにも安定したものだといえる。これに対して、長友市長は市長就任以前は政治あるいは行政の経験はいっさい無かった。選挙においてはプラスに働いた「フレッシュさ」、政治・行政の経験の乏しさは、市長就任以後はハンディキャップ以外のなものでもない。議会内でも、市長に就任したこの時点に限っていても、市長を支持する勢力は多数派ではない。「市民派」長友市長にとっては議会との関係は種々困難を伴うものとなることはかなり容易に予想されたであろう。

長友市長にとって最初の定例会である十四年九月定例会では、会期初日と最終日の二度にわたって市長への緊急質問がなされるという異例の事態となった(本章第一節三を参照)。また、市にとって重大な懸案の

一つであるごみ問題に対する同年秋の市長の処理と対応をめぐる十四年十二月定例会で市長批判が噴出する場面もあった(本章第四節一を参照)。このように、実際スタートした両者の関係は早速かなりぎくしゃくしたものとなった。直接的には市長の議会への対応が不慣れであることに起因する点が大きいのと思われるが、背景には市長選時のイメージがまだ残っているなかで定まりきらない長友市長のスタンスのわかりにくさへのある種の不信感があると見ることもできよう。もとより執行機関としての首長と議決機関としての議会との間には一種の緊張関係があつてしるべきであるが、対立関係が好ましいわけではないことはいまでもない。首長としての職務に習熟することに加えて、議会への対応と意思疎通に関しても課題を背負って長友市政は動き出したのである。

四 その他の選挙

都知事選と都 調布市政にも当然のことながら強い関連をもつ都知事

議会議員選

選挙および都議会議員選挙についてもふれておくべき

であろう。平成十一年四月二十五日の市議会議員選挙に先立つ四月十一日には、第一四回統一地方選の前半戦の一環として東京都知事選挙が行われた。現職の青島幸男知事の勇退により注目を集めたこの選挙は、有力候補を含む一九人が出馬する都知事選史上まれに見る乱戦となり、激しい選挙戦が展開された。

投票結果では、かつて昭和五十年に美濃部都知事に挑戦して敗れた石原慎太郎候補が、民主党推薦の元文相のほとやま邦夫候補、元東大助教の榊添要一候補、自民党推薦の元国連事務次長の明石康候補らほかの有力候補に大差をつけて初当選した。候補者乱立により当選に必要な有効投票総数の二五%を超えるかどうか危ぶまれたが、石原候補は圧倒

的な知名度と強いリーダーシップへの期待感を生かし、自民、民主両党の支持層の票をも集め、三〇%を超える得票率となった。これは、石原候補の個人的な人気もさることながら、大都市の有権者の脱政党化のすう勢、無党派層の力を改めて示したものといえよう(表7-4参照)。

表7-4 東京都知事選挙の結果*(平成十一年四月十一日執行)

| 当落 | 候補者名 | 党派 | 新現元 | 調布市得票数 | 東京都得票数 |
|----|---------|-----|-----|--------|-----------|
| 当 | 石原 慎太郎 | 無所属 | 新 | 二八、九四四 | 一、六六四、五五八 |
| | はとやま 邦夫 | 無所属 | 新 | 一三、三九五 | 八五一、一三〇 |

*次点までの氏名をあげた。

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

なお、本市の知事選の投票率は前回よりも七・九ポイント高い五八・四八%であり、東京都全体の平均投票率五七・八七%をわずかながら上回った。

一方、平成十三年六月二十四日に行われた東京都議会議員選挙では、定数二名のところに三名が立候補した。投票の結果、現職の遠藤まもる候補(自由民主党)が再選、また、新人の河西のぶみ候補(民主党)が当選を果たした。自民党の遠藤まもる候補が二期目の都議会議員の座を手にしたのに対して、田中とも子候補(日本共産党)は現職の強みを発揮できなかった。(表7-5)

なお、本市の投票率は四五・一〇%で、前回よりも一二・一ポイント上回ったものの、東京都全体の平均投票率五〇・〇八%を四・九八ポイント下回る結果となった。いずれにしても、都議会議員選挙においては平成元年の五四・七一%を最後に、平均投票率が五〇%を切る時代が続

いているわけである。

表7-5 東京都議会議員の選挙結果*(平成十三年六月二十四日執行)

| 当落 | 候補者名 | 党派 | 新現元 | 調布市得票数 | 総得票数 |
|----|--------|-------|-----|--------|--------|
| 当 | 遠藤 まもる | 自由民主党 | 現 | 三三、二五二 | 四四、一〇〇 |
| 当 | 河西 のぶみ | 民主党 | 新 | 二二、四七八 | 三二、〇〇四 |
| | 田中 とも子 | 日本共産党 | 現 | 一六、四一一 | 二四、二六四 |

*次点までの氏名をあげた。

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

第一節 市議会議員選挙と市議会

一 市議選の結果

平成十一年四月、第一四回統一地方選挙が行われた。その前半戦では一二都道府県の知事選挙が行われ、後にふれるように、東京都知事に石原慎太郎候補が当選し、大阪府知事には横山ノック候補が再選された。また、道府県議会議員選挙においては、自民党は二八八人の当選にとどまり、過去最低の前回の一三〇四人をさらに下回ったのに対して、統一地方選初挑戦の民主党は一七〇人が当選するなど、話題にことかかない選挙となった。

この統一地方選挙前半戦の一環として、四月十一日に都知事選が、また、四月二十五日には第一二回目（市議補欠選挙を除く）の調布市議会議員選挙が行われた。

候補者と当選者
今回の市議選には、定数三〇人に対して、現職二四人、元職二人、新人七人の合わせて三三人が立候補

した。前々回（平成三年）の三三人、前回（平成七年）の三二人を上回ったとはいえ、依然として少数激戦であることに変わりはない。選挙の結果を見ると、最下位当選者と落選者中の上位三人までの票差は二四〇票あまりであり、その上位二人は現職であった（表7-6参照）。

また、現職・元職・新人の区別の点からすると、現職二三人、元職二人、新人五人が当選している。前回が一〇人の新人当選者を生み出し、市議会にとってかなり大きな変動が見られた選挙であったことを考えれば、この新人の数五人は、今回の選挙が市議会の大きな変動期ではない

表7-6 市議会議員選挙結果（平成十一年四月二十五日執行）

| 当落 | 候補者氏名 | 党 | 派 | 新現元 | 得票数 |
|----|---------|--------------|---|-----|-------|
| 当 | あめみや 英雄 | 民主党 | | 新 | 二、八七二 |
| 当 | 漁 ぐんじ | 社会民主党 | | 現 | 二、八三六 |
| 当 | 土方 ながひさ | 無所属 | | 現 | 二、八二七 |
| 当 | 杉崎 としあき | 公明党 | | 現 | 二、七六一 |
| 当 | 大須賀ひろすけ | 無所属 | | 現 | 二、六七六 |
| 当 | 伊藤 よしお | 自由民主党 | | 現 | 二、五九五 |
| 当 | むとう 千里 | 日本共産党 | | 現 | 二、五九一 |
| 当 | 八木 あきこ | 調布・生活者ネットワーク | | 現 | 二、五六八 |
| 当 | 富沢 みのもる | 無所属 | | 現 | 二、四〇二 |
| 当 | 藤塚 あきこ | 自由民主党 | | 現 | 二、三七七 |
| 当 | 福山 めぐみ | 公明党 | | 現 | 二、三七四 |
| 当 | 佐々木 いさお | 公明党 | | 現 | 二、三五〇 |
| 当 | とうみ 千衛 | 日本共産党 | | 現 | 二、三四五 |
| 当 | 前当 えつろう | 公明党 | | 現 | 二、二九四 |
| 当 | 白井 さだはる | 無所属 | | 現 | 二、二五二 |
| 当 | 石井 よしかず | 自由民主党 | | 現 | 二、二二三 |
| 当 | 大河 みとこ | 無所属 | | 現 | 二、二〇一 |
| 当 | おぎくぼ 貞寛 | 公明党 | | 現 | 二、一八三 |
| 当 | 鈴木 正昭 | 自由民主党 | | 現 | 二、一六六 |
| 当 | 安部 たかね | 調布・生活者ネットワーク | | 現 | 二、〇八九 |
| 当 | 内藤 よしお | 社会民主党 | | 現 | 二、〇六三 |
| 当 | 元宮 幸男 | 日本共産党 | | 現 | 二、〇六一 |
| 当 | 元木 茂 | 無所属 | | 現 | 二、〇一五 |
| 当 | 山口 茂 | 無所属 | | 現 | 二、〇〇九 |
| 当 | 伊藤 まなぶ | 無所属 | | 現 | 一、九三九 |
| 当 | 岸本 なお子 | 日本共産党 | | 現 | 一、八五七 |
| 当 | 広瀬 みち子 | 無所属 | | 現 | 一、七九四 |
| 当 | 有川 和子 | 民主党 | | 現 | 一、七四七 |
| 当 | いび 匡利 | 日本共産党 | | 現 | 一、六四九 |
| 当 | 宝珠山 たく | 無所属 | | 現 | 一、二三四 |
| 当 | のみつ たけし | 自由党 | | 現 | 一、〇三四 |
| 当 | 林 明裕 | 無所属 | | 現 | 一、〇三一 |
| 当 | 杉山 典子 | 無所属 | | 現 | 九九一 |

出所：調布市選挙管理委員会、「選挙の記録」
得票数の小数点以下は省略

表7-7 市議選立候補者・当選者の現職・元職・新人別

| | | 市 議 選 | | |
|------|------|--|---|--|
| | | 1991年 | 1995年 | 1999年 |
| 立候補者 | 現元新計 | 26 (5) 2 (0) 5 (1) 33 (6) | 21 (4) 0 (0) 11 (4) 32 (8) | 25 (7) 2 (1) 7 (2) 34 (10) |
| | 現元新計 | 24 (5) 1 (0) 5 (1) 30 (6) | 20 (3) 0 (0) 10 (4) 30 (7) | 23 (5) 2 (0) 5 (2) 30 (9) |

() 内は女性

ことを示唆していよう(表7-7参照)。
性別の点から見ると、当選者のうち、男性二人、女性九人である。議員中の男女比の推移を見ればわかるように(表7-8を参照)、女性議員が全議員の二割を超えたのは前々回の選挙、すなわち平成に入ってからのものであり、前回平成七年の選挙が七人、そして今回ついに全議員中の三割に到達したことになる。男性に比べて女性の有権者の投票率が高いことはただちに女性議員の増加を意味するわけではないことはいまでもないが、しかしなんらかの関係をそこに想定することは可能であろう。また、女性議員の増加傾向は、市議会という政治機構が市政のなかでどのような役割を果たしているかということにも、多少なりとも影響を及ぼす

表7-8 調布市議選の性別当選者数

| | 1955 | 1959 | 1963 | 1967 | 1971 | 1975 | 1979 | 1983 | 1987 | 1991 | 1995 | 1999 |
|---|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 男 | 29 | 29 | 29 | 28 | 28 | 26 | 27 | 27 | 26 | 24 | 23 | 21 |
| 女 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 4 | 3 | 3 | 4 | 6 | 7 | 9 |

表7-9 党派別当選者数

| 党 派 別 | 市 議 選 | |
|---------------------|-------|-------|
| | 1999年 | 1995年 |
| 公明党 | 5 | 5 |
| 日本共産党 | 5 | 4 |
| 自由民主党 | 4 | 7 |
| 民主党 | 2 | — |
| 新進党 | — | 1 |
| 社会民主党 ¹⁾ | 2 | 3 |
| 調布・生活者ネットワーク | 2 | 2 |
| 無所属 | 10 | 8 |
| 計 | 30 | 30 |

¹⁾1996年1月18日までは日本社会党

と考えられよう。

また、当選者の年齢構成という点から見ると、前々回、前回の選挙時に比べると、五〇歳代以上の人数が減っているにもかかわらず、平均年齢は前回に比べると〇・二歳ではあるが高くなっていることが目立つ。四〇歳代の議員九人のうち七人までが四五歳以上であることも関係していよう。なお、今回の選挙での最年少当選者は、三五歳のむとう千里(日本共産党・現)及びいび匡利(日本共産党・現)であり、最年長当選者は七二歳の寶珠山たく(自由民主党・現)である。
当選者を党派別に見ると、無所属が一〇人で、全体の三三・三%を占め、公明党と日本共産党がそれぞれ五議席、自由民主党が四議席、民主党、社会民主党、調布・生活者ネットワークがそれぞれ二議席となった。前回平成七年の選挙と比較すると、自民は三議席減に対して共産が一、無所属が二それぞれ増となったが、無所属で立候補する保守系の候補が多いこともあり、

日本社会党の党名変更や新進党などの消滅、民主党の登場など政党の離合参集の時期における選挙という状況の変化にもかかわらず、大勢には実質的に大きな変化はなかったといえよう(表7-9参照)。

また、各党の得票状況については、公明党が引き続き堅調な数字を残したのに対して、共産党は得票数、得票率とも大きく伸ばしたが、その一方で、平成十（一九九八）年に再出発し野党第一党となった民主党が社会民主党の数字にまだ及んでいないことが注目されよう（表7—10参照）。

表7—10 主要党派別得票状況

| 党派別 | 1999年市議選 | | 1995年市議選 | |
|---------------------|----------|------|----------|------|
| | 得票数 | 得票率 | 得票数 | 得票率 |
| 公明党 | 11,967 | 17.0 | 10,638 | 18.1 |
| 日本共産党 | 10,503 | 14.9 | 6,136 | 10.4 |
| 自由民主党 | 9,361 | 13.3 | 12,544 | 21.3 |
| 民主党 | 4,619 | 6.5 | — | — |
| 社会民主党 ¹⁾ | 4,899 | 6.9 | 6,997 | 11.9 |
| 有効投票数 | 70,568票 | | 58,762票 | |

¹⁾1996年1月18日までは日本社会党

二 市議会の構成・人事

会派の構成

平成十一年四月の市議会議員選挙により市議会の新しい顔ぶれが決定し、現職二三名、新人五名、元職二名の会派所属は表7—11のように決まった。今回の市議選で無所属で立候補し当選した一〇人のうち、土方長久議員、大須賀浩裕議員、富澤稔議員、白井貞治議員、元木勇議員、伊藤学議員、寶珠山琢議員の七人は、自由民主党の伊藤義男議員、藤塚昭子議員、石井良和議員、鈴木正昭議員と統一会派を組み、広瀬美知子議員は民主党の兩宮英雄議員、有川和子議員、社会民主党の漁郡司議員、内藤良雄議員、調布・生活者ネットワークの八木昭子、安部宝根とともに社民・生活者ネット・民主の会を結成

表7—11 会派・所属議員数一覧

(平成十一年六月)

| 会派名 | 人数 |
|----------------|----|
| 自由民主党 | 一一 |
| 社民・生活者ネット・民主の会 | 七 |
| 公明党 | 五 |
| 日本共産党 | 五 |
| グローバル調布21 | 一 |
| 元気派市民の会 | 一 |

した。林明裕議員と杉山典子議員の落選によりグローバル調布21は山口茂議員の一人会派となり、また大河巳渡子議員は引き続き単独で元気派市民の会を結成した。改選前の八会派は今回の選挙を経て、このようなかたちで六つに再編成されたわけである。

これまでの歴然と異なる動きがあるとはいえない。とはいえ、そうしたなかで目を惹くのが新たに成立した社民・生活者ネット・民主の会である。今回の選挙で一議席減らした社民と中央政界では野党第一党となった民主との連携、さらにそこに市民派の一部が加わるとい構図が地方政治のなかで果たしてどこまで確固たるものとなっていくかは未知数であるが、この時点での勢力分布のあり方の断面の一つを示すものではあるだろう。

いずれにしても、当面こうした会派の編成は流動的であることを免れない。平成十三年六月四日に、藤塚昭子議員が自由民主党を脱退して一人会派の改革市民の会を結成し、平成十四年八月一日には、兩宮英雄議員が社民・生活者ネット・民主の会を脱退して、これも一人会派の民主クラブを結成している。

市議会の役員構成

平成十一年四月二十五日に行われた市議会議員選挙の後、六月一日に就任した新議員による初めて

の市議会である第二回定例会は、六月十七日より六月二十九日までの三日間にわたって開かれた。二日目である十八日の冒頭、最年長議員である寶珠山琢議員を臨時議長として、調布市議会の議長、副議長の選挙が行われ、また吉尾市長より監査委員（議会選出）の選任議案が提出された。

まず議長には、地方自治法（第一一八条第二項）の規定による指名推選により、白井貞治議員（自由民主党）が選出され、続いて副議長の選挙が行われ、同じく指名推選により、漁郡司議員（社民・生活者ネット・民主の会）が選出された。

一方、市長から提案された調布市監査委員（議会選出）選任議案も、正副議長選挙と同じく六月十八日の定例会で杉崎敏明議員（公明党）が満場一致の同意をもって選出された。そのほか、政策総務委員会、生活文教委員会、福祉環境委員会、建設水道委員会の四つの常任委員会の委員長、副委員長に選出された議員は表7-12のとおりである。

調布市議会では二年ごとに正副議長をはじめとする議会の役員人事を行う慣例となっている。平成十一年から二年後、平成十三年五月三十日から六月十一日までの一三日間にわたって開催された第二回定例会で再び議会人事が行われた。

まず六月一日に開かれた本会議で議長、副議長の選挙が行われた。正副議長の決定は今回も指名推選で行われ、鈴木正昭議員（自由民主党）が議長に、広瀬美知子議員（社民・生活者ネット・民主の会）が副議長に、それぞれ満場一致をもって選出された。

総務委員会、文教委員会、厚生委員会、建設委員会と改称された各常任委員会の委員長、副委員長に就任した議員は、表7-13のとおりである。

表7-12 常任委員会の委員長・副委員長（平成十一年）

| 常任委員会 | 委員長 | 副委員長 |
|---------|----------|-----------|
| 政策総務委員会 | 寶珠山琢（自民） | 兩宮幸男（共産） |
| 生活文教委員会 | 安部宝根（社民） | 伊藤義男（自民） |
| 福祉環境委員会 | 山口茂（グ） | 福山めぐみ（公明） |
| 建設水道委員会 | 元木勇（自民） | 任海千衛（共産） |

（社民）は社民・生活者ネット・民主の会（グ）はグローバル調布21

表7-13 常任委員会の委員長・副委員長（平成十三年）

| 常任委員会 | 委員長 | 副委員長 |
|-------|----------|----------|
| 総務委員会 | 土方長久（自民） | 山口茂（グ） |
| 文教委員会 | 安部宝根（社民） | 伊藤学（自民） |
| 厚生委員会 | 武藤千里（共産） | 井樋匡利（共産） |
| 建設委員会 | 伊藤義男（自民） | 兩宮幸男（共産） |

（社民）は社民・生活者ネット・民主の会（グ）はグローバル調布21

さらに議選の監査委員には、六月四日、吉尾市長より荻窪貞寛議員（公明党）の選任議案が提出され、満場一致で同意され、監査委員は引き続き公明党選出委員によることとなる。

三 市議会の活動

ここでは平成十一年に実施された市議会議員選挙の結果構成された第二期の市議会の活動についての概況を取り扱う。対象となるのは、選挙後の十一年六月の第二回定例会から平成十五年の第一回定例会までであるが、この間、一六回の定例会と三回の臨時会が開催されている。定例会の会期は、平均して一五・五日間であり、これらの定例会・臨時会

表7—14 市議会の活動状況

| 年次 | 会期 | 本会議 開催日 | 市長提出 議案件数 | 議員提出 議案件数 | |
|------|-----------------|--------------------|--------------|--------------|-----|
| 平成11 | 第2回定例会 | 6月17日～6月29日(13日間) | 6 | 23 | 9 |
| | 第3回定例会 | 9月8日～9月22日(15日間) | 5 | 20 | 14 |
| | 第4回定例会 | 12月8日～12月22日(15日間) | 5 | 41 | 13 |
| 平成12 | 第1回臨時会 | 2月9日(1日間) | 1 | 2 | 0 |
| | 第1回定例会 | 3月6日～3月24日(19日間) | 7 | 54 | 8 |
| 小計 | 5回 | 63日間 | 24 | 140 | 44 |
| 平成12 | 第2回定例会 | 6月8日～6月20日(13日間) | 5 | 31 | 5 |
| | 第3回定例会 | 9月13日～9月27日(15日間) | 5 | 27 | 10 |
| | 第4回定例会 | 12月8日～12月22日(15日間) | 5 | 37 | 12 |
| 平成13 | 第1回定例会 | 3月1日～3月21日(21日間) | 7 | 46 | 14 |
| 小計 | 4回 | 64日間 | 22 | 141 | 41 |
| 平成13 | 第2回定例会 | 5月30日～6月11日(13日間) | 6 | 12 | 5 |
| | 第3回定例会 | 9月13日～9月28日(16日間) | 4 | 24 | 8 |
| | 第4回定例会 | 12月7日～12月19日(13日間) | 4 | 25 | 9 |
| 平成14 | 第1回定例会 | 3月6日～3月26日(21日間) | 7 | 41 | 8 |
| 小計 | 4回 | 63日間 | 21 | 102 | 30 |
| 平成14 | 第2回定例会 | 5月29日～6月7日(10日間) | 4 | 14 | 5 |
| | 第1回臨時会 | 7月18日(1日間) | 1 | 1 | 0 |
| | 第2回臨時会 | 8月2日(1日間) | 1 | 2 | 0 |
| | 第3回定例会 | 9月10日～9月27日(18日間) | 6 | 23 | 5 |
| | 第4回定例会 | 12月4日～12月16日(13日間) | 4 | 31 | 8 |
| 平成15 | 第1回定例会 | 3月3日～3月20日(18日間) | 7 | 36 | 12 |
| 小計 | 6回 | 61日間 | 23 | 107 | 30 |
| 計 | 19回 (定16、臨3) | 251日間 | 90 | 490 | 145 |

で市議会が審議・議決してきたのは、市長提出議案四九〇件、議員提出議案一四五件である。この期における本会議の活動状況は表7—14に掲げるとおりである。

平成十一年第 平成十一年四月の市議会議員選挙により選出され六月

二回定例会 一日に就任した新しい顔ぶれの市議会活動は、六月の

第二回定例会から開始された。第一節の二でふれたように、会期二日目の六月十八日の本会議でまず正・副議長選挙が行われ、指名推選によって議長に白井貞治議員(自由民主党)、副議長に漁郡司議員(社民・生活者ネット・民主の会)が選出された。

続いて、常任委員会の一つである政策総務委員会の委員の定数を六人から五人に減員する「調布市議会委員会条例の一部を改正する条例」が議員提出議案として本会議に上程され、満場一致で可決、即日公布執行された。その後、政策総務・生活文教・福祉環境・建設水道の四常任委員会の所属の決定等の議会人事が行われた。なお、議会運営委員会委員長には、藤塚昭子議員(自由民主党)が選出された。

次いで、この定例会は、まず調布市土地開発公社の経営状況について(専決処分)等六件の市長報告を了承し、さらに平成十一年度調布市一般会計補正予算(第一号)などの市長提出議案二三件について審議し、最終日の六月二十九日の本会議ですべて原案どおり可決した。なお、これらの市長提出議案のうち、地方税法の一部改正に伴い、調布市税賦課徴収条例の一部

を改正する条例について、及び京王線飛田給駅の改良に伴う公共通路設置工事に関する協定については、自由民主党から賛成、日本共産党から反対の討論があった。

議員提出議案中、さきにふれた調布市議会委員会条例の一部を改正する条例を除く八件はいずれも「意見書提出について」の議案で、「調布離着陸場の安全対策の充実を求める意見書提出について」など三件が可決され、五件が否決された。

なお、この間二十二日と二十三日の両日、八人の議員が市政全般にわたり一般質問を行い、市長の見解を問いただした。

平成十一年第 三回定例会 平成十一年第三回定例会は、九月八日から九月二十二

日までの一五日間にわたって開催された。この定例会

では、まず自動車事故による損害賠償の額の決定（専決処分）など二件の市長報告を了承し、次いで「平成十一年度調布市一般会計補正予算（第二号）」、「調布市個人情報保護条例」、「調布市情報公開条例」などを含む市長提出議案二〇件を審議し、二十二日の本会議ですべて原案どおり可決された。なお、これらの市長提出議案のうち、水道事業の経営についてなど都営水道一元化関連議案三件については自由民主党、公明党、社民・生活者ネット・民主の会、元気派市民の会から賛成、日本共産党から反対の討論があり、また、平成十一年度調布市一般会計補正予算（第二号）については自由民主党、公明党から賛成、日本共産党から反対の討論があった。

また、議員提出議案一四件はすべて「意見書提出について」の議案で、「固定資産税における税負担の適正化を求める意見書提出について」など一一件が可決され、「医療制度改革に関する意見書提出について」な

ど三件が否決された。

なお、この間十日、十三日、十四日の三日間に一三人の議員が市政全般にわたり一般質問を行い、市長の考え方をたじた。

平成十一年第 四回定例会 平成十一年第四回定例会は、十二月八日から十二月二

日までの一五日間にわたり開催された。

この定例会では、まず「平成十一年度調布市一般会計歳入歳出決算の認定について」、「平成十一年度調布市一般会計補正予算（第三号）」、「調布市知的障害者援護施設条例」などの議案四一件が市長から提出され、いずれも原案どおり可決された。なお、これらの市長提出議案のうち、平成十一年度調布市一般会計補正予算（第三号）については自由民主党、公明党から賛成、日本共産党から反対の討論、市民農園条例については自由民主党から賛成、日本共産党から反対の討論、少子化対策基金条例については公明党から賛成、日本共産党から反対の討論、廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について自由民主党から賛成、日本共産党から反対の討論、下水道条例の一部を改正する条例について自由民主党から賛成、日本共産党から反対の討論がそれぞれあった。

また、議員提出議案中、「核兵器のない二一世紀を希求する決議」が満場一致で可決された。それ以外の一二件はいずれも「意見書提出について」の議案であり、首都機能移転反対に関する意見書など七件が可決され、東海村での核事故に関する意見書提出についてなど五件が否決された。

さらに、十二月十三、十四日の両日には、二人の議員が市政全般にわたる一般質問を行い、市長の見解を問いただした。

なお、この定例会で九件の陳情についての審査が行われ、一件が採択、四件が不採択、一件が取り下げとなった。

平成十二年第一回臨時会は、会期一日で二月九日に開
一回臨時会 催され、「平成十一年度調布市国民健康保険事業特別会

計補正予算」（第三号）及び「調布市子ども家庭支援センター（仮称）
新設工事請負契約」の議案二件が市長から提出され、いずれも原案どお
り可決され、この臨時会は一時間たらずで閉会した。

平成十二年第一回定例会は、三月六日から三月二十四
一回定例会 日までの一九日間にわたって開催された。

吉尾市長からの平成十二年度の施政方針の説明では、まず始めに地下
方式による京王線連続立体交差事業の都市計画素案が都から発表された
こと、同年四月から地方分権一括法が施行されることにより、市民に開
かれた市政運営への努力と政策自治体への転換の必要性が説かれてい
る。次いで、行財政運営の基本的な考えとして打ち出されるのは、一つ
は、まちづくりに関して「地域社会で支え合う、市民と協働のまちづく
り」という方針である。市民の暮らしや生きがいという視点に立つて、
自然・歴史・文化を踏まえた個性的な地域づくり、市民グループや企業
との協働、中心市街地活性化、同年秋の東京スタジアム開場をにらんだ
「スタジアムのあるまちづくり」、介護保険制度開始のための体制づく
り、障害者の社会参加促進が説かれる。もう一つの柱は子ども施策の間
題であり、子ども議会、移動教室、地域の人材を活用した部活動、エコ
クラブ、調布小学校の建設、子ども家庭支援センターの設置準備、子ど
もの権利条約具現化への取り組みなどにふれ、さらに、二一世紀へ向け
ての行政の新しい仕組みづくりとして、①事務事業評価制度の実施、②

ISO14001の認証取得を目指す、③行政全般にわたるオンブズマ
ン制度導入の検討、④外郭団体の監理の整備、⑤公共施設管理公社への委
託業務の調査・検討、⑥新基本構想・基本計画の策定があげられている。
この定例会では、「平成十二年度調布市一般会計予算」、「調布市職員
退職手当基金条例」、「平成十一年度調布市一般会計補正予算（第五号）」、
「調布市介護保険条例」などを含む五四件の議案が市長から、「アレル
ギー」性疾患対策の早期確立を求める意見書提出について」の議案など八
件が議員から、それぞれ提出された。

定例会では、まず初日の本会議で、吉尾市長が平成十二年度における
基本的施策（本章序説参照）について施政方針を表明し、これに対して
十日、六会派による代表質問が行われた。各会派の代表質問の主要論点
は次のとおりである。

安部宝根議員（社民・生活者ネット・民主の会）「歳入の六〇％を占
める市民税の影響によって行財政運営は左右される。だからこそ市民に
理解を求めながらの優先性の選択を説明責任をもって施策を決定してい
くことが重要である。そのためにも市民の意見に今以上に耳を傾けるべ
きである。」

任海千衛議員（日本共産党）「基本的施策からは市民の暮らし、営業
の実態についての市長の認識が見えてこない。二一世紀に向けての行財
政運営の基本を開発事業、箱物優先のまちづくりから、福祉、子供、自
然環境を重視したまちづくりにすべきだ。」

大河巳渡子議員（元気派市民の会）「個別の施策はわかるが、市長の
都市経営戦略が理解しにくい。調布が目指す方向は何か、その中で
の重点施策は何なのかという政策情報を市民にわかりやすく説明し、理

解を得ることが協働への第一歩である。」

山口茂議員（グローバル調布21）「基本的施策を高く評価する。京王線連続立体交差事業と沿線まちづくりに関して、今後実現に向けてどのような決意をもって臨むのか。」

荻窪貞寛議員（公明党）「連続立体交差事業などそれぞれの事業には市民や事業者の参加と協働が必要だが、合意形成を図るうえででは市民の心理と行動を考慮に入れなければならない。市の合意形成を図るシステムと市民参加のあり方についてどのように考えるか。」

鈴木正昭議員（自由民主党）「実効性のある具体的なまちづくりを進めるにあたって、まず都市基盤整備という行政目標達成のため、従来の点的、線の整備という概念を超え、総合的、一体的、つまり面的広がりを持った都市基盤整備という視点を強く打ち出すべきである。」

さらに、十四日と十五日の両日には、一〇人の議員が一般質問を行い、それぞれ市政全般にわたって市長の見解を問いただした。

このような審議とこの間における委員会審査を経て、市長提出議案中の「損害賠償請求事件に係る弁護士報酬の負担について」など八件は、三月九日の本会議で、「平成十二年度調布市一般会計予算」などの四三件は三月十三日の本会議で、それぞれ原案どおり可決され、また収入役として佐藤義廣氏を選任する件については、二十三日の本会議で満場一致で同意された。

なお、「平成十二年度一般会計予算」（賛成〓自由民主党、公明党、市民・生活者ネットワーク・民主の会、グローバル調布21、元気派市民の会、反対〓日本共産党）、「平成十一年度一般会計補正予算（第五号）」（賛成〓自由民主党、公明党、反対〓日本共産党）、「家族介護慰労金支給案

例」（賛成〓自由民主党、反対〓日本共産党）、「老人福祉手当条例の一部を改正する条例」（賛成〓自由民主党、反対〓日本共産党）、「国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例」（賛成〓自由民主党、反対〓日本共産党）、「平成十二年度国民健康保険事業特別会計予算」（賛成〓公明党、反対〓日本共産党）、「平成十二年度老人保健特別会計予算」（賛成〓自由民主党、反対〓日本共産党）、「平成十二年度用地特別会計予算」（賛成〓公明党、反対〓日本共産党）、「平成十二年度下水道事業特別会計予算」（賛成〓自由民主党、反対〓日本共産党）の九議案については、採決に先立って、それぞれ各会派による賛否の討論があった。

また、議員提出議案八件はすべて「意見書提出について」の議案で、「アレルギー性疾患対策の早期確立を求める意見書提出について」など五件が可決され、「無料のシルバーパス存続を求める意見書提出について」など三件が否決された。

陳情については、「東京地方・高等裁判所の裁判官の増員に関する意見書の採択を求める陳情」が採択、「国に対し、基礎年金の国庫負担の割合を三分の一から二分の一に増額することを速やかに実施するように」「年金制度の改善の意見書」の提出を求める陳情」が趣旨採択、「雇用と地域経済を守ることに関する陳情」など五件が不採択、四件が継続審査となった。

平成十二年第二回定例会は、六月八日から六月二十日

二回定例会 までの一三日間にわたって開催された。この定例会では、まず「調布市土地開発公社の経営状況について」など五件の市長報告を了承し、次いで「調布市基本構想」、「平成十二年度調布市一般会計

補正予算（第二号）」などを含む市長提出議案三二件を審議し、このうち「平成十一年度調布市一般会計補正予算（第六号）」など専決処分の承認について二二件は八日に、調布市基本構想など一九件は二十日の本会議ですべて原案どおり可決された。なお、これらの市長提出議案のうち、「国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」については自由民主党から賛成、日本共産党から反対の討論があり、「乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」については公明党から賛成、日本共産党から反対の討論があり、「ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」については自由民主党から賛成、日本共産党から反対、さらに「心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例」については自由民主党から賛成、日本共産党から反対の討論があった。

議員提出議案五件はいずれも「意見書提出について」の議案で、「新築住宅に係る固定資産税及び都市計画税減免措置の要望に関する意見書提出について」など三件が可決され、二件が否決された。そのほか、この定例会では、「高齢者・障害者等を対象とした司法書士法律相談窓口設置等に関する陳情」が趣旨採択、「解雇規制法」制定に関する陳情など三件は不採択、一件が継続審査となった。

なお、この間十二日、十三日、十四日の三日間、一人の議員が市政全般にわたり一般質問を行い、市長の見解を問いただした。

平成十二年第三回定例会 平成十二年第三回定例会は、九月十三日から九月二十七日までの一五日間にわたって開催された。この定例会

では、「平成十一年度調布市水道事業会計決算の認定について」、「平成十二年度調布市一般会計補正予算（第三号）」、「調布市子ども家庭支

援センターすこやか条例」などを含む市長提出議案二七件を審議し、二十七日の本会議ですべて原案どおり可決された。なお、これらの市長提出議案のうち、「調布市グリーンホール条例の一部を改正する条例」については自由民主党から賛成、日本共産党から反対の討論があった。

また、議員提出議案一〇件はすべて「意見書提出について」の議案で、「北東アジアの平和と非核化の推進を求める意見書提出について」など三件が可決され、「国民への医療費負担増計画に反対する意見書提出について」など七件が否決された。陳情に関しては、この定例会では、仙川駅周辺地区地区計画・緑地一号新設の推進に関する陳情など三件が採択、学童クラブの入会に関する陳情が趣旨採択、義務教育費国庫負担制度堅持及び教職員定数改善計画にかかわる陳情が不採択となった。

なお、この間十九日、二十日、二十一日の三日間に二人の議員が市政全般にわたり一般質問を行い、市長の考え方をたじた。

平成十二年第四回定例会 平成十二年第四回定例会は、十二月八日から十二月二十二日までの一五日間にわたって開催された。

この定例会では、まず自動車事故による損害賠償額の決定（専決処分）についての市長報告一件を了承し、次いで「平成十一年度調布市一般会計歳入歳出決算の認定について」、「平成十二年度調布市一般会計補正予算（第四号）」、「調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例」などの議案三七件が市長から提出され、いずれも原案どおり可決された。なお、これらの市長提出議案のうち、平成十一年度一般会計歳入歳出決算の認定については自由民主党、社民・生活者ネット・民主の会、公明党、グローバル調布21、元気派市民の会から賛成、日本共産党から反対の討論、国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について公明党

から賛成、日本共産党から反対の討論、老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について自由民主党から賛成、日本共産党から反対の討論、用地特別会計歳入歳出決算の認定について自由民主党から賛成、日本共産党から反対の討論、平成十二年度調布市一般会計補正予算（第四号）については自由民主党、公明党から賛成、元気派市民の会、日本共産党から反対の討論、職員の平成十二年度期末手当並びに平成十三年度期末手当及び勤勉手当に関する条例について自由民主党、公明党から賛成、社民・生活者ネット・民主の会、日本共産党、元気派市民の会から反対、平成十二年度一般会計補正予算（第五号）について自由民主党、社民・生活者ネット・民主の会、公明党から賛成、日本共産党、元気派市民の会から反対の討論がそれぞれあった。

また、議員提出議案一二件はいずれも「意見書提出について」の議案であり、「日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しを求める意見書提出について」など九件が可決、「特定非営利活動法人（NPO法人）の税制支援を求める意見書提出について」など三件が否決された。

さらに、十二月十二日、十三日、十四日の三日間に、一三人の議員が市政全般にわたる一般質問を行い、市長の見解を問いただした。

なお、この定例会で八件の陳情が不採択となった。

平成十三年第一回定例会は、三月一日から三月二十一

一回定例会 日までの二二日間にわたって開催された。

吉尾市長からの二一世紀最初の年である平成十三年度の施政方針の説明では、はじめに本格的な地方自治の時代がスタートしたこと、前年に策定された新基本構想に基づいて新基本計画がスタートすることがまず述べられる。行財政運営の基本的な考えとして、第一に、市の行財政運

営の基礎であり前提である平和政策の重要性、第二に、市民・企業・行政の協働によるプロセスとしてのまちづくりの意義が強調される。計画を推進するにあたっての要点の第一は市民が主役のまちづくりであり、そのためには市政情報提供の体制づくりが不可欠とされる。第二は二一世紀の市役所づくりであり、その内実は電子市役所を念頭に置いた情報化の推進、そして市役所の組織の再編及び職員養成等による自治体改革である。さらに具体的に計画行政を推進するための施策として企業会計手法の導入が言及され、また、特例市制度についての検討が課題となるとされた。

この定例会では、まず自動車事故による損害賠償の額の決定（専決処分）など二件の市長報告を了承し、次いで「平成十二年度調布市一般会計補正予算（第六号）」、「調布市議会市政調査費の交付に関する条例」などを含む四六件の議案が市長から、「原子力潜水艦による宇和島水産高校水産実習船沈没事件に抗議を求める意見書提出について」などの議案一四件が議員から、それぞれ提出された。

定例会では、まず初日の本会議で、吉尾市長が平成十三年度における基本的施策（本章序説参照）について施政方針を表明し、これに対して七日の本会議で六会派による代表質問が行われた。各会派の代表質問の主要論点は、次のとおりである。

安部宝根議員（社民・生活者ネット・民主の会）「憲法における平和についてどのように認識しているか。市民参加や協働について、今後はその内容、プロセスがいつそう問われるが、これまで行ってきた市民参加の中で見えてきた課題とは何か。」

岸本直子議員（日本共産党）「所得格差の拡大により低所得者層に特

別の手だてを講ずることが必要である。地方自治体といえども、だれもが安心して暮らせる社会保障制度をつくるために力を尽くす必要があるのではないか。」

大河巳渡子議員（元気派市民の会）「基本構想の実現には市役所は市民の立場、視点に立つことが必要である。基本構想を基本的施策において市民、市職員、関係機関にどのように共有化しようとしているのか。実現のためにどのような目標を設定しているのか。」

山口茂議員（グローバル調布21）「地方分権の推進のなかで、税財源の中央からの移譲はなされていない。東京都が外形標準課税を導入するなど自治体が独自の新税を導入する動きが広がっているが、自治体の課税自主権について市長はどう考えるか。」

荻窪貞寛議員（公明党）「二一世紀は差別化の時代ではなく共生の時代である。今後の障害者の支援と社会参加の取り組みをどのように考えるか。公共部門と民間部門の分担のあり方や見直しを含めて、新しい時代へのシステムとデザインが必要である。」

鈴木正昭議員（自由民主党）「新基本計画の着実な推進に期待する。少子高齢化社会が進行するなかで、良好な住宅の供給を促進する施策が必要である。総合スポーツ施設の整備、多摩国体の誘致促進への取り組みの強化を望む。」

さらに、九日と十二日の両日には、六人の議員が一般質問を行い、それぞれ市政全般にわたって市長の見解を問いただした。

このような審議とこの間における委員会審査を経て、市長提出議案中の「調布市公衆便所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」など九件は三月六日の本会議で、「平成十三年度分の固定資産税の納期

の特例に関する条例」などの三二件は三月二十一日の本会議で、それぞれ原案どおり可決され、また、助役として松本嘉郎氏を、収入役として鈴木信幸氏を選任する件についても二十一日の本会議で満場一致で同意された。

なお、「平成十二年度調布市一般会計補正予算（第六号）」（賛成〓自由民主党、公明党、社民・生活者ネット・民主の会、グローバル調布21、元気派市民の会、反対〓日本共産党）、平成十一年度一般会計補正予算（第五号）（賛成〓自由民主党、公明党、反対〓社民・生活者ネット・民主の会、日本共産党、元気派市民の会）、「調布市生活安全の保持に関する条例」（賛成〓自由民主党、反対〓日本共産党、元気派市民の会）、「調布市違法駐車防止に関する条例」（賛成〓自由民主党、反対〓日本共産党）、「調布市組織条例の一部を改正する条例」（賛成〓自由民主党、反対〓日本共産党）、「調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例」（賛成〓自由民主党、反対〓日本共産党）、「調布市生涯学習推進協議会条例及び調布市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例」（賛成〓自由民主党、公明党、反対〓社民・生活者ネット・民主の会）、「賛成〓自由民主党、公明党、反対〓社民・生活者ネット・民主の会、日本共産党）、「調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例」（賛成〓公明党、反対〓日本共産党）、「平成十三年度国民健康保険事業特別会計予算」（賛成〓公明党、反対〓日本共産党）、「平成十三年度老人保健特別会計予算」（賛成〓自由民主党、反対〓日本共産党）、「職員定数条例の一部を改正する条例」（賛成〓公明党、反対〓社民・生活者ネット・民主の会、日本共産党、元気派市民の会）、「平成十二年度一般会計補正予算（第七号）」（賛成〓社民・生活者ネット・民主の会、公明党、反対〓日本共産党、元気派市民の会）の一一議案については、採

決に先立って、それぞれ各会派による賛否の討論があった。

また、議員提出議案一四件のうち、「調布市議会委員会条例の一部を改正する条例」は満場一致で可決され、それ以外の一三件の「意見書提出について」の議案中、「介護保険制度の改善を求める意見書提出について」など一〇件が可決され、「東京都の心身障害者福祉手当制度の拡充を求める意見書提出について」など三件が否決された。

請願と陳情については、「激増する農畜産物の緊急輸入制限（セーフガード）の発動を求める意見書採択を要請する請願」が趣旨採択、陳情一件が取り下げ、「国民健康保険税値上げの中止を求める陳情」など四件が不採択となった。

平成十三年第 平成十三年第二回定例会は、五月三十日から六月十一

二回定例会 日までの一三日間にわたって開催された。この定例会では、六月一日の本会議で正副議長選挙が行われ、指名推選によって議長に鈴木正昭議員（自由民主党）、副議長に広瀬美知子議員（社民・生活者ネット・民主の会）が選出された。

なお、議会運営委員会委員長には、前期議会で第三四代議長を務めた白井貞治議員（自由民主党）が選ばれた。

次いで、この定例会はまず「調布市土地開発公社の経営状況について」など五件の市長報告を了承し、市長提出議案一二件を審議し、このうち「平成十二年度調布市一般会計補正予算（第八号）」（専決処分の承認）など七件を五月三十日に、「調布市市民農園条例の一部を改正する条例」はいずれも「意見書提出について」の議案で、「首相の靖国神社公式参拝に反対する意見書提出について」など二件が可決され、三件が否決さ

れた。

そのほか、この定例会では、「オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）への補装具にかかる所得制限による自己負担額の全額助成制度の存続についての陳情」が趣旨採択、「N T T 営業所窓口を存続させるよう意見書の提出を求める陳情」が不採択、一件が継続審査となった。

なお、この間四日、五日の両日、一〇人の議員が市政全般にわたり一般質問を行い、市長の見解を問いただした。

また、会期中の六月四日付で、藤塚昭子議員が自由民主党を脱退し、改革市民の会の結成届けを提出している。

平成十三年第 平成十三年第三回定例会は、九月十三日から九月二十

三回定例会 八日までの一六日間にわたって開催された。この定例会では、まず「平成十三年度調布市一般会計補正予算（第一号）」（専決処分）など二件の市長報告を了承し、次いで、「平成十二年度調布市一般会計歳入歳出決算の認定について」、「平成十三年度調布市一般会計補正予算（第二号）」など、市長提出議案二四件を審議し、二十八日の本会議で二四件のうち二三件は原案どおり可決された。また同日、調布市教育委員会委員に関口昌昭氏を任命する件も満場一致で同意された。

また、議員提出議案八件のうち、「調布市介護保険条例の一部を改正する条例」は賛成少数で否決されたが、この議案については日本共産党から賛成、自由民主党、社民・生活者ネット・民主の会から反対の討論があった。そして、定例会が開催される直前の九月十一日に発生した同時多発テロ事件を受けて、「アメリカ合衆国で発生した同時多発テロを糾弾する決議」が満場一致で可決された。そのほかの六件はすべて「意見書提出について」の議案であり、「崖線樹林地等緑地保全制度の拡充

を求める意見書提出について」など三件が可決され、「憲法に違反する自衛隊の海外派兵・有事立法に反対する意見書提出について」など三件が否決された。

陳情に関しては、この定例会では、「国と都あてに私立小・中学校就学者に対する教育費助成」と「私立小・中学校に対する健康管理費助成の意見書提出についての陳情」が採択、一件が取り下げ、四件が継続審査となった。

なお、この間十七日、十八日の両日、一〇人の議員が市政全般にわたり一般質問を行い、市長の見解を聞いた。

平成十三年第四回定例会は、十二月七日から十二月十日までの一三日間にわたって開催された。

この定例会では、「平成十三年度調布市一般会計補正予算(第三号)」、「調布市オンブズマン条例」などの議案二五件が市長から提出され、いずれも原案どおり可決され、また、人権擁護委員の候補者への佐瀬一男氏の推薦が満場一致で同意された。なお、これらの市長提出議案のうち、平成十三年度一般会計補正予算(第三号)について自由民主党から賛成、日本共産党から反対の討論、平成十三年度一般会計補正予算(第四号)について自由民主党から賛成、日本共産党から反対の討論がそれぞれあった。

また、議員提出議案九件のうち、「首都機能移転に反対する決議」が満場一致で可決され、無記名投票における白票を、問題を否としたものとみなすことを内容とする「調布市議会会議規則の一部を改正する規則」も満場一致で可決された。この二件を除く七件はいずれも「意見書提出について」の議案であり、「BSE(牛海綿状脳症)対策の強化に対す

る意見書提出について」など六件が可決、「患者負担増と受診抑制を進める医療制度改革に反対する意見書提出について」の一件が否決された。さらに、十二月十一日、十二日の両日に、九人の議員が市政全般にわたる一般質問を行い、市長の見解を聞いた。

なお、この定例会で「国分寺崖線を守るためにマンションの適正規模を求める陳情」など二件が趣旨採択となった。

平成十四年第一回定例会は、三月六日から三月二十六日までの二二日間にわたって開催された。

吉尾市長からの平成十四年度の施政方針の説明は、まず前年九月十一日に発生した同時多発テロ事件の犠牲者に哀悼の意を表すことから始まった。次いで、まちづくりの課題として、第一にあげられたのは平和施策の推進である。テロへの不安はあるものの、同年五月三十一日から日本・韓国の二カ国共催によるサッカー・ワールドカップが開幕し、調布市もサウジアラビアのキャンプ地に選ばれており、また、八月には東京スタジアムで障害者の国際的競技会などの開催も予定されており、世界の人々と市民との交流の意義はきわめて大きい。第二は、子ども施策である。同年四月からの完全学校週五日制実施をにらんだ総合的な施策の展開、子育て支援施策の拡充が挙げられる。第三の課題は地球環境の保全である。地球規模での議論に呼応して、地域レベルでの行動を起こすことが必要である。行財政運営の基本姿勢としては四点があげられる。第一に、分権型社会の創造であり、税財源移譲を要望していく。第二に、協働のまちづくりであり、(仮称)住民自治基本条例を視野に入れて、さまざまなかたちでの市民との協働による行政運営に努める。第三に、行財政改革の断行であり、行財政改革アクションプランを策定し

たほか、市民サービス向上に直接つながる改革を迅速に行うとする。第四は市町村合併問題であり、議論の前提となる情報を市民に提供しつつ、調査・研究に取り組むとする。

この定例会では、議員提出議案の「鈴木宗男衆議院議員をめぐる外務省疑惑の徹底解明を要請する意見書提出について」が満場一致で可決されたのち、自動車事故による損害賠償の額の決定（専決処分）の一件の市長報告を了承し、次いで「平成十四年度調布市一般会計予算」、「調布市市営駐車場の設置及び管理に関する条例」などを含む四一件の議案が市長から、さきにふれた鈴木宗男衆議院議員をめぐる外務省疑惑の徹底解明を要請する意見書提出についてなど八件が議員から、それぞれ提出された。

定例会では、まず初日の本会議で、吉尾市長が平成十四年度における基本的施策について施政方針を表明し、これに対して十二日の本会議で六会派による代表質問が行われた。各会派の代表質問の主要論点は、次のとおりである。

安部宝根議員（社民・生活者ネット・民主の会）「行財政改革アクションプランであげられている重点項目は安上がり行政を目指すものになっているのではないか。計画の見直しを含めて再検討すべきである。」

雨宮幸男議員（日本共産党）「基本的施策には市民の暮らしや営業の痛みへの言及が皆無である。その結果、市民の困難を救うために何が緊急に必要な施策なのか、そのための予算をどこに重点を置くべきか、見えてこない。」

大河巳渡子議員（元気派市民の会）「連続立体交差化事業推進のための積極予算案は政策の優先順位を誤っている。教育、福祉こそまったたな

しの課題であり、持続可能な政策を提案し実行することこそが自治体の目指すべきことである。」

山口茂議員（グローバル調布21）「グローバルゼーションのなか、国際交流や地方自治をどのように考えてゆくべきか。行財政改革アクションプランの基本的な考え方とは何か。特例市制度や市町村合併問題をどう考えるか。」

杉崎敏明議員（公明党）「市民参加にはそれぞれの地域での个性的な取り組みがあつていいはずである。調布に求められる市民参加のシステム構築に向けてどのような取り組みを進めるのか。」

土方長久議員（自由民主党）「連続立体交差事業の地下方式による決定に伴い、今後まちづくりが進んでゆくが、まちづくりのリーダーには先見性が必要である。この時期吉尾市長が先頭に立ってまちづくりを推進してゆくことを願う。」

さらに、十四日と十五日の両日には、七人の議員が一般質問を行い、それぞれ市政全般にわたって市長の見解を問いただした。

このような審議とこの間における委員会審査を経て、市長提出議案中の「平成十三年度調布市一般会計補正予算（第五号）」など九件は三月十一日の本会議で、「調布市職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」などの三三件は三月二十六日の本会議で、それぞれ原案どおり可決された。

なお、「平成十四年度調布市一般会計予算」（賛成〓自由民主党、公明党、グローバル調布21、改革市民の会、反対〓日本共産党、社民・生活者ネット・民主の会、元気派市民の会）、「調布市保留床取得資金の貸付に関する条例」（賛成〓自由民主党、グローバル調布21、反対〓社民・

生活者ネット・民主の会、日本共産党、元気派市民の会、「財産の取得について」（賛成）自由民主党、グローバル調布21、反対）社民・生活者ネット・民主の会、日本共産党、元気派市民の会、「平成十三年度一般会計補正予算」（第五号）（賛成）自由民主党、公明党、反対）社民・生活者ネット・民主の会、日本共産党、元気派市民の会、「調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例」（賛成）自由民主党、反対）日本共産党、元気派市民の会、「調布市市営駐車場の設置及び管理に関する条例」（賛成）自由民主党、公明党、反対）社民・生活者ネット・民主の会、日本共産党、元気派市民の会）の六議案については、採決に先立って、それぞれ各会派による賛否の討論があった。

また、議員提出議案八件はいずれも「意見書提出について」であり、そのうち「保育・子育て支援の制度拡充を求める意見書提出について」など六件が可決され、「サラリーマンの医療費三割負担などの医療制度改革に反対する意見書提出について」など二件が否決された。

陳情については、「准看護婦に対する看護婦への移行教育早期実施に向けた国への意見書の提出を求める陳情」が採択、「公団住宅を公共住宅として存続させることを求める意見書提出についての陳情」が趣旨採択、「入間町二丁目二三番地地区の産業廃棄物置き場化を防ぐ陳情」など二件が不採択となった。

平成十四年第二回定例会は、五月二十九日から六月七

二回定例会 日までの一〇日間にわたって開催された。この定例会

はまず倒木事故による損害賠償の額の決定（専決処分）など七件の市長報告を了承し、次いで「平成十四年度調布市老人保健特別会計補正予算（第一号）」などの市長提出議案一二件を審議し、六月七日にすべて満

場一致で原案どおり可決し、また、調布市固定資産評価審査委員会委員として市瀬富三氏を満場一致で承認した。

議員提出議案五件のうち、地方自治法一部改正に伴う議員の派遣について所要の規定を定めた「調布市議会会議規則の一部を改正する規則」は満場一致で可決された。その他の四件はいずれも「意見書提出について」の議案で、「政治倫理及び公正な入札の確立を求める意見書提出について」が可決、「非核三原則」見直し発言の撤回を求める意見書提出について」など三件が否決された。

そのほか、この定例会では、「市道西四七号線の公道寸法の確保を求める陳情」が趣旨採択となった。

なお、この間五月三十一日、六月三日の両日、七人の議員が市政全般にわたり一般質問を行い、市長の考え方をただした。

平成十四年第一回臨時会は、会期一日で七月十八日に

一回臨時会 開催された。この臨時会はまず人身事故による損害賠

償の額の決定（専決処分）など二件の市長報告を了承し、次いで「調布市議会市政調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」一件が市長から提案され、原案どおり可決された。

さらに、七月七日の市長選挙の結果、市長の座を退くこととなった吉尾勝征市長が、四期一六年間を回顧しつつ、「職員の皆さんともども築いてきた、やらなければならぬ幾つかのテーマ、その方向は、ぜひ三〇人の議員の皆さんにも深く御理解いただき、調布市民二〇万五〇〇〇の福祉の向上と市政の発展のために、さらに御努力いただけましたら、そんな気持ちでいっぱいでございます」と退任のあいさつを行った。

これに対し、安部宝根議員（社民・生活者ネット・民主の会）が、「二

○万市民へのサービスの充実という共通の思いを、議会において、時には激しい議論を闘わせる場面もございました。しかし、調布市政発展のために力を尽くされてきたことは、万人の認めるところでございます。

吉尾市長、心より敬意を表します」と送別の言葉を述べ、五〇分あまりで閉会した。

平成十四年第二回臨時会 平成十四年第二回臨時会は、会期一日で八月二日に開

催された。この臨時会はまず先の七月七日の市長選挙で当選し、二十二日に就任した長友貴樹市長が、「六代にわたりますそれぞれの市長に深く敬意を表しますとともに、その功績、足跡を汚すことのないように、私も皆様方のお力添えをいただきながら、微力ではありますが、全力を傾けてまいりたいと考えております」と市長就任のあいさつを行った。

次いで、「調布市監査委員に関する条例の一部を改正する条例」など二件の市長提出議案を審議し、原案どおり可決した。

なお、会期直前の八月一日付で、雨宮英雄議員が社民・生活者ネット・民主の会を脱退し、民主クラブの結成を届け出ている。

平成十四年第三回定例会 平成十四年第三回定例会は、九月十日から九月二十七日までの一八日間にわたって開催された。この定例会

はまず自動車事故による損害賠償の額の決定（専決処分）一件の市長報告を了承し、次いで「平成十三年度調布市一般会計歳入歳出決算の認定について」、「平成十四年度調布市一般会計補正予算（第一号）」など、二三件が市長から提案され、また「北朝鮮による日本人拉致事件の真相究明と国交回復の推進を求める意見書提出について」をはじめとする五件の「意見書提出について」の議案が、議員から提出された。

定例会は、会期二日目の十二日に長友市長が就任後、初めて市政に関する基本的な考え方（本章序説参照）について所信表明を行い、これに對して十二日に六つの会派による代表質問が行われた。各会派の代表質問の主要論点は次のとおりである。

土方長久議員（自由民主党） 「市民参加型の市政といっても、進め方しだいで市長の責任放棄や議会軽視になりかねない。導入を図るとされる外部評価制度や市民・企業・行政の三位一体というなかで議会の意義に対する理解に不十分な点があるのではないか。」

杉崎敏明議員（公明党） 「市民軽視、開発優先、ワンマン市政との選挙中の主張にもかかわらず、市長就任以後は前市長の市政運営を絶賛し、事業の継続性を訴える言葉が目を引くが、市政運営で何を感じたか。」

山口茂議員（グローバル調布21） 「当選後に「吉尾市政の継承」「オール与党化」などというのは公約違反である。公約違反は政治不信に直結する。市長の基本的な政治スタンス、明快な座標軸を問う。」

大河巳渡子議員（元気派市民の会） 「所信表明のなかでまちづくりに対する市長の理念について明確な説明がなかったことが残念である。市長のまちづくりに対する基本理念、ビジョンとは何か。市政運営のあり方や進め方が今までとどう違ってくるのか。」

雨宮幸男議員（日本共産党） 「所信表明で、学校の施設整備促進、乳幼児医療費助成制度の充実、三〇人学級の方向性を示すなど具体的施策を示した。日本共産党は今後とも公約実現に向け長友市長と力を合わせて頑張りたい。」

安部宝根議員（社民・生活者ネット・民主の会） 「市民参加と徹底し

た情報公開といっても、市民にわかりやすい市財政の公開、市民の目に見える市政運営という点で、より具体的な情報の公開・提供を具体的に示してほしい。」

さらに、十三日、十七日、十八日の三日間にわたって一四人の議員が市政全般にわたり一般質問を行い、市長の見解を問いただした。また、九月十日に前当悦郎議員（公明党）が調布市事務事業評価による市民保養施設などの廃止・運営見直しをめぐる新聞報道について、九月二十七日に大須賀浩裕議員（自由民主党）が人事異動の内示について、それぞれ緊急質問を行った。

このような審議を経て、市長提出議案は二十七日の本会議で七件が原案どおり認定、一五件が原案どおり可決された。

また、議員提出議案五件はいずれも「意見書提出について」であり、このうち「電力会社による原子力発電所の不適切な取り扱いへの厳正な措置を求める意見書提出について」など三件が可決、「住民基本台帳ネットワークシステムの稼動見直し・中止を求める意見書提出について」など二件が否決された。

陳情に関しては、この定例会では、「国と都あてに私立小・中学校就学者に対する教育費助成と私立小・中学校に対する健康管理費助成の意見書提出についての陳情」が採択、「トラック輸送における安全確保・排ガス防止に関する意見書の提出に関する陳情」が趣旨採択、「多摩地区都税事務所統廃合計画見直しを求める陳情」が不採択、五件が継続審査となった。

平成十四年第 四回定例会 平成十四年第四回定例会は、十二月四日から十二月十六日までの一三日間にわたって開催された。この定例

会はず自動車事故による損害賠償の額の決定について（専決処分）の一件の市長報告を了承し、「次いで平成十四年度調布市一般会計補正予算（第二号）」、「調布市青少年交流館条例」などの議案三一件が市長から提出され、十六日の本会議でいずれも原案どおり可決された。

また、議員提出議案八件のうち、七件は「意見書提出について」であり、そのうち「米国のイラク攻撃に反対し平和的解決を求める意見書提出について」など六件が可決、「教育基本法の「見直し」に反対する意見書提出について」が否決された。議員提出議案の残る一件は、「調布市議会議員定数条例の一部を改正する条例」であり、土方長久議員（自由民主党）による提案理由の説明の後、自由民主党、公明党、グローバル調布21、改革市民の会、民主クラブから賛成、日本共産党、元気派市民の会から反対の討論があり、採決の結果起立多数で可決された。

さらに、十二月六日、九日の両日に、一人の議員が市政全般にわたる一般質問を行い、市長の見解を問いただした。

なお、この定例会で「固定資産税における償却資産に関する意見書提出の陳情」など二件が採択、「どの子にも基礎的な学力と豊かな人間性をはぐくむ教育を保障するために調布市でも「30人学級の早期実現を求める陳情」が趣旨採択、「調布市議会の議員定数を現行の30人に維持することを求める請願」など二件が不採択となった。

平成十五年第 一回定例会 平成十五年第一回定例会は、三月三日から三月二十日までの一八日間にわたって開催された。

平成十五年三月七日の定例会における施政方針の表明が、長友市長にとって初めての本格的な施策表明といえるものであった。まずはじめに平和こそすべての市民生活や行政活動の前提であるとした後、閉塞感・

停滞感ただよう社会経済状況を打破し、「行政の取り組みが景気浮揚の起爆剤たり得ることを信じ、国をも牽引していく気概を持って、調布市が秘めている力を存分に引き出せるような施策展開を目指し」ていくと決意を述べている。いささか唐突ともいえるが、長友市政が目指そうとする方向性を示唆していると考えられなくもない。

続いて、市政運営の基本的な考え方として、最初に言われるのは「成長と潤い、その両面を備えたまちづくり」である。「市民が身近な生活圏でゆとりと豊かさを実感できること、これが何よりも大切」であり、「ともすれば経済効率優先で画一的だったまちづくりとは決別しなければなりません」というときには、選挙中の「開発優先」という吉尾市政批判の残響が聞き取れるとはいえず、「潤い」や「ゆとり」の側に比重を移しているわけではないと言うまでもない。

市政運営の基本的な考え方として具体的にあげられるのは、①市民参加・協働のまちづくりの体制整備、②市役所機能の強化、③コスト意識の徹底、の三つである。先の二点が前回の施政方針の再確認の域を出ないのに対して、三番目の論点は一歩先に踏み出したものがあるように見える。「公共サービスの供給主体としての民間の役割について、また、共通する課題の解決に向けて、計画の段階から民間と行政が一体となって取り組むことの必要性を検討」というのは、一種の民活論とも見られよう。ここではそれ以上具体的に踏み込んで論じられることはないにせよ、就任以来、市政の現状をつぶさに見てきた市長が、迫ってくる現実に対応しようとして打ち出してきた方向性の一つであると見ることにはできよう。さらに、個別の施策としては、①中心市街地の活性化と京王線立体化、②教育・子ども・福祉施策の充実、③環境問題への対応、

④文化・芸術・スポーツの振興、の四点が言及されて所信表明は締めくくられる。これを受けて八会派による代表質問が行われた。各会派の代表質問の主要論点は、次のとおりである。

土方長久議員（自由民主党） 「改定された実施計画、財政計画、予算編成からは、いたずらに借金をふやし、預金を取り崩すことを前提としながら、既存計画事業を先送りしたり統合したものが大半で、市長の新しい息吹が伝わってこない。」

杉崎敏明議員（公明党） 「これまでの市政運営はその場限りにきゅうきゅうとしていた。長期的展望をもって実施する政策とはどのようなものか。掲げられたコスト意識の徹底とは、具体的にはどのようなものか。市債を活用し財調の取り崩しをして編成した予算案はお手盛りではないか。」

山口茂議員（グローバル調布21） 「今行政に必要な視点はあれもこれもではなく、あれこれかである。リーダーシップなきデモクラシーは無政府状態を招く。市長の選択の基準と発想のベースは何か。」

藤塚昭子議員（改革市民の会） 「大胆な公約にもかかわらず、これまでの市政運営には大きな変革の兆しさえみえないのは残念。景気低迷のなか、ゆとり安らぎのまちづくりのためにどのようなビジョンをもって臨むのか。」

大河巳渡子議員（元気派市民の会） 「予算案は公約や目標との整合性の点で疑問がある。産業振興や経済活性化と生活者の目線は相容れないものがある。行政が優先すべき課題は経済活性化よりも暮らしである。」

兩宮英雄議員（民主クラブ） 「選挙から就任以後の過程における市長の不安定で裏づけの不十分な言動が市政の混迷を招いているのではない

か。財政の健全性をみずからの言葉で定義してほしい。」

井植匡利議員（日本共産党）「予算案は暮らしを守るという点で大変評価できる内容である。ごみ問題ではシンポジウム開催など問題を議論して深める場をつくる必要がある。」

安部宝根議員（社民・生活者ネット・民主の会）「予算書がわかりやすくなってきたことは評価するが、わかりやすい行財政についての情報公開をし、市民、行政職員ともにコスト意識を図るべきである。」

さらに、十一日と十二日の両日には、九人の議員が一般質問を行い、それぞれ市政全般にわたって市長の見解を聞いた。

このような審議とこの間における委員会審査を経て、市長提出議案中の「平成十四年度調布市一般会計補正予算（第四号）」など七件は三月六日の本会議で、「調布市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」などの二八件は三月二十日の本会議で、それぞれ原案どおり可決された。しかし、調布市教育委員会委員への榎本和男氏の任命は不同意となった。平成十四年度調布市一般会計予算については、三月二十日の採決に先立って、八会派からそれぞれ賛否の討論があった。各派の討論の主論点は、次のとおりである。

◇賛成

社民・生活者ネット・民主の会 「歳出は子供たちに対する各種施策の拡充に努めた予算として評価する。予算参考資料の充実も評価する。」
公明党 「市債・基金を活用した苦慮した編成。子ども施策、連続立体交差事業、再開発事業への取り組みを評価するが、みずからやりたい施策に傾注するあまり市債バランスがくずれた。」

日本共産党 「市長の公約・市民の願いを反映したものととして高く評

価する。臨時財政対策債・財政調整基金の活用は必要な財源措置と理解する。」

グローバル調布21 「子育て支援、連続立体交差事業、学習環境改善等の点を評価する。基金の計画的積み立て、計画的な市債残高償還努力、助役人件費・住宅リフォーム制度再考、多賀荘・木島平山荘の慎重な取り扱いを考慮してほしい。」

改革市民の会 「将来の負担が危惧されるが、乳幼児医療費助成の所得制限撤廃、待機児解消施策、青少年ステーションの設置、ユーフオー事業等に期待する。」

民主クラブ 「財政の健全性を定義し、公約された財政ビジョンを示すべきではないか。しかし行政の継続性は盛り込まれており、またわかりやすい予算資料に感謝する。」

◇反対

自由民主党 「市税収が落ち込むなか、財政体力を無視して個別事業での公約実現に目を奪われ、行財政運営の基本的な公約に違反し、長期的な視点で市民福祉向上を犠牲にした予算である。」

元気派市民の会 「大型開発事業継続、事業の見直しもせず、財政の大胆改革も先送りされた総花的予算。ばらまきや場当たりの個別要望対応型の政策は将来にツケを残すだけである。」

また、議員提出議案一・二件のうち、「イラク戦争に抗議し、即時停戦を求める緊急決議」は満場一致で可決され、「教育基本法改正について慎重審議を求める意見書提出について」など五件が可決、「失業者の生活保障のための緊急措置を求める意見書提出について」など六件が否決され、「イラク攻撃に反対し平和的解決を求める意見書提出について」

は取り下げとなった。

さらに請願と陳情については、「遊戯場乱立阻止とまちづくりに関する陳情」など二件が採択、「調布染地マンション（仮称）建設計画における公遊園及び公共公益施設用地の活用方法に関する陳情」など三件が

趣旨採択、「有事関連三法案の慎重な取り扱いを求める意見書提出についての陳情」の一件が不採択、六件が継続審査となった。
 主な意見書・決議は表7-15のとおりである。

表7-15 第二二期（平成十一年六月～十五年五月）における主な意見書・決議

| 件名 | 議決年月日 |
|--|-----------|
| 調布離着陸場の安全対策の充実を求める意見書 | 一一・六・二九 |
| 学校事務職員、栄養職員の給与費国庫負担制度の堅持を求める意見書 | 一一・六・二九 |
| 犯罪被害者支援法の制定を求める意見書 | 一一・九・二二 |
| 財政再建に名をかりた安易な福祉等の施策見直しに反対する意見書 | 一一・九・二二 |
| 市町村に対する助成の強化など介護保険法の円滑な実施を求める意見書 | 一一・九・二二 |
| 東海村での核事故に関する意見書 | 一一・二・二二 |
| 核兵器のない二一世紀を希求する決議 | 一一・二・二二 |
| 東京地方・高等裁判所の裁判官の増員に関する意見書 | 一一・三・二四 |
| 遺伝子組み換え作物・食品の規制を求める意見書 | 一一・六・二〇 |
| 国民健康保険制度の抜本的改革に関する意見書 | 一一・九・二七 |
| 北東アジアの平和と非核化の推進を求める意見書 | 一一・九・二七 |
| 家庭内暴力（ドメスティック・バイオレンス）の防止及び被害者の保護に関する法律の早期制定を求める意見書 | 一一・二・二二 |
| 育児・介護休業法の拡充等に関する意見書 | 一一・二・二二 |
| 原子力潜水艦による宇和島水産高校水産実習船沈没事故に抗議を求める意見書 | 一一・三・二二 |
| 介護保険制度の改善を求める意見書 | 一一・三・二二 |
| 日本国憲法に反する集団的自衛権の行使に反対し、憲法の遵守を求める意見書 | 一一・三・二一 |
| 首相の靖国神社公式参拝に反対する意見書 | 一一・三・六・一一 |
| アメリカ合衆国で発生した同時多発テロを糾弾する決議 | 一一・三・九・一七 |
| 私立小・中学校就学者に対する教育費助成と私立小・中学校に対する健康管理費助成の意見書 | 一一・三・九・二八 |
| 首都機能移転に反対する決議 | 一一・三・二・二七 |
| BSE（牛海綿状脳症）対策の強化に対する意見書 | 一一・三・二・二七 |
| 鈴木宗男衆議院議員をめぐる外務省疑惑の徹底解明を要請する意見書 | 一一・三・二・一九 |
| 雪印食品牛肉偽装事件の徹底解明と食品表示制度の改善・強化を求める意見書 | 一一・四・三・六 |
| 政治倫理及び公正な入札の確立を求める意見書 | 一一・四・三・二六 |
| 北朝鮮による日本人拉致事件の真相究明と国交回復の推進を求める意見書 | 一一・四・六・七 |
| 外形標準課税の導入による中小企業増税に反対する意見書 | 一一・四・九・二七 |
| イラク戦争に抗議し、即時停戦を求める緊急決議 | 一一・五・三・二〇 |

第二節 地方分権改革とIT革命のなかの自治

体

一 新しい基本構想の策定

第三次基本構想から 調布市が「すてきにくらしたい・愛と美のまち第四次基本構想へ 調布」を将来都市像とする第三次の基本構想を

策定したのは平成元（一九八九）年六月のことであった。既にその前年の昭和六十三（一九八八）年には企画会議やプロジェクトチームを発足させ、また、市民の意識調査を実施し、平成元年二月には基本構想と基本計画をまちづくり市民会議に諮問し、市議会の議決を経て六月に告示されたのであった。この基本構想は平成元年を初年度とし、平成十三年度を最終年度とする長期計画であるが、この基本構想にはその具体的な実現を図るべく、中期計画として平成二年度から平成七年度まで、及び平成八年度から平成十三年度までの二期の基本計画が盛り込まれていた。平成十一年は目標年次たる平成十三（二〇〇二）年まであと一年あまりを残してはいたが、平成十三年は二世紀の始まりを告げる年でもあり、調布の市政運営の基本方針を示すものとして、十三年を開始年次とする第四次の基本構想と基本計画が策定されることになったわけである。

新基本構想策定 平成十一年三月、吉尾市長は第一回定例会における**の経緯と特徴** 施政方針の中で、平成十三（二〇〇二）年を初年度

とする総合計画作成の予定を発表し、新総合計画作成の作業は実質的にスタートを切った。平成十一年五月には市民意識調査を実施し、また同

じ五月、市民と市職員の協働による「21世紀の調布を考える市民懇談会」が発足し、その後三つの部会で基本構想の案の検討を重ね、さらに平成十一年十二月と平成十二年二月には総合計画作成推進委員会を開催し、「21世紀の調布を考える市民懇談会」は平成十二年三月に基本構想案を市長へ提案した。基本構想は、二世紀初頭の時代の潮流を少子高齢化の急速な進行、地球環境問題、分権型社会の当来、情報技術革命の進展、の四点で特徴づけたうえで、「みんながつくる・笑顔輝くまち調布」という将来像を掲げ、この将来像の実現のために、次のような三つの基本目標を設定し、その下にそれぞれ三つの施策の基本方向をあげている。

- 1、いきいきと元気なひとづくり
 - ①生涯学習によるまちづくり
 - ②文化をはぐくむまちづくり
 - ③活力あるコミュニティづくり
- 2、住み続けられるくらしづくり
 - ①くらしを支えるまちづくり
 - ②心地よい生活空間づくり
 - ③安全にくらせるまちづくり
- 3、人が集まる楽しいまちづくり
 - ①ときを楽しむまちづくり
 - ②空間を楽しむまちづくり
 - ③歩きたくなるまちづくり

策定過程への積 基本構想のような総合計画を策定するに当たっては、
極的な市民参加 一般に、市民のニーズの徹底した把握、庁内推進体

制の強化、計画立案への市民参加が重要な課題とされる。今回の第四次
基本構想を策定するに当たって特に目立っていたのは、先にもふれた、
公募による市民、職員を含む「21世紀の調布を考える市民懇談会」に見
られるように、市民参加がこれまでになく積極的に図られていた点であ
ろう。もとより調布市においても、前回の第三次の基本構想策定に際し
ても市民意識調査を実施していたし、他の計画を立てるに当たってもま
ちづくり市民会議等市民の参加する各種の審議会、地区協議会などさま
ざまな住民組織が関与してきた。しかし、今回の策定作業が、総合計画
の最上位に位置する基本構想についてであり、しかも、その素案作成の
段階から市民と市職員の協働で作業が行われたという点に関しては、こ
の基本構想について質疑・討論を行った平成十二年第二回定例会でも、
総じてその試みを支持する声が強かったようである。

吉尾市長は、「行政としてはこの市民参加方式をどのように評価して
いるのか」という安部宝根議員（社民・生活者ネット・民主の会）の質
問に対して、「この度の参加の方式は、まちづくりに広く責任を有する
市行政を担う職員が市民とのパートナーシップを築くうえでは大変に効
果があったものと考えております。また、市民委員の皆さんも案づくり
の段階から参加でき、また職員の生の声を聞くこともでき、有意義な時
間であったと感想を述べておられました」と答弁し、市民及び行政の双
方にとって有意義な点が多かったことを強調している。

かつての行政主導によるトップダウン型の都市計画から市民主体のボ
トムアップ型のまちづくりへの転換は、まさにこの平成十二（二〇〇〇）

年の四月に施行された地方分権一括法に象徴される地方分権改革のすう
勢に後押しされて、よりいっそう明確になってきたことはまちがいな
い。地域の問題にかかわろうとする市民の意欲の高まりにもまして、自
己決定、自己責任が求められるなかで市民との協働なくして自治体は立
ち行かなくなってきたのである。したがって、市民主体のまちづくりと
いう思想は、単に策定過程における市民の参加だけでなく、「みんなが
つくる」といわれるように、基本構想の理念それ自体の考え方もなる。
そうになると、それは主体としての市民とは誰か、という問題にもつな
がってくる。

多様化する「市民」 基本構想はその第一章「策定に当たって」におい
て、市民とともに、市民団体、大学、企業などが
をめぐる議論

連携しながら、みんなで知恵を出し合い、工夫を凝らし、行政と協働し
て、市民が主役のまちづくりを実践する」としている。ここで、「事業
者」ではなく「企業」という表現が用いられていることについて、井樋
匡利議員（日本共産党）は、利潤追求が企業目的である以上、企業が
「まちづくりの主体として位置づけられるということは、まさにまちづ
くりにおいて利潤追求を最優先としていくということになるのではない
でしょうか」と述べ、また一方で山口茂議員（グローバル調布21）は「現
実を見据えた見識である」と対照的な評価を下している。これに対して
吉尾市長は、「基本構想における各主体の役割と責任について、どのよ
うにお考えか」という大須賀浩裕議員（自由民主党）の質問への答弁の
中で、「企業につきましても、敵対、対立するだけの関係としてではな
く、共存共栄を図るべき地域社会の構成員と考えております。企業は
（中略）生産、流通、販売、雇用、消費などのあらゆる面で社会への大

大きな影響力を持っております。そうした企業に、地域とともに歩むことを呼びかけています。社会的な存在としての立ち居振る舞いをお願いしたいところでもあります」と述べている。企業が単に私的利益を追求する経済的な存在であるだけでなく、地域のなかで社会的に存在する主体として公共性をもちうるかどうかは、たしかにあらかじめ決まっているわけではなく、その時々さまざまな条件に左右されることだと言葉よう。

まちづくりの主役として名前があがったのは企業だけではない。NP Oやボランティア活動をはじめとする市民団体など、まちづくりの主役は必ずしも一様なものではなく、多種多様なものであることは、一九九〇年代後半において広く共有されるようになった認識である。吉尾市長も「これまでのように、公共即行政という図式ではなくなったのではないかと私は認識をいたしております」と述べている。そこに見られるのは、市民の主体性、自主性と市民・行政・企業・市民団体などが互いに協力しながら進めるまちづくりへの大きな期待である。「21世紀の調布を考える市民懇談会」はこの基本構想だけでなく、引き続き行われる基本計画、実施計画の策定にも関与していくことからもうかがえるように、市民参画型のまちづくりは、策定過程だけでなく、事業の実施、管理、評価などにも関わるなど、さまざまななかたちで展開されていくことになる。

まちづくりの主体とし ただそうなってくると、こうしたまちづくりの議会の役割とは の主体としての市民と議会との関係について改めて問われる可能性が出てこよう。基本構想の策定は、地方自治法第九六条の規定にあるように、議会の議決事項であり、その意味で議会は

総合計画の策定に責任を負っていることは言うまでもない。また、議会における質問のみならず、議員は実際さまざまななかたちで策定にかかわっていることも確かである。しかし、策定過程においても協働型の市民の参画の余地が大きくなりつつあるなかで、議会に求められる固有の機能や役割は何であるのかは議論されるべき課題である。基本構想をめぐる討論の中で唯一反対の討論を行った日本共産党の井樋匡利議員は「作成過程での市民参加というのは非常に重要ですけれども、最後は議会と行政が責任を持って仕上げるというのは、市民から信託を受けた以上、当然の責任であります」と述べているが、この発言ははからずも市民と行政との間での市議会の位置のゆらぎを示唆しているのかもしれない。

基本構想も評 一方、個々の施策や事業だけでなく、基本構想のよう
価の対象へ な最上位のプランといえども、ひとたび策定したら事

成れりという時代ではもはやなくなったことも注目ししよう。大河巴渡子議員（元気派市民の会）は平成十三年第一回定例会の代表質問の中で、「この基本構想の成果をどうはかるのか」、「基本構想「みんなが促されるか」が促進されたかどうかを何ではかるのでしょうか。「笑顔輝くまち調布」が実現できたかを何で見えるのか、市民の満足度をどうはかるのか」と問いただしている。市長は、「本計画期間において、事務事業評価制度と基本計画との体系を整理し、全事務事業に適切な成果指標と活動指標を設定すること、また結果の公表等により、評価制度自身の充実を図っていくことなどに取り組み、評価制度を確立していきたい」と答えている。行財政改革のなかでクローズアップされてきた行政評価の波は総合計画にまで確実に及んできたのである。

二 行財政改革の進展

事務事業評価 行財政改革が行政関係者にとってその必要性を痛感させるように 制度の導入 せるようになって既にかんりの歳月が経過していた。

バブル崩壊以来の出口の見えない長期的不況のなかで、自治体の財政は歳入の伸び悩みや減少、公債費の増加等に苦しめられており、財政の健全化を図るとともに、行政の組織や施策・事業の進め方などを効率のよいシステムに転換することが、あらゆる自治体に日々最重要課題としてのしかかっていた。

調布市も例外ではなく、さまざまな改革の試みを行ってきた。本章で取り上げられている時期のなかで代表的なものとしてまずあげられるのは、やはり事務事業評価制度だろう。事務事業評価制度は平成七（一九九五）年に三重県が先駆的に取り入れて以来、急速に全国の自治体に波及していった行政評価の制度の一つである。これは、自治体が行政サービスとして提供している事務事業について、その目的に対して効果があがっているか、市民のニーズを満たしているか、などについて数値指標を設定して達成度を計り、こうした評価を継続することによって仕事の改革方策を考えていくシステムである。調布市では平成十年度に策定された調布市第二次行財政改革指針において計画され、十一年度から試行的に導入され、十二年度から本格的に実施された。当初、調布市の事務事業評価制度における評価は、事務事業を担当する課が事務事業評価調書を作成するという内部評価の方式でスタートした。評価の視点は、①調布市が担うべきなのかという「必然性」、②事務事業を行う「手段の妥当性」、③事務事業の手段の「効率性」、④事務事業に投入している「コスト（予算・所要時間等）」が経済的か、⑤事務事業の成果があがって

いるか（目標達成度）、⑥市民ニーズを捉えた事業か（市民満足度）の六点である。

事務事業評価制度について、議会の関心は主として、それが真に実効性をもって機能しているかについて行政側をチェックするという点にあった。平成十二年第三回定例会で安部宝根議員（社民・生活者ネット・民主の会）は、施策の費用計算を客観的に行うために予算書・決算書・事務報告書が事務事業ごとに作成されていなければ事務事業評価はできないと指摘した。安部議員は翌十三年第四回定例会の一般質問において、この点を再度要求し、また、事務事業評価の客観性を確保するために第三者機関として外部監査等の検討の余地はないか、評価基準や指標の再検討は市民参加で行ってはどうかと質問した。これに対し、板橋宏之政策室長の答弁は、当面は庁内横断的組織による二次評価で客観性の確保を図る、市報やホームページに掲載し、調書様式の簡素化、事業見直しの方向性の明記などに努めるというものであった。

行政評価が導入されてまだ日が浅いことからしても、この時点で事務事業評価制度に種々改善を要する点が残っていたことは否めない。逼迫した財政事情を背景とした「費用対効果」「成果」「効率性」などへの評価指標の偏り、評価に客観性を確保するのにふさわしい評価主体、結果の公表の方法、評価を行政にフィードバックする体制等々が検討の余地を残していた。就任直後の平成十四年第三回定例会の所信表明において「一層大胆で迅速な情報公開、情報開示を進めて参ります」と述べた長友市長は、翌十五年第一回定例会における基本的施策のなかで、事務事業評価制度に関して、「さらに客観性を高めるため、外部評価を導入することとし、評価の結果を踏まえた事務事業の見直しにより、効率的で

効果的な成果重視の行財政運営の確立を図ってまいります」とした。揺らん期の長友市政のなかで、市長が確信をもって歩み出した方向性の一つがここに見られるともいえそうである。

調和小学校と PFI事業による市立調和小学校新校舎などの建設・

PFI事業 維持管理業務の実施は、義務教育施設における初めて

のPFI事業であったこともあり、ユニークな試みとしてとりわけ注目を集めることになった。

調和小学校の場合、事業方式はBTO方式・サービス購入型と呼ばれるもので、民間事業者が学校施設を建設・整備して市に譲渡し、また、十五年間の事業期間中の施設の維持管理とプールなどの運営業務にあたる。

市は事業者が提供するサービスを一体のものとして購入し、その対価を事業者者に支払うというものである。

調和小学校

調和小学校は野川小学校と大町小学校の統廃合により誕生し、野川小学校跡地に当初は従来の方式で新校舎が建設される見通しだった。しかし、地域図書館や温水プール、開放体育館などの複合施

設とし、オープンスクールタイプとして建設しようという「21世紀にふさわしい、夢のある学校施設」を目指した計画は、財政難を前にして行き詰まっていた。ところが、平成十一年十一月にいわゆるPFI法が成立し、これを受けて、市ではPFI事業による新校舎建設・維持管理に向けて動き出したのである。

このとき問題になったのは、補助金の交付である。調和小学校は義務教育施設であり、従来の方式ならば問題なく国庫補助対象事業になるが、PFI事業においては税金による補助がまだ明示されていないかった。市は東京都及び文部科学省と協議した結果、平成十二年十二月に既存施設を活用することで補助金の交付を受けられることとなった。

調和小学校新校舎建設におけるPFI方式導入の問題が市議会でも初めて詳細にわたって取りあげられたのは、平成十二年第三回定例会の土方長久議員の一般質問においてである。土方議員は、「どうしてPFI方式を採用したのか」、「地元の関係産業の育成にはつながらないのではないか」、「長期にわたる事業において問題が起こったとき、事業の継続をどのように確保するか」などの点を問いただした。中心的な問いである「どうしてPFI方式を採用したのか」という点に関して、吉尾市長は「総建設費四五億円という経費をどのように捻出するか。社会・経済情勢のなかなか上向かない現状では、自然収入の見通しは大変厳しいものがございます。そこで、建設や管理運営に民間の資金、発想、ノウハウを導入して事業コストの削減も図れるうえ、質の高い公共サービスを提供できる可能性のあるPFI方式について研究するように指示し、検討してきた」と答えている。

実際、当初の市の試算によれば、従来の方式では約六四億円の経費が

見込まれたが、平成十三年二月に行われた競争入札の結果、四四億円で事業契約を結ぶこととなった。土方議員の質問にあるようなリスクへの懸念は完全に払拭されうるものではないが、このような目に見える成果が有無をいわずに説得力をもつことも否定できない。この結果を踏まえながら、平成十三年第一回の定例会の代表質問の中で、大河巳渡子議員（元気派市民の会）は、PFI事業の「具体的にどんな点を今後の事業に生かしていくことをお考えでしょうか」と市長の見解を聞いた。これに対し、市長は、「今後、他の事業を行う際にも、建設だけでなく、その後の運営等事業全体に係る経費とサービスを評価し、コスト意識を徹底するということは、PFI事業を選択しない場合についても重要になってくると考えます。（中略）今回の取り組みを整理する中で、今後、この方式にどのように取り組むべきか、検討してまいりたいと思います」と答えている。

行財政アクション 調布市が行っている行財政改革は、個々ばらばらに**プランの策定** 行われているわけではなく、体系的なプログラムのなかで推進されている。そのプログラムは、平成六年に策定された「行財政改革指針」に始まり、次いで平成十年には「第二次行財政改革指針」が策定されていた。さらにそれに続く第三の指針として、平成十四年一月に策定されたのが「調布市行財政改革アクションプラン」であり、その一覧は表7-16である。このプランによれば、行財政改革の目指すところは、①基本計画を推進するための体制の整備、②市民の皆さんの視点からの行財政運営の実現、③地方分権の確に対応するための基盤づくり、④効率的な行財政運営の確立の四つで、平成十三年度から十五年度までの計画である。

行財政改革アクションプランが公表された後、平成十四年の第一回定例会で、山口茂議員（グローバル調布21）は、「第一次並びに第二次と比較して、第三次行財政改革は、基本的な考え方や目指すべき方向において、何か大きな相違点や困難な点があるのかどうか」と市長の考え方をただしている。これに対し、市長は、「本アクションプランは第一次指針や第二次指針に比べますと、自治体間競争が現実となってくる分権の時代に、十分対応できる新しい自治体への自己変革をなし遂げるという決意をより鮮明に、それぞれのプランにあらわすことができた」としている。具体的には、「民間との適切な役割分担など、民間にできることは民間に任せるということを基本として、積極的に民間委託を推進していきます。（中略）行財政の体質強化に関する分野といたしまして、調布小学校で初めて導入いたしましたPFI方式の他の事業への活用、事務事業評価への第二次評価の導入、調布市版バランスシートの作成など」をあげている。

市長が述べた方向性に対しては異論もありうる。同じ第一回定例会で安部宝根議員は、「市と民間の役割分担見直しに関する重点項目を見えますと、（中略）安上がり行政を目指すものになっているのではないかと危惧いたします」と述べ、「民間にできることは民間に任せるといふ考え方にはならなまでの若干の軌道修正はあり得ても、プランそのものを根本的に見直す考えはございません」と、待ったなしの改革へ向けての断固たる態度を表明している。行財政アクションプランの実施中に長友市政へのバトンタッチが行われたわけであるが、事業の進捗状況を踏まえ、平成十五年二月にアクションプランには改定が施された。いず

表7-16 アクションプラン一覧

| アクションプラン一覧 (太字は重点項目) | | | |
|----------------------|---|----|--|
| 1 | 広報、広聴機能の政策室への統合 | 46 | 勤勉手当への成績率導入 |
| 2 | IT推進本部の設置 | 47 | 市政嘱託員制度の見直し |
| 3 | 情報処理能力向上のための研修の実施 | 48 | 再任用制度の導入 |
| 4 | ホームページの拡充と双方向性の活用 | 49 | 市民嘱託員制度の創設 (重点項目⑪) |
| 5 | 歴史資料の整理・保存と公文書館的機能の検討 | 50 | 「ずれ勤務時間」制の拡大 |
| 6 | 地域担当制の検討 | 51 | 近隣市との交流実施 |
| 7 | 市民との協働を推進するための拠点の在り方検討 | 52 | 目標管理型勤務評定制度の実施基準・マニュアルの作成 (重点項目⑫) |
| 8 | 公募委員の積極的登用 | 53 | 新入職員等への指導育成方針と目標の設定 |
| 9 | 市民参加システムの確立 (重点項目⑬) | 54 | 効率的な事務執行のための職員の意識改革 (重点項目⑭) |
| 10 | 住民自治基本条例の検討 (重点項目⑮) | 55 | 体系的計画的な研修の実施 |
| 11 | 政策・方針決定過程への女性の参画推進 | 56 | 庁内LAN・LGWANの活用による情報共有化の推進 |
| 12 | 在住外国人会議の実施 | 57 | 職員提案制度の見直し |
| 13 | 住民基本台帳ネットワークシステムの構築 (重点項目⑯) | 58 | 行政全般に係るオンブズマン制度の導入 |
| 14 | 住民基本台帳カードの複合利用化 | 59 | インターネット上での情報公開を可能にするシステムの検討 |
| 15 | 福祉総合システムの構築 | 60 | 独自の環境マネジメントシステム「調布市14001」の策定、実践 |
| 16 | CHOICE(調布市情報サービスシステム)開放型端末の機能充実 | 61 | 受付カードの活用、フロアマナーの設置など窓口サービス向上のための取り組みの推進 (重点項目⑰) |
| 17 | 各種予約システムのインターネット化 (重点項目⑱) | 62 | 市民満足度調査の実施 |
| 18 | 電子調達(入札)の導入に向けての調査、検討 | 63 | 保育園入園手続の窓口一本化 (重点項目⑲) |
| 19 | GIS(統合型地理情報システム)の導入 | 64 | 街づくり総合相談・情報提供機能の充実 |
| 20 | GISを活用した道路種別台帳の整備 | 65 | 申請書類の様式改善 |
| 21 | 基本計画に対応した体制とするための組織機構改正 | 66 | 各種証明書発行窓口の拡充(郵便局での証明書発行) |
| 22 | 市民の利便性向上のための組織体制整備 | 67 | 生涯学習出前講座の充実 |
| 23 | 地方分権に対応するための組織体制整備 | 68 | 市政全般にわたる説明資料の改善 |
| 24 | 保養施設等の運営の在り方の検討 | 69 | 市民センターの整備 |
| 25 | 深大寺保育園の民間委託化と今後の公立保育園の在り方及び運営方法に関する基本方針の策定 (重点項目⑳) | 70 | 神代出張所の機能再編 |
| 26 | 学童クラブ運営方式の見直し | 71 | 公共施設の計画的維持補修の実施 |
| 27 | 総合福祉センター事業及び施設管理の民間委託 | 72 | 特例市の検討 |
| 28 | 不燃ごみ収集業務の民間委託 (重点項目㉑) | 73 | 市町村合併に関する調査研究の推進 |
| 29 | 市営住宅管理運営業務の民間委託化の検討 | 74 | 社会経済情勢の変化に即応した計画の改定 |
| 30 | 学校事務の体制見直しと一部事務の集中処理化 (重点項目㉒) | 75 | 経常収支比率の抑制 |
| 31 | 学校給食調理業務体制の見直しと中学生への「食の提供の在り方」の検討 (重点項目㉓) | 76 | 公債費比率の抑制 |
| 32 | 庁内連絡会議「市政推進連絡調整会議」の定期開催 | 77 | 積極的な基金積立 |
| 33 | 事務事業の見直しによる職員数の削減 | 78 | 中期的な財政計画の策定 |
| 34 | 定員適正化計画に基づく効率的な組織運営 (重点項目㉔) | 79 | 公共工事のコスト節減 |
| 35 | 指導監理方針に基づく監理団体の経営改善の推進 (重点項目㉕) | 80 | 使用料等の額の適正化 |
| 36 | 市と監理団体の役割分担の見直し | 81 | 新たな使用料等の検討、導入 |
| 37 | 監理団体職員の派遣研修の実施 | 82 | 監理団体に対する利用料金制の導入 |
| 38 | 昇任試験制度の拡充(係長職) | 83 | 予算編成の新たな手法の研究、導入 (重点項目㉖) |
| 39 | 職員の能力・経験を活かせる職群制の実務 | 84 | PF(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)の活用推進 (重点項目㉗) |
| 40 | 一定の職への職員公募制の実施 | 85 | 財務会計システムの再構築の調査、研究 |
| 41 | 若手職員のジョブローテーションの検討 | 86 | 長期保有用地等の活用、処分方針の決定 |
| 42 | 自己申告制度の充実 | 87 | 賃借地等の計画的な購入 |
| 43 | 経験者採用の方針の策定 | 88 | 二次評価の実施と評価結果の反映 (重点項目㉘) |
| 44 | 職務給の導入、制度の検証、改善 (重点項目㉙) | 89 | 調布市版バランスシートの作成 (重点項目㉚) |
| 45 | 成績特別昇給の導入 | 90 | 連結決算の公表に向けての調査、研究 |

れにしても、長友市長による行財政改革のプロセスは、吉尾市政時代に敷かれたレールの上から出発していくわけである。

三 地方分権改革への対応

地方分権改革 地方分権一括法による地方分権改革はきわめて広範な時代の到来 内容にわたるが、戦後の中央政府―地方自治体関係の

なかで最大の矛盾とされてきた機関委任事務制度が全廃され、自治体に対する中央省庁の関与や統制が緩和されたことにあるといえよう。

市議会においても地方分権改革については以前から一般質問などで取り上げられ、また市長も所信表明のなかで所見を述べてきた。国会で一括法案が可決されるのに先立つ平成十一年の第二回定例会においても、一般質問で岸本直子議員（日本共産党）と内藤良雄議員（社民・生活者ネット・民主の会）がそれぞれの立場から市長の見解を問いただしている。

地方分権一括法案の内容には不十分な点が多々あるという立場に立つのが岸本議員である。この法案では地方分権は効率的な行政の手段という観点から考えられ、住民、国民の利益という視点が欠如しているのではないかと、機関委任事務が廃止されたとしても自治事務についても国が強力に関与しているのではないかと、法案では財源の移譲が明確にされていないことをどう考えるか。これらが質問の趣旨である。これに対して市長は、法案についての評価は明言を避けたものの、「国から地方公共団体へ権限と財源が移譲されること、自治体においては、さらに住民自治が拡充され、行政と市民との協働のまちづくりが実現してこそ地方分権と言えよう」と述べ、財源の強化についても市長会等を通じて要望していくと答弁した。

一方、地方分権一括法案をより肯定的に評価する立場からの質問と思われるのが内藤議員の質問である。市民参画をどのような方法で実現し、地域に根ざした地方自治を築くのか、そのシステムづくりをどのようにして行うのか。言い換えれば、地方分権改革の理念をどのように具体化していくか。内藤議員の質問はこの点から始まり、地方分権一括法成立のち市政にどのような変化や影響が予想されるかについて多岐にわたった。同じく内藤議員は国会で地方分権一括法案が可決成立したあとの第三回定例会で、各種の要綱のうち、「特に公費の支出を定めている要綱などを条例化」することを求めている。要綱は、行政目的の達成を目指して行われる実務運用のガイドラインといふべきものであり、議会の議決を必要としないこともあり、自治体現場では広く用いられてきた。これに対し、松本嘉郎助役による対応は、「要綱を条例化し、事業の促進ということに関しましては、今後とも地方自治法など、法令の趣旨にのっとり、条例化の必要なものについては条例化を図るなど取り組んでまいりたい」と述べるにとどまっている。

一括法施行にとも 平成十二年四月の地方分権一括法施行にともなう市条例の改廃 て、調布市を含めて各地の自治体はこぞって既存の条例の改正に取り組む必要に迫られた。施行直前の三月の第一回定例会では、一括法において地方自治法が一部改正されたことによる調布市議会議員定数条例の一部改正、同じく地方自治法の一部改正によって機関委任事務が廃止されたことによる調布市手数料条例の一部改正など、六つの条例の改正が行われた。これらはいずれも政策総務委員会に付託され異議なく了承され、本会議で満場一致で可決された。

自治基本条例 平成十二年の地方分権改革の目玉である機関委任事務
制定への道 制度廃止によって、自治体が実施する事務はすべて自

治体の事務となった。その結果、自治体はその事務に関して、必要であれば条例を制定することができる。自治事務はもとより法定受託事務に
関しても自治体の条例制定権は及ぶこととなる。既に平成十一年第二回
定例会で内藤議員は、「地方自治基本条例的なものを、市民参画のもと
で作る時代が到来してきたのではないか」と市長に問うている。地方分
権の推進というすう勢からすれば、自治体と住民の関係及び自治体の組
織運営・活動の基本原則を定める自治体の憲法ともいえるべき自治基本条
例の制定を求める動きが出てくることは決して理解できないことではな
いし、名称はさまざまであるがそうした条例を求める動きは従来も見ら
れたところである。

とはいえ、地方分権改革はその緒についたばかりであるのも確かであ
る。市長の言葉を用いるなら「第一歩」であり「スタート」であるにす
ぎない。市長としてもこの時点では、改革の現段階は「国の権限が都道
府県に移ったり、国の権限が市町村に移ったり、あるいは委任等々を含
めて、都道府県のものから市町村に移ったり。どちらかというと、機関と
機関の問題でありまして、それが市民生活にどう響いてくるかというこ
とは、なかなか見えない」と述べるにとどまっている。一括法施行直後
の第二回定例会における福山めぐみ議員（公明党）の、自治体運営に変
化はあったのかとの質問に対しても、「市におきましては市民の皆さん
の目に見えるような大きな変化は、人的及び財政的には現在のところこ
ぎいませぬ」と市長は答えている。そうすると、自治基本条例制定の具
体化の見通しはなかなか立たない。

地方分権改革の今後の課題として、市長は先の答弁の中で「本当の分
権を言うんだったら、第四の分権とでもいましょうか、地方自治体、
市役所が持っている権限、権能というものを、さらにどう住民や団体に
システムの分けていくことができるか。そういうところまで至りませ
んと、個性豊かな住民主体のまちづくりはということにはなってこない
のではないだろうか」と述べている。なるほど政策課題としての地方分
権とは、その時点において中央政府に与えられている事務や権限、財源
の一部を地方に移譲することにほかならないが、それを地方の視点から
見るならば、地方がどの程度まで自律的にその地域内の住民の意思に
従ってその意思を決定することが可能なのか、ということが焦点をな
す。ところで、機関委任事務制度の廃止によって、地域の事務をその地
域社会の住民がみずからの意思に基づいて自主的主体的に処理するとい
う「住民自治」の理念の現実化を妨げるものは基本的に消滅したといえ
る。そうであるならば、自治体の権限、権能を分割し降下させること
は、市民の自治を基本とした上昇型の政治構造を構築することと表裏一
体であろう。その場合には、自治基本条例の制定はほとんど必要不可欠
なこととなってくるにちがいない。

吉尾市長は最後の施政方針となった平成十四年三月の第一回定例会で
の「平成十四年度の基本的施策について」の中で、「まさに、私たちの
まち調布の自治のあり方をどうするのか、そのことが問われています。
このため、（仮称）住民自治基本条例を視野に入れて、徹底した情報公
開と市民参加、参画を基本に、市民が主役のまちづくりを目指して、さ
まざまな形で市民との協働による行政運営、自治の実践に努めてまいり
ます」と述べ、住民自治基本条例制定への緒をつけたのである。翌十五

年の第一回定例会で、長友市長はもう一歩踏み込んで、「住民自治基本条例の制定に向け、市民参加による検討を行ってまいります」と、制定に向けての具体的なプロセスに言及している。

本格的な地方分権型社会の当来とともに自治体像をめぐる議論は、今後どのように展開され、具体化されるであろうか。自治基本条例制定を含めて、その追求はほかでもなくまずもって議会に問われている課題なのである。

四 I-T革命と社会・行政・政治の変容

情報化とI-T革命

地方分権改革時代における自治体にとって最大の課題の一つは、これまでも見てきたように、いかにして住民自治を拡充するかという点である。ところでその場合、住民が意思決定を行うに当たって必要かつ十分な情報が住民の手もとにあることが前提となる。したがって、住民の意思に基づいた自治体の運営を行うには、正確かつ適切な情報の提供と実効的な手続きが不可欠となる。情報については、議会に関するものもあれば行政に関するものもある。また、自治体の意思がどのように形成されるのかについての手続きが明確になっていなければならない。このように、情報と手続きの問題は地方分権改革のなかできわめて重要な位置を占めることは明らかである。

電子政府・電子自治体の可能性

電子政府・電子自治体とは、さしあたっては、事務処理全般の効率化と透明化、多様化する国民・住民のニーズにこたえる質の高い行政サービスの提供、情報公開、社会・経済活動の活性化などを目的として、公的部門で情報化施策を推進することといえよう。具体的には、申請・届出など手続きのオンライン化、防

災や消防などの情報通信システムの構築、医療や福祉の情報の活動など多種多様なメニューが実施されていくことになる。

世紀転換期は、このように情報通信インフラストラクチャの空前ともいえる発展とあいまって、行政における情報と手続きの問題がクロージアップされる時期でもあった。とはいえ自治体の現場では、なによりも急速にかつ大規模に展開する事態への対応に追われることになり、すべてが円滑に運ぶわけにはいかないことは言うまでもあるまい。

コンピュータ二〇〇 平成十一（一九九九）年は、全国的に官民あげ〇〇年問題への対応

てというにとどまらず、全世界的に、西暦二〇〇〇年を目前にして、「コンピュータ西暦二〇〇〇年問題」と呼ばれる問題への対応に追われる年となった。

これに対して政府は、平成十（一九九八）年九月に、高度情報通信社会推進本部において「コンピュータ西暦二〇〇〇年問題に関する行動計画」を決定し、この計画に基づいてそれ以後西暦二〇〇〇年の到来に至るまでシステムの点検・修正が各分野で継続的になされることになり、また問題についての不安を軽減するために必要な情報が提供されることとなった。各自治体も例外なく、こうした対策を講ずる必要に迫られた。調布市では平成十一（一九九九）年八月に調布市コンピュータ西暦二〇〇〇年問題対策本部設置要綱を制定して体制づくりを行い、また「市報ちようふ」では同年十一月及び十二月に三回にわたって関連の情報提供を行った。

市議会では、平成十一年第三回定例会で有川和子議員（社民・生活者ネット・民社の会）が二〇〇〇年問題への市の対応を問いただした。有川議員の質問は多岐にわたるが、「二〇〇〇年問題はもはや技術的課題

ではなく、危機管理の問題としての認識が必要」であるにもかかわらず、その認識が不十分だったのではないかというのが質問のポイントであった。

実際二〇〇〇年を迎えて、特に注意を要するとされた年末年始及び閉日を経て、誤表示などを除けば社会的に大きな影響を与えるような支障は、調布市も含めて、幸いにも起こらなかった。このように的確に問題に対応できたのは、起こりうる事象についての確な評価がなされ、また適切な対応がとられたからであろう。しかし、情報化社会における危機管理という、それまではあまり意識されずにいた課題が今後のつびきならないものとなることをいわずに予告する役割を果たしたのがこの二〇〇〇年問題だったと言えるだろう。

住基ネット 電子政府・電子自治体を実現させるためのさまざまな動への対応 きなかで、大きな問題となったのが住民基本台帳ネットワークシステム、いわゆる住基ネットである。

平成十一年八月、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が国会で可決され、住基ネットは平成十四（二〇〇二）年八月から稼働することとなった。しかし、住基ネットに対してはさまざまな問題点が指摘され、住基ネットそのものに対する反対や廃止を求める運動、あるいは時期尚早として稼働の延期を求める動きなど、混乱を見せることになる。

住基ネットの問題点として指摘されたこととして、まず、住民基本台帳法改正の国会審議に際して、政府は住基ネット稼働前に個人情報保護に万全の措置を講ずるとし、同法の附則には「所要の措置を講ずる」との文言が入れたが、住基ネットが稼働する平成十四年八月の時点までに個人情報保護法が成立していなかったことがあげられる。住基ネット

トには、ハッカーなどによる不正侵入が行われ個人情報の流出や改ざんがなされる可能性や、住基ネットに携わる公務員などによる個人情報の漏洩や不正使用のおそれがあり、個人情報保護の法制度的な整備は不可欠の前提となる。また、住基ネットの構築や運営にかかる経費に対して、国民・住民に提供されるサービスが貧弱で引き合わない、さらに、国民総背番号制として国家による国民の監視・管理につながるおそれがあるなどという反対の声も聞かれた。

住基ネットの稼働が予定されていた平成十四年八月の時点での個人情報保護基本法案の国会成立の見通しが立たなかったため、同年春から八月の稼働直前まで、国民各層から住基ネットに対する不安や稼働の延期を求める声があがった。全国各地の自治体でも、住基ネットに対する懐疑的もしくは否定的な意見を表明するところが続出した。東京都下でも、杉並区が住基ネット不参加を表明したのをはじめ、国立市、狛江市、国分寺市、西東京市、小金井市、日野市、東久留米市、武蔵野市、町田市などで、議会が住基ネットの稼働延期を求める意見書を採択したり、市長が稼働延期の要望書を国に提出するなどの動きが広がった。

調布市議会では既に平成十（一九九八）年の第四回定例会で「住民基本台帳法改正の慎重な対応・審議に関する意見書」を可決していたのをはじめ、平成十一（一九九九）年第三回定例会では「包括的個人情報保護法の制定を求める意見書」、平成十三（二〇〇一）年第一回定例会では「住民基本台帳ネットワークシステムの導入に要する財源措置に関する意見書」をそれぞれ可決し、住基ネットの導入と運用によって生ずるおそれのあるトラブルへの懸念を表明し、必要な措置を国や国会に対して要望していた。市としても、住基ネット導入に向けて個人情報保護条

例を制定する（平成十一年第三回定例会で可決成立）など、準備に追われたが、住基ネットの利用それ自体に対しては必ずしも否定的であったようには見えない。平成十一年第四回定例会の荻窪貞寛議員（公明党）による、住基ネットの市民生活に与えるメリットとは何かという質問に対して、手続きの簡素化による住民の負担の半減、市の窓口業務の効率化を市側はあげている。また、平成十二年第三回定例会で、住基ネットにおける個人情報漏洩の危険性を念頭に市の対応を問いただした有川和子議員の質問に対して、吉尾市長は「個人情報十分に保護される制度の整備とともに、システムが当初の目的に沿って運営されることが大切である」という原則論に立って、住基ネットの導入に肯定的な態度を表明している。なお、平成十四年第三回定例会では「住民基本台帳ネットワークシステムの稼働見直し・中止を求める意見書」が提案され、市民・生活者ネット・民主の会、共産党、元気派市民の会、民主クラブが賛成、自民党、公明党、グローバル調布21、改革市民の会が反対で、賛成少数で否決されている。

さまざまな混乱の末、結局予定どおり平成十四年八月から住基ネットは稼働し始めた。十四年第四回定例会における内藤良雄議員（市民・生活者ネット・民主の会）による「住基ネットワークシステムの稼働についてはやめるべきだ」という意見に対して、長友新市長は前市長時代以来の路線を踏襲する姿勢を見せた。十五年第一回定例会における有川議員による「離脱を含め、市民が希望するなら個人的な切望を受け入れるという選択制を導入すべきだ」との主張に対しても消極的な答弁を行っている。

表7-17 情報公開制度の実施状況

| 年 度 | 公開の請求件数 | | | 全部公開 決定件数 | 一部公開 決定件数 | 非公開決定件数 | | | 請求の 取り下げ | 不服申 立件数 |
|-----------|---------|-----------|-----------|--------------|--------------|---------|-----|-----|-------------|------------|
| | 総 数 | 義務的 公開 | 任意的 公開 | | | 総 数 | 非公開 | 不存在 | | |
| 平成11 1999 | 21 | 19 | 2 | 10 | 11 | 4 | 2 | 2 | 2 | — |
| 12 2000 | 23 | 18 | 5 | 11 | 9 | 3 | 3 | — | 1 | — |
| 13 2001 | 32 | 25 | 7 | 18 | 13 | 4 | — | 4 | 1 | — |
| 14 2002 | 36 | 29 | 7 | 17 | 19 | 3 | 1 | 2 | — | — |
| 15 2003 | 34 | 27 | 7 | 17 | 18 | 13 | — | 13 | 3 | — |

出所：総務部庶務課

表7-18 個人情報保護制度の実施状況

| 年 度 | 開示等の請求件数 | | | | 承諾決 定件数 | 一部承 諾決 定件 数 | 不承諾決定件数 | | | 請求の 取り下げ | 不服申 立件数 |
|-----------|----------|-----|-----|------------|------------|----------------------|---------|-----|------------------|-------------|------------|
| | 開 示 | 訂 正 | 削 除 | 利用等 の中止 | | | 不承諾 | 不存在 | 存 応 拒 否 | | |
| 平成12 2000 | 5 | — | — | — | 2 | 1 | — | — | 2 | — | — |
| 13 2001 | 3 | — | — | — | 3 | — | — | — | — | — | — |
| 14 2002 | 8 | — | — | 6 | 7 | 1 | 6 | — | — | — | 4 |
| 15 2003 | 26 | — | — | — | 23 | 1 | — | — | — | 2 | — |

出所：総務部庶務課

注 平成11年度以前の開示等の請求は情報公開制度で対応
不承諾決定件数のうち不存在及び存否応答拒否は開示請求のみに対応

情報公開条 情報公開は幅の広い概念である。まず、特定の情報を公

例の改正 開することが法令で行政に義務づけられている情報公開義務制度がある。また、行政がみずからの判断で住民に情報を提供する情報提供制度もある。さらには、住民に対して法令に基づいて情報開示請求権を与え、行政に対して非開示情報以外の情報について開示義務を負わせる制度がある。いわゆる情報公開制度とは、通常この最後のものと理解されている。

調布市議会ではこの条例の改正については議論されてきたが、平成十一年第三回定例会において調布市個人情報保護条例とともに提案された。質疑の中で、安部宝根議員は、条例改正の手続きにおける市民参加、出資法人の情報公開の範囲について、また大河巳渡子議員も同じく、市民参加、「知る権利」を明記しない理由、電子情報の公開方法、請求範囲の限定などについて質問を行った。共通の問いである市民参加の問題に関して、大木謙一郎総務部長は、市民をメンバーに含む「情報公開審査委員の皆様方の御意見を伺いながら改訂作業を進めてきたということでご理解をいただきたい」と答えている。調布市情報公開条例及び調布市個人情報保護条例はいずれも、この第三回定例会で満場一致で可決された。ちなみに、表7-17、18は両制度の調布市における実施状況を表したものである。

吉尾市政と情 透明・公正で民主的な行政の運営にとって、情報公開**報政策の変化** 条例に加えて注目されるようになってきたのが「意見照会手続き制度」とも呼ばれるパブリックコメント制度である。

吉尾市長は市議会の答弁に当たってパブリックコメントに言及する機会がなかった。これに対して平成十四年第四回定例会における安部宝根

議員の代表質問への答弁の中で、長友市長はNPOなど支援センターについて「中間案の発表、パブリックコメントを経て、意見の取りまとめを図ってまいりたい」と述べており、今後調布市政においてもパブリックコメントを市民参画のツールとして積極的に活用していくことを示唆している。

長友市長はこのように市民との双方向の情報伝達にきわめて意欲的な姿勢を見せている。もともと長友市長は既に選挙中から一貫して徹底的な情報公開をみずからの政治信条における最大のポイントとして強調してきた。吉尾市政時代においても情報公開は重要なテーマであり、市としても積極的に取り組んできた課題であったことに変わりはない。とすれば、情報公開に関して長友市長は吉尾市政時代とどのような差別化を図ろうとしているのだろうか。

平成十四年第三回定例会で、雨宮英雄議員（社民・生活者ネット・民主の会）は、「これまで市が取り組んできた情報公開の問題点、（中略）大胆な公開を唱えるのであれば、大胆でなかった部分、どこがあったのでしょうか。これから、大胆にするにはどうしたらいいのか。（中略）これから先の情報公開に大胆な、あるいは思い切った、このキーワードで臨むとなれば、その範囲、内容などについて具体的に御説明をいただきたい」と質問した。これに対し、市長は、まず、これまでは「部課によつては、情報公開に対する取り扱いや理解に格差もあるろうかと思えます」とし、次いで、「速やかにガイドラインを作成し」「大胆、迅速な情報公開をしていく」とする。さらに、外部評価制度や企業会計の導入について、また市長交際費についても公開していきたいと答弁している。長友市長のこうした姿勢や手法が果たしてどこまで実際に機能す

るかの判断はこの時点では下せないとしても、こうした姿勢がIT革命の時代の空気にきわめて敏感に反応したものであることは容易に見てとれよう。

電子市役所からe行政手続きの電子化は住民の行政への参加を飛躍的に拡大させる可能性は大きい。しかし、それは可能性にすぎないといえなくもない。平成十四年第四回定例会で、前当悦郎議員（公明党）は、「市長は情報公開、市民参加と申しておりますけど、市民の皆さんには、まだまだ情報が不足しているように思えます」と指摘しているが、この指摘は当たっている（表7-19）。確かにIT革命は、市報に代表される従来の紙ベースの行政情報が抱えていた限界を容易に突破する。電子自治体時代の広報は自治体のホームページを通じてなされ、情報にはるかにアクセスしやすくなる。情報は大量に、かつ整理されたかたちでホームページ上に常時掲載されるから、アクセスさえあれば広報効果はきわめて大きなものとなりうる。そうならば地域住民の行政の活動への関心は確実に高まる。行政と住民との協働はより実質的なものとなりうる。

しかし、住民が接する行政情報の絶対量は日常生活のなかで極めて小さいものであり、住民の間での情報への接近能力には格差があるという問題、ホームページへのアクセスをいかにして高めていくかなど、実際には未解決の問題は多い。なによりも市民が「直接的」に行政に参画し、市民と行政が共同で地域を経営するという経路がますます増えていくという勢のなかで、住民を「間接」的に代表する議会の意義と役割とは何であるかが問題として浮かびあがってこよう。eデモクラシーは、議会、とりわけ地方議会の再定義を迫るものであるとも言えそうである。

表7-19 調布市情報提供サービス（CHOICE）利用件数

(1) 開放端末による利用件数

| 年 度 | 総 数 | 開放端末 | FAX | 音 声 情 報 | | | |
|-----------|--------|--------|-----|---------|-------|-----|-------|
| | | | | 総 数 | 日 本 語 | 英 語 | 中 国 語 |
| 平成13 2001 | 80,674 | 79,023 | 818 | 833 | 769 | 51 | 13 |
| 14 2002 | 4,982 | 3,652 | 601 | 729 | 704 | 17 | 8 |
| 15 2003 | 1,036 | … | 540 | 496 | 477 | 3 | 16 |

出所：政策室広報担当

注 平成14年4月23日にCHOICEはホームページに統合したため、開放端末のデータは平成14年まで。

(2) インターネットによる利用件数

| 年 度 | 総 数 | リンクの場 広 場 | 調 布 帳 便 利 帳 | 調布市の会 照 | 催 し 物 内 案 | 施設案内 | 生涯学習 | 生涯学習 人材情報 |
|-----------|-----------|--------------|----------------|------------|--------------|---------|---------|--------------|
| 平成13 2001 | … | … | … | … | … | … | … | … |
| 14 2002 | 1,783,086 | 2,789 | 1,056,436 | 88,942 | 165,736 | 354,356 | 106,347 | 8,480 |
| 15 2003 | 3,046,738 | 186,802 | 2,114,620 | 138,959 | 107,537 | 444,768 | 44,957 | 9,095 |

出所：政策室広報担当

注 平成15年調布市統計書から新設

第三節 都市づくりの展開

一 進行する国領駅周辺再開発事業

国領駅南口再開 二つの世紀をまたいで平成八（一九九六）年から平成十三（二〇〇一）年までを計画期間とする調布市発事業の完了

基本計画において、特に重点的に取り組むべきものとしてまとめられたのが「レインボープラン21」という計画である。その中でも、東京スタジアムの建設などと並ぶ最大の目玉というべきものが、京王線国領駅周辺の再開発事業である。この再開発事業は、調布市にとって初めての都市計画事業としての再開発事業でもあった。

国領駅周辺地区は、都市の中核ともいえる駅前地区でありながら、木造の店舗や住宅が建ち並び、駅前にはふさわしい土地の利用が図られているとはいえず、また道路幅も狭く、交通機関の乗り換えなどでの利便性に欠け、防災上も問題が多かった。既成市街地であるため、地権者の意見調整に長い時間がかかったが、平成七（一九九五）年に事業が認可され、さらに平成十（一九九八）年について着工された。国領駅南地区では、約一・五ヘクタールの敷地を二街区に区分し、一街区に地下一階地上・一六階の公団住宅、公共施設、店舗、駐車場を擁する複合ビル、二街区に地上三階の住宅、店舗からなるビルが建設され、これらは平成十二年末に竣工した。それと合わせて駅前広場などの公共施設が整備されることによって、国領駅南口周辺は、北口に先立ってまず大きく変貌を遂げたのである。

南口再開発事業 平成十二年第四回定例会において、土方長久議員（自

をめぐる議論

由民主党）は、「この国領の地に長く住み、生活して

きた私にとりましては、今まさに別天地を見る思いに駆られている」としつつ、他方で、当初一七六億円でスタートした事業費が四〇億円の増額となったことなどについても「別の見地からみますと、再開発の反省にも結びつくのではないか」と指摘しながら、この国領駅南地区再開発事業の総括と評価について質問した。これに対して、市長は、「今考えるときに、地権者の方々はもとより、多くの関係者の御理解、御協力、またご苦労のたまものとして感謝申し上げたい、そんな気持ちでいっぱいでございます。また、こうした経験を生かして、今後も引き続き、快適で魅力あふれるまちづくりに向け、より一層の努力をしてまいりますので、どうぞよろしくご支援のほどお願いを申し上げます」と、きわめて肯定的な調子で答弁を締めくくっている。

これに対して、兩宮幸男議員（日本共産党）が、再開発事業の効果、再開発事業の反省点、管理法人への市の出資問題について関連質問を行ったが、兩宮議員はさらに平成十三年第三回定例会でもこれらの点について批判的に取りあげ、また、同じ第三回定例会では内藤良雄議員（社民・生活者ネット・民主の会）も管理法人への融資や運営をめぐって市の見解を詳細にわたって問いただしている。バブル崩壊と長期化する不況といった要因が再開発事業に小さからぬ影響を与えていることは確かであり、そうした事態に対する行政の責任がどこまで問われるかは議論の分かれるところであろう。

いずれにしても、市側が「反省」の明言を避けている背景には、国領駅北口の再開発事業が引き続いて行われているという事情もかわかつて

いるにちがいない。北口地区では、低層に商業施設と公共公益施設、高層が住宅からなる地上三四階の高層ビルを中心に、整理が行われる。平成十三年の第二回定例会で、国領駅北口再開発事業をめぐって、大河巳渡子議員（元気派市民の会）が「十分な説明責任と情報公開なしには、この事業に対する市民理解を得るのは難しい」と指摘したのに対して、吉尾市長は、「遺憾ながらも、再開発の組合事業でございませうだけに、当事者間の合意が進むようにそれぞれが努力いたしておりますので、私もそうした合意の進捗を見ながら、公費負担等々につきまして、議会の御理解、御判断、御議決をいただきながら、それを推し進めていくという立場にございます。今後とも、そのせつなせつなで御説明申し上げますことができればと考えているところでございます」と応じているのは、この時期の行政側の立場をよく示しているものであろう。

二 動き出した京王線連続立体交差事業

地下方式によ 調布市にとつて、京王線連続立体交差事業は、昭和五
 事業化決定 十（一九七五）年の事業凍結以来、出口の見えないト

ネルのような様相を呈していた。ようやくしょ光が見え始めたのは、二〇数年もの時を経た平成十（一九九八）年、事業主体の一方である東京都が新規着工準備箇所としてこの事業を採択したときである。次いで、平成十二年には、高架ではなく地下化の構造方式で実施される旨の計画素案が発表され、そして、この案は平成十四年二月六日にはついに正式決定されたのである。平成十四年の『市報ちようふ』二月十五日号で、吉尾市長は、「京王線調布駅付近の地下化決定を、こうして市民の皆さんに報告できることを、とつても幸せに思う。これもひとえに事業者である京王電鉄株式会社をはじめとする関係機関、そしてまちづくり

の主役である市民、市議会の皆さんのご尽力による賜物と、ただただ感謝の気持ちでいっぱいだ」と感謝の念を表明しているが、たしかにそこからは、宿願の成就に対する混じりけのない歓喜の思いが伝わってくる。

ところで、京王線が調布市をほぼ南北に分断する形で東西に走っている以上、このように地下化されることにより、踏切が数多く取り除かれ、それによって交通渋滞が解消され、各駅前の敷地も利用できるようになるなど、連続立体交差事業が沿線のまちづくりに及ぼす効果は絶大であることは明らかである。さらにそれだけにとどまらず、市の総合的なまちづくりに与える影響もまたはかり知れないものがある。調布市では、調布駅、布田駅、国領駅周辺を中心市街地と位置づけ、平成十年六月に策定した調布市都市計画マスタープランを最上位計画とする複数のまちづくり計画を検討してきたが、これらの計画は連続立体交差事業とは不即不離の関係にあるのであるから、連続立体交差事業が実現に向けて動き出すことによつて、これらの計画も一挙に具体化へと次のステップへ踏み出すことになるのは容易に予測できよう。

長友市政と連続 しかし、吉尾市政を「開発優先のワンマン市政」と
 立体交差事業 評した長友市長が登場したことによつて、市議会は

連続立体交差事業やまちづくりについての新市長の基本姿勢を問いただすこととなる。そうした事態を招いた要因としては、まちづくりをめぐる選挙中の長友市長の主張の中には、情報公開などの政治手法の問題とは異なる、まちづくりの理念やビジョンに関する主張が見あたらなかったこともあげられるだろう。

平成十四年第三回定例会での所信表明を受けた代表質問では、土方長久議員（自由民主党）、杉崎敏明議員（公明党）、山口茂議員（グローバ

ル調布21)、大河巳渡子議員(元気派市民の会)、兩宮幸男議員(日本共産党)と、五つの会派がこの点について質問を行っており、また、一般質問においても、伊藤学議員(自由民主党)や藤塚昭子議員(改革市民の会)がこの問題を取りあげている。伊藤学議員が、「市長は選挙戦のなかで、開発事業を抑制すると市民に訴えていましたが、京王線の連続立体事業とまちづくりは切っても切れないと思っております。調布市にとっての最重要課題であります。多くの市民は、今後この事業がどうなるのか大変心配をしております。市長のお考えをお尋ねいたします」と問うたのに対して、長友市長は吉尾市政時代の路線とみずからの立場との差異を極力小さなものであると強調することによって、ありうべき懸念の払拭に努めている。それは、伊藤議員の質問に対する次のような答弁からも見てとれよう。「本市といたしましては、単に鉄道が地下化されたというだけで終わらせずに、連続立体交差事業を絶好の機会ととらえ、まちづくりを進めていくべきと考えております。(中略)また、中心市街地まちづくりのベースとなっている都市計画マスタープランや中心市街地街づくり総合計画などは市民との協働作業によって策定されております。民意を反映した計画で進めるまちづくりは、まさに私の進めていきたい市民本位のまちづくりだと思っております。」

このように市長は、十四年の第三回定例会では、連続立体交差事業に關しても中心市街地まちづくりに關しても、独自の構想や新味を出すには至らず、前市長時代に定められた方向性を継承することを確認するのに終始したといってもいいだろう。平成十五年度における基本的施策を公にした三月定例会においても、その点に關しては特に大きな前進や変化は見られない。とにもかくにも、三月二十五日、国土交通省関東地方

整備局から連続立体交差事業が正式に認可され、いよいよ工事着工が本決まりとなった。とすれば、議会での議論の焦点は中心市街地まちづくりの具体的なビジョンへと移っていくことになるろう。

三 地域経済の活性化に向けて

広い意味でのまちづくりの一環として、地域の産業の振興という問題があることを忘れるわけにはいかない。農地や企業、商店街がまちをかたちづくっている重要な要素であることはいうまでもないし、市の財政もまちの産業のありようと直結する問題である。「失われた一〇年」といわれた一九九〇年代、その末期も相変わらず景気の状態は厳しかった。政府は、平成十(一九九八)年度には総合経済対策、緊急経済対策、十一年度には大幅な減税と緊急雇用対策、経済新生対策などの景気回復策を相次いで打ち出したが、景気や雇用は依然として厳しい状態を脱することはなかった。調布市の産業にとっても出口の見えない状況が続いたことには変わりはない。

都市型農業 調布市が市制を施行した昭和三十(一九五五)年に九七のゆくえ ○ヘクタールあった農地は市街化の進展により、平成十

二(二〇〇〇)年には二〇三ヘクタールにまで減少した。しかしそれでも、調布市にとって農業は重要な産業でありつづけている。市議会でも農業をめぐる質問が登場する機会意外なほど多いが、それはとどかない都市化と開発のなかで、調布市の農業もその典型である都市近郊の農業が一貫して常に存続の危機にひんしてきたからでもあるだろう。

例えば、平成十一年第四回定例会で、任海千衛議員(日本共産党)は「都市農業を守るためには、市民の理解を広げ、支持されることが大切です。現在行われている市民農園、体験ファーム、市内産野菜などの直

売、援農事業など、農業振興計画の推進プログラムの着実な充実が求められております」と指摘している。この農業振興計画は調布市によって平成八年に策定された計画であるが、鈴木正昭議員（自由民主党）も十二年第一回定例会の代表質問において、「市長は、農業振興計画で掲げた都市農業の育成と農のあるまちづくりを推進するために、当面、どのような施策展開が重要だと認識しているか」問いただしている。これに對して吉尾市長は、東京都の援農システム推進事業の支援を受けて農家の労働力不足を補うことと、有機農業の確立をあげている。

また、平成十三年第二回定例会では、伊藤義男議員（自由民主党）が、平成十三年度の新規事業である農産物ブランド化の現状について、及び有機肥料の推進について質問している。これに對し、五嶋幸弘生活文化部長は農産物ブランド化は今後調査、研究を行っていくとし、有機肥料の配布や堆肥小屋設置費用の助成を実施していると答弁している。

長友市政下の最初の市議会である十四年第三回定例会では、武藤千里議員（日本共産党）が農業施策全般にわたって新市長にその見解を問いただしている。「都市農業の確立と農地保全是、市民の生命と財産を守るうえからも重要な問題」であり、また、新しい農業基本計画の策定に關しては、「本年度は現状を十分に把握、分析し、農業者と消費者を中心として、調布市農業振興計画の見直しを図りたい」というのが就任直後の市長の考え方であった。

商工業振興 長期化する不況の影響を受けるといふ点では、商工業はへの対策 農業よりいっそう厳しい局面に立たされているといえよ

う。一例として、平成十二年第二回定例会で石井良和議員（自由民主党）が取りあげている同年六月の大規模小売店舗立地法の施行があげられ

る。この法律により、例えば大型スーパーの営業時間や日数の規制がなくなるため、深夜営業や終夜営業をする大規模店舗も出てくることになる。地域の商店街がこれに對抗することはきわめて難しい。大型店舗に周辺の生活環境への配慮を求めるといふこの法律の趣旨からすれば副次的なことからではあるが、要は事実上の規制緩和の推進である。

石井議員は「地元商店街にどのような支援、助成を行っていくのか」、市の見解を問いただしている。小林生活文化部長は、商店街施設整備や地域商店街コミュニティー事業などへの支援を継続していくと答えている。続く第三回定例会においては、井樋匡利議員（日本共産党）が、大型店舗の進出に關して「独自の条例や要綱の制定についてどのように考えているのか」と問うた。これに對して小林部長は、「こうした状況に對処するには自治体独自の調整が必要であることは十分認識」していると答えている。

苦境にあるのは商業だけではない。製造業をはじめとする工業でも、その様相はかなり異なっているように見えても、根底にある問題は同じといっている。石井議員は十四年第二回定例会の一般質問で、市内からの移転を考えている企業が少なくない事実を踏まえて、企業移転、進出誘致について、また「製造業を支援する方策、具体的には現在の事業分野を支援する方法と新しい事業分野を育てる支援策」についての市長の見解を問いただした。吉尾市長は、「製造業など、既存産業の集積維持と、発展のため、異業種交流グループへの助成をはじめ、起業家、ベンチャービジネス向けの事業活動の場、スペース確保にも支援を検討してまいりたい」と答弁している。

こうした商工業支援の姿勢は長友市政に移ってどのような変容を見せ

るだろうか。十五年第一回定例会の代表質問で藤塚昭子議員（改革市民の会）は、「どういう方法でこの調布の産業振興のかじ取りをしていくおつもりなのか、まず基本的なお考えをお聞かせください」と市長に問いかけた。これに対し、市長は、「商業におきましては、消費者に支持される商店街づくりを積極的に行っていくため、だれもが歩いて楽しく買い物できる基盤整備とともに、消費者に愛される商品開発やサービスなど、個人商店の魅力づくりなどに向けた施策を推進」するとし、工業については「市内には大学や研究機関などが集積していることから、こうした調布独自の地域特徴を生かし、平成十六年度に開設予定の産業振興センターにおいて、研究開発型企業の誘致や既存産業に対する支援などの検討を進めていく」と述べている。これらのなかに長友市長独自の方向性を読み取ることができるとどうか、その判断を下すにはいささか時間を必要としよう。

四 交通行政の推進

放置自転車 都市部の駅周辺部における放置自転車対策は、多くの自問題の状況 治体にとって悩ましい問題の一つであった。放置された自転車やミニバイクは、撤去してもすぐにまた放置されるといういたちごっこになりがちで、大規模な駐輪場が確保できるといような好条件に恵まれない限り根本的な解決は難しい。とはいえ、放置自転車は、市民の安全な通行や救急・消防活動を妨げるだけでなく、まちの美観をそこねる点でも由々しき問題である。

市内に九カ所の京王線の駅がある調布市でも、放置自転車対策は軽視できない課題の一つとなっていた。かねてから議会でのこの問題を取りあげていた伊藤義男議員（自由民主党）は、平成十一年第三回定例会にお

いて、市内に自転車は何台あり、どのように利用されているか、自転車等駐輪場（駐輪場）の整備・利用状況はどうか、有料駐輪場の整備・利用状況といった概況について問いただした。これに対して阿部実環境部長は、市内に約一万台の自転車があり、平均一日約四万台が駅周辺で利用されていると推測され、駐輪場は同年九月一日現在で四一カ所、約二万四〇〇台が収容可能なもののまだ不足しており、有料駐輪場は五カ所、三二八三台分の収容能力があり、利用率は五〇％から九〇％と答えている。市側としては有料駐輪場の利用率アップを期待するところであるが、利用者側には抵抗感があるというのもこの問題の悩ましい一面である。

放置自転車対策の取り組み 市では平成十二年七月から調布駅前の放置自転車の撤去作業を土・日曜日を除き毎日行うなど対策を強化して一定の効果をあげていたが、それでも抜本的な解決には遠いものがあった。十二年第三回定例会で、寶珠山塚議員（自由民主党）は、違法駐車を防止するために条例を制定してはどうかと質問した。これに対し、阿部実環境部長は、放置自転車防止条例では大型オートバイ、自動車などの違法駐車の取り扱い、買い物時間帯の自転車利用などの問題を解決できないと答弁している。

その後、例えば十三年第四回定例会では伊藤義男議員（自由民主党）、兩宮幸男議員（日本共産党）、前当悦郎議員（公明党）がそれぞれ具体的な放置自転車対策を質問・要望しているが、めざましい効果を発揮するような解決策はなかなか見あたらないというのが実情であろう。しかし、京王線連続立体交差事業が本格的に動き出すことによって、調布駅などの駅周辺の市街地再開発事業が行われるようになれば、駐輪場

整備一つをとっても希望の光が見えてくる。

平成十五年第一回定例会で八木昭子議員（社民・生活者ネット・民主の会）は、市が平成十七年度をめどに策定する方針を打ち出した自転車対策総合計画について、駐輪場の整備はもちろん、駐輪のルールや安全走行の啓発などを盛り込んだ「自転車にかかわる総合的な視野に立った計画を策定していただきたい」と要望している。これに対し、中根義雄理事は「歩行者の安全はもとより、専用道路や駐車場整備とマナー向上のための啓発、学習活動など」を含んだ計画を策定するとしている。

**ミニバスの 調布市内の公共交通機関といえバスがもつとも重要で
運行開始** あることは改めて言うまでもない。しかし、公共交通の

利用しにくい地域、運行回数が少なかったり、中心部の公共施設の利用に不便な地域も当然ある。モーターゼーションの進展が、高齢者など、自家用車を持たない人を交通弱者に追いやっていることは、農村部よりもむしろ都市部でよく発生している事態である。このように公共交通を利用しにくい地域を解消するために、各地の自治体は、バス事業者と協



ミニバス運行

議のうえ、いわゆるコミュニティバスを走らせるといふ動きが広まった。調布市では、平成十年の基本的施策の説明のなかで吉尾市長がコミュニティバス導入の方針に言及していたが、平成十二年三月からミニバスの名で運行が実施されることとなった。

ミニバスは、その名のとおり三五人前後の比較的小型のバスで、足の不自由な人や車いす利用者の乗降のためにステップリフトを装備し、また車いす二台が乗車できるスペースが確保されている。最初に導入されたのは、調布駅南口から飛田給駅北口を往復する市南西部（西路線）においてであった。

運行開始から一年半を経た平成十三年の第三回定例会の一般質問で、伊藤学議員（自由民主党）は、利用者数、シルバーバスの利用者数、稼働状況はどうなっているかなどについて質問した。これに対して、中根義雄環境部長は、運行開始一年で市の総人口を上回る二〇万人以上の総利用者、一日平均五五〇人の利用者があり、そのうちシルバーバス利用者が四七％を占めると答えている。

このように、予想どおり高齢者を中心に多数の利用者を得たミニバスは好評をもって迎えられ、運行時間帯や路線の拡大を求める声がすぐにあがってきた。既に十二年第四回定例会で伊藤義男議員（自由民主党）は仙川駅周辺地区の地区計画との関連で仙川駅前広場にミニバスの乗り入れが可能であるか質問していたが、この質問に鈴木忠都市建設部参事は、東路線として仙川駅を起点とする緑ヶ丘地域への循環ルートの検討を進めていると答弁している。この東路線は実際、平成十五年四月一日から運行が開始された。

第四節 生活環境の整備

一 ISO14001の認証取得

ISO 調布市は、平成十（一九九八）年五月に策定された第二14001 次行財政改革指針の中で、「環境にやさしい自治体づくりを目指した取り組み」と題して、平成十三年度を目標年次としてISO 14001の認証取得を提起していた。その後、目標年次が十二年度に変更され、十一年六月には認証取得推進体制が発足した。議会においては、平成十二年第一回定例会で、吉尾市長が所信表明で認証取得をめざすと明言したことを受けて、大河巳渡子議員（元気派市民の会）と荻窪貞寛議員（公明党）が代表質問の中で取り上げた。認証取得することによって効果を期待している経営戦略とは何かという大河議員の質問に、市長は「事務事業の執行をも含めた政策形成の過程をいかに管理するか、また、行政の透明性を高めるのか等々の課題に対し応用することによりまして、職員の意識改革に生かされるものと期待している」と答えている。また、認証取得後、環境行政に将来どのように生かしていくのかという荻窪議員の質問に対しては、本庁及びクリーンセンター以外のか「ほかの公共施設への適用拡大や市内の民間事業所への取得の推奨などが必要になる」としている。

こうした質疑に見られるように、ISO14001の認証取得それ自体には特段の異論は無かった。というよりむしろ、この規格そのものかどのようなものであり、認証取得によってどのような影響があるのかという肝心の基本的な点が、少なくともこの時点ではかならずしも十分な

理解を得ていなかったのではなからうか。大多数の市民にとってはそれはますますそうであろう。その意味では、同年第二回定例会の一般質問で伊藤義男議員（自由民主党）が、なぜISO14001の認証取得を目指すに至ったのか、認証取得後の効果は何かという点を改めて質問しているのは屋上屋を重ねるようなことではなかったというべきであろう。なぜなら、阿部実環境部長の、「その第一の目的は、市職員の意識を変革し、環境にやさしい事業所になることにあります。第二には、市役所の取り組みとその成果が全市に波及することによって、環境を愛し、環境に愛されるまちを実現することにあります。現段階における効果といたしましては、往々にして縦割りと批判される市役所において、一つの目的に向かって全職員がともに取り組めたことにあるかと思っております」という明快で具体的な答弁が引き出されているからである。

認証取得後の成果

平成十二年七月十三日、調布市は本庁舎およびクリーンセンターでISO14001の審査に合格し、認証を取得した。市役所では、①省資源及び省エネルギー、②分別排出及びリサイクル推進、③化学物質などの使用削減、④施設に係る環境配慮、⑤低公害車の導入の五点にわたって取り組みを行っていくことになった。認証の登録期間は三年であり、三年後には再び審査を受け、成果があらなければ登録抹消ということもありうる。市議会としても、認証取得後のチェックは重要な努めとなる。平成十四年第三回定例会における有川和子議員（社民・生活者ネット・民主の会）や十五年第一回定例会における福山めぐみ議員（公明党）などがISO14001のその後について質問を行っている。

福山議員は、「これまでの成果をCO₂に換算するとどのくらいの量にな

るのか」、「今後のISOの展開についてのようになっているのか」、「市民、事業所が一体となって、ごみ処理行政からごみ管理行政へ転換するため、ISO14001を活用したごみ減量化に取り組むことが必要ではないか」と質問した。これに対し、中根義雄環境部長は、平成十二年度一年間で約二八万トンのCO₂が削減されたこと、十五年度以降の削減目標をCO₂換算で約一二トンとし、低公害車導入、雨水浸透ますの設置数拡大、生け垣延長の拡大の方針を示した。また、ごみ減量化について、「ほかの自治体におきましては家庭版ISOといった取り組みを行っておりまして、家庭から出されるごみを削減するには有効な手段ではないかと思われまので、調布市におきましても、数値目標を設定するなどの手法による家庭でのごみ減量についての検討を図ってまいります」と答弁している。

ISO14001の導入は、それ自身一つの事業所でもある行政機関が行政改革の一環として行ったことにはちがいないが、ごみ問題という最も日常的で具体的な環境問題と直結していることがここからはっきり見てとれる。

二 逼迫するごみ問題

ごみ問題が調布市にとって重い課題となつてすでに久しい。市議会においても、ごみ問題はつねに議論的となる課題の一つであったが、この世紀転換期の市議会でも引き続き大きな行政課題であり、また政治課題ともなった。

新ごみ処理

場建設問題

まず、この期の最初の年である平成十一年の時点で調布市におけるごみ問題の状況がどのようなものであったかをかいつまんでふりかえっておこう。調布市では、処分すべきごみのう

ち、可燃ごみについては、調布市・府中市・小金井市の三市で構成する二枚橋衛生組合で処理している。しかし、二枚橋焼却場の焼却炉は老朽化し、建物の経年劣化も著しく、建て替えの必要が生じてきた。とはいえ、二枚橋衛生組合の敷地内で、三市のごみの総量を処理できる施設を建設するには敷地が狭く、現在地での建て替えは困難な状況である。市は、不燃ごみを共同で処理している三鷹市と、可燃ごみの共同処理が可能であるかを検討してきた。その結果、可燃ごみの共同処理がより有効であるとの結論に達した。このため十年四月に、調布・三鷹両市長の間でごみの共同処理を行っていく旨の確認を行い、十一年八月に今後の両市の施設整備を円滑に推進していくため「覚書要調査に関する覚書」を取り交わした。今後はこの覚書に基づいて、新施設の整備に関する市民参加による基本計画策定に向けて、両市が共同で、平成十一、十二年度の二年間で検討のたたき台となる素案を作成することとなった。

八月の三鷹市との覚書取り交わしに先立つ六月定例会で、大河巴渡子議員（元気派市民の会）は、ごみ処理場建設をめぐる「議会に示された基本計画にある目途と現状との乖離は非常に大きいものがあります。これらの動向について、わかりやすい説明を求めると質問している。これに対して中根義雄クリーンセンター所長は、「本年度中に市民参加で検討するための基礎調査及び推進体制の確立を図り、ごみ処理基本計画、施設基本構想、環境アセスメント、実施設計などを経て、平成二十一年度以降に供用開始する予定」と述べている。

もとより調布市のごみ問題は新ごみ処理施設の建設によって解決のめどがたつようなものではない。平成十二年十一月二十日号の『市報ちよふ』における「ごみ減量と分別のお願い!!」と題する記事が報じてい

表7—20 ごみ収集人口及び収集（処理）量

(単位：トン)

| 年 度 | 収集人口 1) | 収 集 量 | | | | 処 分 量 | | | | | | |
|------|------------|---------|---------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|-----|
| | | 計 | 可燃物 | 不燃物 | 資源物 | 計 | 焼 却 | 埋 立 | 資源化 | その他 | | |
| 昭和60 | 1985 | 188,618 | 54,032 | 43,309 | 10,723 | … | 54,032 | 43,214 | 8,317 | 2,501 | — | |
| 平成2 | 1990 | 194,637 | 64,361 | 51,189 | 13,172 | … | 64,361 | 51,065 | 9,855 | 3,441 | — | |
| | 7 | 1995 | 194,936 | 62,993 | 45,424 | 6,566 | 11,003 | 62,993 | 45,424 | 3,348 | 14,159 | 62 |
| | 10 | 1998 | 198,508 | 66,948 | 44,565 | 8,192 | 14,191 | 66,948 | 45,826 | 1,328 | 19,712 | 82 |
| | 11 | 1999 | 199,150 | 67,215 | 44,976 | 8,403 | 13,836 | 67,215 | 46,488 | 2,571 | 18,080 | 76 |
| | 12 | 2000 | 201,365 | 67,989 | 45,630 | 8,542 | 13,817 | 67,989 | 47,137 | 2,656 | 18,110 | 86 |
| | 13 | 2001 | 203,218 | 67,108 | 45,080 | 7,688 | 14,340 | 67,108 | 45,915 | 2,204 | 18,908 | 81 |
| | 14 | 2002 | 205,425 | 67,021 | 44,821 | 7,880 | 14,320 | 67,021 | 45,618 | 971 | 20,299 | 133 |

出所：ごみ対策課

注 焼却残ばいは含まない。

10月1日現在

(HP) 調布市統計書 平成14年度

るように、調布市の可燃ごみの量は平成七年から増加傾向にあった(表7—20を参照)。また、この記事によれば、日の出町の二ツ塚最終処分場に搬送される焼却後の灰の中に金属類、空き缶、スプーン、フォーク、有害ごみの乾電池などの不適物が多数混入している状況があった。したがって、ごみの排出量そのものを減らすこと及び分別・リサイクルの徹底が焦眉の

課題となっていたのである。平成十二年六月の循環型社会形成推進基本法の施行、十三年四月の家電リサイクル法及び容器包装リサイクル法の施行という状況のなかで、十二年の市議会では、新ごみ処理場建設問題に加えて、こうした問題に対する市の取り組みについて、三月の第一回定例会では井樋匡利議員(日本共産党)及び内藤良雄議員(社民・生活者ネット・民主の会)、第二回定例会では伊藤義男議員(自由民主党)、第三回定例会では八木昭子議員(社民・生活者ネット・民主の会)がそれぞれの立場から問いただしている。

家庭ごみ有料 明けて平成十三年二月二十日号の『市報ちようふ』に「化の方向へ おけるコラム」『てづくりの里』で、吉尾市長は市民に

対して、一人一日六〇グラムのごみ減量、分別の徹底、四月からの開始が予定されているペットボトル回収の三点を訴えた。市長は調布市のごみ問題の現状を「危機的状況」と表現しているが、確かに十三年になって調布市のごみ問題は新しい局面を迎えることになる。それはさしあたりでは、ごみの発生を抑制する、すなわちごみ減量化により一層本格的に取り組まざるをえなくなったことを意味している。

この年の春には新ごみ処理施設整備基本計画の素案がまとまり、また四月からペットボトルの分別回収が開始された。さらに調布市は、廃棄物の発生を抑制するため、事業所を対象に五つのモデル地区を設定して、ごみの戸別収集の十月からの実施を決定した。これにより、指定された有料袋に入っていないごみや分別されていないごみは収集されないことになる。追い打ちをかけるように、十月、東京都市長会は「多摩地域におけるごみゼロ社会をめざして」と題して、家庭ごみ収集の有料化など各市が取り組むべき施策の指針(申し合わせ)を発表した。それによ

れば、現在使用している二ツ塚最終処分場は平成二十四年度で満杯になると予想されるが、これに代わる新しい処分場の設置は困難な見通しである以上、「ごみの発生抑制と排出抑制」及び「排出者責任と拡大生産者責任」を基本実施方針として、平成十五年度までに多摩全市で家庭ごみの有料化を実施する、というのである。

吉尾市長は十一月五日号の『市報ちようふ』の「てづくりの里」欄で、市民に向けて家庭ごみ有料化を公表した。続いて市は、十二月には、「ごみ減量・リサイクル協力店認定制度」及び「調布エコ・オフィス認定制度」の新設、市民参加による「家庭ごみ有料化検討委員会」の設置、「ごみゆにてい懇談会」の開催を打ち出した。実際、ごみゆにてい懇談会は翌十四年一月三十日の富士見地域福祉センターを皮切りに各地域で開催され、調布市家庭ごみ有料化検討委員会も二月八日からスタートしたのである。

十三年第四回定例会で伊藤義男議員（自由民主党）は、「ごみ対策として、家庭ごみの有料化に取り組む基本的な考えをどのようにお持ちなのか。また、有料化をどのように進めていくのか。いつごろから有料化を実施していくかについてお伺いしたいと思います」と質問した。この質問に市長は、「有料化を円滑に推進するため、市民参加による調布市家庭ごみ有料化検討委員会で、有料化とするごみの種類や排出及び収集方法、戸別収集やふれあい収集などの市民サービスの充実体制などを検討してまいります。また、精力的に市内各地域ごとに市民の皆さんと対話を中心にした懇談会を開催し、ごみ問題の実情について積極的に情報の提供、問題提起を行ってまいります。さらに、市報や広報誌「ザ・リサイクル」、ホームページなどを活用し、市民の皆さんの意見や関心を

高めて、御理解、御協力を得てまいりたいと考えております」と答えており、有料化に当たってはごみ問題への市民の意識と理解が重要なポイントと認識していることがうかがわれる。

このように有料化に向けての体制づくりが動き出したが、有料化の路線に異論がなかったわけではもちろんない。平成十四年の第一定例会の代表質問で、雨宮幸男議員（日本共産党）は、「有料化が減量につながるの何の検証もなく、先に有料化ありきは認めることができません」と質問した。これに対し、市長は、「有料化による減量効果の持続性を検討するには、有料化しなかった場合のごみの量の推移と比較する必要があるが、先進事例を見れば当然のことながら、減量効果があることは明白であります」と、有料化をあくまで推進する考えを示している。これに関連して、一般質問における井樋匡利議員（日本共産党）の「有料化すれば減るんですねということになって、住民が何もしなければ、減量にも成功しないわけでありませぬ。（中略）有料化という前提を取り払って、十分な情報提供を行い、ごみの減量をどうやって進めるのかという議論を市民に投げかけていくべきではないか」との質問に、岩崎文雄クリーンセンター所長は、「ごみの減量対策の一つとして、家庭ごみ有料化につきましては、市民の皆さんに積極的に情報を公開しながら対話を重ねてまいります所存でございます」と答弁し、家庭ごみの有料化という方向性をあらためて強調している。

長友市長の有料 平成十四年七月の市長選挙で長友新市長が誕生した。**化問題への対応** このことよって吉尾市政最後期に動き出したごみ問題をめぐる新ごみ処理場建設問題及びごみ有料化という二つの流れは、他の諸問題にもまして改めてその方向性の再確認を迫られることと

なる。なぜなら、選挙戦において、吉尾前市長が「ごみ有料化など減量・リサイクルの推進」を重点施策に掲げていたのに対し、長友新市長は少なくとも選挙公報ではごみ問題にはなんら言及していなかった。また、選挙後初の定例会である九月の第三回定例会における所信表明においても、「ごみ問題につきましても、重要かつ緊急な課題でございます。有料化と戸別収集、新ごみ処理施設建設など、ごみの減量と適正処分という目標に向かう手段に対しまして、市民の皆様からさまざまな御意見が寄せられております。市民の御理解と御協力が得られない限り、ごみ問題を解決することはできません。市民の皆様との話し合いを大切にしながら、そして関係する三鷹市や府中市、小金井市とも、精力的に協議を進め、最善の方策を検討して参ります」というまったくの一般論に終始していたからである。

第三回定例会の代表質問で、まず土方長久議員（自由民主党）は、家庭ごみの有料化と戸別収集の実施に向けた具体的な導入方法についてまとめられた「調布市家庭ごみ有料化検討委員会の答申」が選挙直後の七月九日に提出されたことを受けて、この家庭ごみ有料化と戸別収集の実施方法について、そして新ごみ処理施設建設問題について市長の見解を問いただした。これに対し、長友市長は「家庭ごみ有料化検討委員会の答申については、これを尊重するものでありますが、もっと広範な御意見を聞き、慎重な判断を求められているものと受けとめているところでございます。また、多摩地区のごみ問題は、（中略）市長会における申し合わせは尊重すべきものと考えております。しかし、個々の施策の実施に当たっては、市民参加が必要であるとともに、当然に議会での審議も必要でございます。実施に当たりましては、議会での御指導をいただ

きながら慎重に進めてまいりたいと考えております」と述べている。大河巳渡子議員の質問に対しても、ほぼ同じ趣旨の答弁を行っている。一方、雨宮幸男議員は「家庭系ごみの有料化の四月実施を見送り、広範な市民的討論を呼びかけることを提案いたします」としたのに対し、市長は、これまでの「経緯を踏まえ、引き続きごみ懇談会や出前講座等で、さらに多くの市民の皆様のご意見を伺い、ご要望をいただきながら方針を示してまいりたいと考えております」と答えている。

こうした答弁からもうかがわれるように、就任した時点で長友市長は、調布市のごみ問題の現状と今後の方針について確固たる定見を抱いていたように見えない。有料化に関しては、選挙期間中には慎重な姿勢を見せていたが、九月定例会の答弁では、より広範な意見を聞き検討を重ねて慎重に対処するという姿勢であり、有料化推進か否かの方向性はまだ明確になっていない。しかし、有料化は十五年度からの実施をめどとしていたのであることからすれば、この時点でしゅん巡している猶予はもはやない。条例改正等の手続きなども考慮すれば、平成十五年四月実施にはもはや残されている時間はほとんど無かったといえるだろう。市側の対応も混乱を見せ、十一月十九日に市議会の幹事長会議において有料化、戸別収集、収集業務民間委託を十六年四月に実施する旨の説明がなされた。この間、長友市長もしいに有料化の路線を明らかにしている、「市報ちようふ」十二月五日号のコラム「手をつなぐ樹」で、「家庭ごみの有料化がごみの減量に有効な手段ではないかと考えている」と明言するに至っている。

市長のこのいわば軌道修正に対して、十二月の第四回定例会で、大須賀浩裕議員（自由民主党）は、「就任当時、有料化に消極的だった（中

略)市長御自身が有料化賛成に変わったのはいつなのか、その理由は何なのか、「有料化導入を政策決定したのはいつなのか、どこでしたのか」、有料化、戸別収集、収集業務委託の十六年四月実施について「いつだれが決めたのか、ころころ変わった理由は何か」と追及した。これに対し、市長は「ごみ処理費用をその一部とはいえ、市民の方に御負担願うことは、大変重要な課題であると認識をいたすところでございます。したがって、慎重な対応が必要とは申しましたが、当初より有料化を全く否定する言動をとってきたものではございません」、七月二十二日の就任以来、るるさまざまな情報を勘案しながら、この有料化の導入について、これは必須なものになろうと。我々行政側としては、これに真しに取り組む必要があるということ、私並びに関係部署の中の協議を通じて、徐々に醸成してまいったものでございます」、「ここ二、三週間ぐらいのうちの、もう少しかかっておりますか、流れで、私どもに対して、もし議会の皆様が不信の念をお抱きになったとするのであれば、これは多少不本意な点はございましたけれども、そのような事情であったということをぜひ御理解いただければと申し上げるばかりでございます」と答えている。混乱した印象は否めないが、その原因として最も大きいのは、選挙の前後で市長の認識にギャップが生じ、問題の把握と対応に十分な理解をしたうえででの処置を講ずるには、有料化実施までに残されていた時間的余裕が十分ではなかったということである。

新ごみ処理場建 このように家庭ごみ有料化問題は当初の予定から一設問題への対応 年遅れて実施されることとなったが、ごみ問題のも

う一つの焦点である新ごみ処理施設建設問題についての長友市政最初期

の取り組みにもふれておかなければならない。長友市長は少なくとも選挙期間中から市長就任までの時点では、ふじみ衛生組合の用地とその周辺を有力な候補地とする新ごみ処理施設建設という前市長時代に敷かれた路線に関しては消極的であると見られていた。ごみ有料化問題と同様、当選後の長友市長がただちに明確な態度を表明しなかったことで、新ごみ処理施設建設及び更新問題がつきまとっている二枚橋焼却場をめぐる調布市の態度をめぐって、三鷹市をはじめ関連する自治体の間で懸念が広がったことも確かである。この点についても大須賀議員は十二月の第四回定例会で市長を追及し、市長は「もう候補地がふじみだけに絞られているのであれば、そういう経緯があるんであれば、一度計画を白紙に撤回して見直す必要があると。その適地選定のプロセスが十分であったかと。無いんであれば、それは多少問題があるんじゃないかと。この意味で白紙に撤回するというか、もとに戻って見直す必要があると申しておるわけでございます」と答弁している。

続く平成十五年三月の第一回定例会においても、大須賀議員は「改めて二枚橋と新ごみ処理施設、二つの施設についての市長の考えをお尋ねします」と市長の見解を問いただしている。長友市長は、「現在、二枚橋問題に関しまして構成三市による検討協議会が組織され、素案の策定に向けた協議が続いております。二枚橋焼却場の耐用年数が迫っているなかで、この建てかえ問題に関して、どのように早期に、三市がそれぞれ事情を率直に話し合いの場に出したうえで、結論を導いていくか。(中略)これらのことは調布市だけで独自に考えて推しはかることができない性格のものでございまして、この検討協議会の議論をも尊重しながら、関係自治体と協議し、合意形成を図ります」と述べている。

就任以前の意図はともかくとして、市長としてはさしあたり既存の問題解決の枠組みにみずからを着床させることに精力を振り向けなければならなかったという点では、ごみ有料化問題と同様の軌跡がここにも見るとれよう。

三 調和小学校シックハウス問題

シックハウス 平成十四年九月、PFI方式によって脚光を浴びた新問題の発生 しい校舎で授業が始まったばかりの市立調和小学校で、

化学物質の放散が原因と思われる症状を訴える児童が数名あらわれた。

市教育委員会は、新校舎供用前の同年七、八月に化学物質放散濃度の測定を実施していたが、その際、シックハウス症候群の原因物質となるトルエンやホルムアルデヒドが文部科学省が定めた基準値を超える値で検出されていたものの、そのまま授業を開始した。しかし、頭痛などの体調の不良を訴え、一時避難で自宅待機や他施設へ通う児童が出たため、市ではただちに原因の究明、化学物質の放散濃度の測定などを実施した。十一月の三回目の調査の結果、全体としては化学物質の濃度は安全なレベルにまで低下していったが、教室などのなかには基準値を下回らないところも残った。市は引き続き調査を行う一方、翌十五年一月にはNPO法人「シックハウスを考える会」にも委託して調査を行った。

この調査の結果、平成十四年九月の新校舎の供用開始の時点で室内空気汚染によるシックハウス症候群の可能性がきわめて高いことが明らかとなった。二月十三日、長友市長はみずからの給料を減額する意向を明らかにし、また市教育委員会は、教育部長を減給一〇分の一（一カ月）、教育部次長を戒告とする懲戒処分に、教育長、教育部総務課長、教育部総務課主幹（施設担当）を訓告処分とした。

シックハウス症候群などと呼ばれる室内化学物質による汚染は、近年かなり大きな問題として注目されているがまだ未解明の部分が少なくないこと、学校に関してこの種の事態が表沙汰になるケースはほとんどなかったこと、また、調和小学校がPFI方式で設立・運営されることで全国的にも注目されていたという事情も手伝って、この問題は新聞などで広く報じられ、世間の耳目を集めることとなった。なお、この調和小学校での室内化学物質汚染問題は学校で発生したことからすれば「シックスクール」と呼ぶべきであろうが、慣例に従いシックハウスという表現をとることとする。

責任追及を 市議会がこの問題が最初に取りあげられたのは、平成十

めぐる論議

四年十二月の第四回定例会での安部宝根議員（社民・生

活者ネット・民主の会）の一般質問においてであった。安部議員の質問は、市としてシックハウスに対する総合的な対策が必要ではないか、調和小学校で使用している簡易測定器をほかの公共施設等でも活用してはどうか、関係部署間での情報の共有と連携、市民への情報提供を総合的に、相談窓口を設置してはどうか、化学物質に関して子供に合わせた厳しい基準を適用してはどうか、といったかなり広範なものであった。もともとこの時期はまだ事態の全貌が明らかになつたとはいえず、調和小学校における問題についての市の対応や責任が問われるのは、次の十五年三月の定例会になってからのこととなる。

翌十五年第一回定例会の代表質問では、土方長久議員（自由民主党）がシックハウス問題での職員の処分についての見解を問いただしたのに対し、市長は、「職責と処分の重さにつきましては、規定上やむを得ない措置であったと理解いたしております」と述べるにとどまった。また、

杉崎敏明議員（公明党）が今後の取り組みの決意を問いただしたのに対して、市長は「他市に先駆け、市としての総合的な対策を確立する決意」であるとし、「具体的には、室内化学物質の簡易濃度測定器を購入し、濃度測定を行うとともに、市民を対象とした相談業務を実施いたします。相談業務の実施に当たっては、職員をNPOなどに派遣して、資質の向上を図ってまいります。さらに、庁内横断的な組織を設置して、情報交換と調整を図っていくと同時に、市民、専門家、NPOなどによる機関を設置して、総合的な化学物質対策を構築していく所存であります。また、安全な施設づくりを進めるために、建材や資材の選定、換気計画など、設計段階での十分な検討や適切な工事監理を行ってまいります」と答弁している。

同じ第一回定例会の一般質問では、石井良和議員（自由民主党）が、「児童に症状が出たときの学校現場の対応に問題があったのではないかと」、学校側の対応、児童に対する学習面・身体面での影響、緊急避難的に他校で学んでいる児童への対応、今後の見通しについてたずねた。また、大須賀浩裕議員（自由民主党）は、「この問題に関する市長の説明は二つだけであり、学校の設置責任者としての説明責任を果たすべきではないか」と迫っている。

このように市長の責任を問う声が自由民主党の議員からあがるのは、市長と議会との関係からすれば当然のことのように思われるが、しかしそれだけに、この調和小シックハウス問題に関連して市長の責任を問う、市長の給料の一〇分の一を三カ月減額することを内容とする「調布市長の給料の特例に関する条例」案に関して、自由民主党だけが反対にまわっていることは目を惹く。本会議において、有川和子議員が「今回

の問題では、教育委員会に管理責任があるとはいえ、新聞などでこの問題が報道され、市民の方々に不安を与えたことは事実であり、行政全体の責任者としての立場にある市長に責任がないとは、先ほど申し上げた市長の責務からして到底考えられるものではございません」と賛成の討論を、石井良和議員（自由民主党）が「原因、場所も特定できず、まして対策も決まらないのに、どうして処分の内容を決められるのでしょうか。今後の進展状況によっては、減給だけでは済まないことも予測されます。市長の処分は安全宣言を出してからでも遅くないと思います」と反対の討論を行っている。結果としては賛成多数でこの条例は可決成立した。いずれにしても、マスコミなどで大きく取り上げられ、広く社会的関心の集まったこの種の問題は、場合によってはいたずらに混乱を招くおそれもないわけではないことを考えるならば、議会はこの件に関して比較的冷静に良識をもって対処したといえるだろう。

第五節 少子高齢社会への対応

一 スタートした介護保険制度

介護保険制 昭和から平成へと年号が改まり、我が国は高齢化の進展
度導入決定 によって介護を必要とする高齢者をめぐる問題がいよいよ深刻化してきた。それは単に、介護を要する高齢者自身をどう取り扱うかという問題にとどまらなかった。介護の長期化、重度化などから介護を要する高齢者を抱えた家族をめぐるさまざまな問題が表面化し、社会問題としてメディアで取りあげられ、国民の広範な注目と関心を集めてきた。その一方で高齢者にかかる医療・福祉の費用は増大の一途をたどり、従来の社会保障の制度的枠組みでは対応することが困難になりつつあった。このようななかで、平成七（一九九五）年七月、社会保障制度審議会が公的介護保険制度の創設、同じ七月に老人保健福祉審議会が社会保険方式による新たな高齢者介護制度の検討の必要性を指摘し、これを契機として介護保険制度の創設が現実味を帯びはじめた。その後、介護保険制度をめぐって社会保険方式か租税負担方式かとの論争が繰り返されたが、結局、基本的に社会保険方式を採用した介護保険法案が平成八（一九九六）年十一月臨時国会に提出され、審議の結果、平成九（一九九七）年十二月に介護保険法が制定され、平成十二（二〇〇〇）年四月に制度導入が決定された。

介護保険制 この介護保険制度は、少なくとも次の二つの特徴を持っている。第一に、介護保険制度は保険者を基礎自治体

の市町村としているという点である。もう一つは、旧来の行政処分と措

置の公的供給の原則を、利用者と事業者との契約、すなわち、市場における取引に委ね、それを社会的に規制するという原則に転換する、一言でいうなら「措置から契約へ」の転換という点である。

第一の点に関して、このように市町村を保険者としたのは、介護を要する高齢者とその家族を地域でもっともよく見ることができるのは市町村であり、またサービスの給付の状況を具体的に把握できるのが市町村だからである。そこで、介護保険事業計画の策定及び第1号被保険者（六五歳以上）の保険料の決定をはじめとして、多くの事務を市町村が担うこととなる。すでにふれた地方分権一括法の施行とともに、この介護保険法の施行に備えて、その準備と施行後のさまざまな問題点の噴出が懸念されることとなる平成十一年から十二年にかけては、地方自治体関係者にとってはとりわけあわただしい思いをさせられる時期となった。実施主体である市町村によって保険料やサービスの内容に違いが出てくること、サービスを受けるための要介護認定のランクの差が専門家にもわかりにくいこと、多くの人は結果的に「掛け捨て」になってしまふこと、サービスを受けられる限度額が症状によっては不十分であること等々、介護保険の制度上のさまざまな問題点が指摘され、マスコミをも賑わせていた。

介護保険制度 介護保険制度実施まで残すところあと一年を切った**実施への懸念** 平成十一（一九九九）年六月の第二回定例会で、介護保険導入の準備の状況について正面から質問を行ったのは、八木昭子議員（社民・生活者ネット・民主の会）と両宮幸男議員（日本共産党）であった。

八木議員は、介護保険制度の対象外となる高齢者の対策、介護保険制

度導入に伴う市の苦情処理をどのように行うか、また兩宮議員は、施設の整備が不十分ではないのか、介護保険導入によってサービスの水準を現行のそれよりも低下させないための対策は何か、介護保険制度導入により市の財政負担軽減額はどれほどかなど、その質問項目は多岐にわたった。続く第三回定例会では、井樋匡利議員（日本共産党）が、介護保険事業計画の策定状況、介護保険と地域福祉との関連性、介護保険料、利用料の減免・減額制度、介護認定の基準等々、盛りだくさんの項目について質問を行っている。いずれにしても、この時点では、保険料ひとつとっても、介護報酬の基準すら未定であったから、確定的なことはなかなかいえない状況にあった。保険給付の実施などについて検討するべく平成十（一九九八）年六月に、一〇名の市民公募委員を含む介護保険事業計画策定委員会が設置され、本格的な検討を開始していたが、その中間報告が提出されたのは十一年九月三十日のことである。

十月一日には要介護認定の申請が開始された。しかし、制度の実施まであと半年を切るこの段階になって、保険料徴収に関する部分的な見直しが行われ、六五歳以上の保険料徴収を半年間見合わせ、その後一年間は半額にすること、また、重度の要介護者を抱えながら介護サービスを利用しない場合、当該家族に対して家族介護慰労金品を支給することなどの制度改定の方針が伝えられた。この時点でのこうした変更は、保険者たる基礎自治体を戸惑わせるものであったことは間違いない。十二月の第四回定例会における石井良和議員（自由民主党）の介護保険事業計画中間報告書をめぐる質問に答えて、吉尾市長は「正直申し上げて、四月一日の時点では、どういう確定をするのかがまだまだ読み切れない、そんな状況であります」、「私自身は、正直申し上げて、家族介護の慰労

事業というものがどれだけの効果があるか、調布に当てはめてみますとたいしたことがない、何でそんなことをやらなきゃならないのかという気持ちを持つ一人ではありますし、また、保険料に對しましても、やがて全額になる時代、そのことを思いますと、苦しみの先逃れ、理解の先延ばしではないかという気がしないでもありません」と不満を隠さなかったが、市としての体制固めを図らざるをえなかったことはいまでもない。ちなみに、『市報ちようふ』は「明るい明日のために」と題する介護保険制度の解説を三五回にわたって連載したのをはじめ、制度施行直前だけでも平成十一年十一月及び十二年三月の二度「介護保険特集号」を発行するなど、市民への広報活動は精力的に行われた。

介護保険条例 平成十二年三月の第一回定例会は、四月一日の介護保険などを可決 險制度の実施を目前にひかえて、「調布市介護保険条例」をはじめとする七条例の設置及び関係五条例の一部改正が提案された。これは、同じ第一回定例会に提案された地方分権一括法の施行に伴う議案数を上回るもので、介護保険制度の導入が基礎自治体にとっていかに大きな影響を与えるものであるかを如実に示している。

なかでも中心となる調布市介護保険条例は、第1号被保険者の保険料率をはじめとして調布市の要介護者などの介護（表7-21）と自立支援に関して必要な事項を定め、要介護者の福祉の向上増進を図るうえでの基本条例である。また、新設条例としては、重度の要介護高齢者を介護しながらも介護サービスを利用しない家族の労苦をねぎらう慰労金支給に関する「調布市家族介護慰労金支給条例」、介護保険外での福祉サービスの利用料の基準を規定する「調布市福祉サービス利用料条例」、介護保険を含む高齢者福祉に関する課題の解決を図るための高齢者福祉推

進協議会を設置しようとする「調布市高齢者福祉推進協議会条例」があり、それ以外にはいずれも基金設置のために、「調布市介護保険円滑導入基金条例」、「調布市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例」、「調布市介護保険給付費準備基金条例」の三条例がある。また、現行条例の改正としては、通所介護サービスと一般施策に基づく福祉サービスを実施するための調布市総合福祉センター条例の改正、市外の特別養護老人ホームなどに入所している高齢者への支給を取りやめるための調布市敬老金支給条例の改正、介護保険制度施行及び都制度の改正による手当廃止を内容とする調布市福祉手当条例の改正、介護保険制度実施に伴い一般施策に基づく福祉サービスへの切り替えを実施するための調布市ちようふの里条例及び調布市国領高齢者在宅サービスセンター条例の改正である。

これらはすべて福祉環境委員会に付託され、調布市家族介護慰労金支給条例及び調布市老人福祉手当条例の一部を改正する条例が賛成多数、それ以外は全員異議なく了承で通過し、本会議でも同様に調布市家族介護慰労金支給条例及び調布市老人福祉手当条例は賛成多数、ほかはすべて満場一致で可決された。本会議では武藤千里議員（日本共産党）は、「家族介護慰労金の支給によって調布市在宅高齢者介護休養手当と老人福祉手当が廃止されれば低所得者へのサービス低下は免れない」と反対の討論を行い、これに対して伊藤義男議員（自由民主党）は、「家族介護慰労金は在宅高齢者介護休養手当と同様なものであり……廃止することとはやむを得ない」と、また土方長久議員（自由民主党）は、「老人福祉手当はその役割を終えたものと言える」と、それぞれ賛成討論を行った。採決の結果は先にふれたとおりであるが、制度実施を目前にして決

表7-21 介護保険

要介護認定者数

(単位：人)

| 年次 | 総数 | 要支援 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|-----------|-------------|---------|------------|----------|----------|----------|----------|
| 平成13 2001 | 4,021 (153) | 596 (2) | 1,270 (34) | 704 (53) | 478 (18) | 475 (20) | 498 (26) |
| 14 2002 | 4,921 (188) | 802 (8) | 1,590 (56) | 847 (52) | 577 (23) | 480 (16) | 625 (33) |
| 15 2003 | 5,534 (199) | 871 (6) | 1,904 (61) | 868 (57) | 659 (28) | 567 (11) | 665 (36) |

出所：福祉部介護保険課

注 () 内は、第2号被保険者数

して万端の準備が整えられているわけではないのは周知の事実であり、市議会としても、行政や市民のそれとはまた違った不安や懸念を抱きながら四月の実施を迎えたのが実情だと言えるだろう。

順調をすべりだし 介護保険制度がと不透明な将来 スタートしてほ

ぼ二カ月が経過した六月、第二回定例会を迎えた。この間、心配されていたような混乱は幸いにも少なかった。吉尾市長も答弁の中で、「ある意味では、よくぞ二カ月間こういう状況を積み上げてこれたなという、そんな実感も持っている」とその思いを吐露している。一般質問に立った任海千衛議員（日本共産党）は、スタートしたばかりの介護保険制度の実情をめぐって行った多岐にわたる質問の最後に、「保険者の市の立場から見ると、改善が必要だと思われる制度上の問題は何か」と問うたのに対して、市長は、「介護認定の問題でありますとか、基盤整備の問題、さらには保険対象外事業へ

の国からの財政支援など、幾つかの課題がある」と積み残された課題が少なくないことを率直に認めているが、いずれにしても実施に移された介護保険制度がどのような問題を抱えているか見極めるにはまだしばらくの時間が必要であった。

その後、介護保険制度は順調に利用が伸び、特に目立った混乱やトラブルもなく、制度として定着したといえよう。実施から一年あまりが経過した平成十三年六月の第二回定例会における「最初の見込みと違った点があったのか否か」という石井良和議員(自由民主党)の質問に対し、倉田繕箕福祉部長は、介護擁護者数が計画より一・七%多かつたことと、居宅サービスが計画の八割弱であったことの二点を挙げていますが、これも制度の根幹に関わるようなことではまったくない。しかし、たとえ制度として順調な滑り出しを見せたといっても、もちろん問題点がないわけではない。なかでも低所得者の負担を減免すべきだという制度実施前からの声は依然としておさまらない。実施一年後以降の一般質問に限っても、任海千衛議員は十三年第二回定例会及び十四年第四回定例会で都への働きかけや市独自の減免制度を要望している。

また中長期的に見た場合、今後もつとも問題となりうるのは、介護度の低い利用者を中心に大幅に介護保険給付費が拡大する傾向が見られ、また、施設への依存度が高まって入所待機者が拡大する傾向が見られることであろう。介護サービスに対する需要が伸びているということは、確かに一面では介護サービスへの評価が高いことを意味している。しかし、他方でサービス利用の増大によって、高齢者の負担の限度を超えるような保険料の引き上げが求められるのではないかという危惧がぬぐいきれない。そうした面からいえば、介護保険の将来はかならずしも安泰

とはいえないところがある。

介護保険スタートから二年半、長友市長が初めて市議会に登場した平成十四(二〇〇二)年九月の第三回定例会において、荻窪貞寛議員(公明党)は「介護保険料などの水準は、基本的にはサービスの量に応じて住民が判断すべきことになっていきますが、保険料、利用料の水準と減免について市のお考えをお尋ねします。関連して、高齢者介護の負担を減免する施策をどのように考えているかをお聞きします」と問いただした。これに対し市長は、利用料に関しては現行どおり、保険料に関しては介護保険事業計画改訂作業のなかで結論を出すとし、まだ明確な方向性を示すには至っていない。

二 さらなる充実を求められる子育て支援

少子化現象と子育て 二一世紀に入った日本社会を高齢化と並んで特徴として支援問題の浮上 づけている現象は、なんといっても少子化である。急速に進む少子化が今後の社会保障や経済活動に与える影響についての危惧が広がる一方で、それに対する効果的な対応策となるとなかなか難しいし、そもそもこの現象をどのように受けとめるかについての共通の認識すらあるとはいえない。しかし、いずれにしても少子化によって子育て支援のニーズが減るどころかいつそう増大しつつあることはまちがいない。そこには、子供のいる家庭での両親共働きの増加や祖父母などとの同居が減ってきたことをはじめとする家族形態の多様化や変動が複雑にからんでいる。

平成十三年の第一回定例会で、広瀬美知子議員(社民・生活者ネット・民主の会)は、「母と子を取り巻く社会の変化について、それに対応する子育て支援の質を確保していくために、こうした社会の変化につ

いて、市はどのような認識と分析をお持ちなのか」と質問した。これに
 対して、加藤哲朗助役は次のように答弁している。「母と子を取り巻く
 環境は年々変化しております。子供はみずから学び育つものであります
 から、核家族化した親子だけの、母と子だけの関係だけでは乏しすぎま
 す。多様な人間関係のなかで自発的に育つ環境が必要であります。親、
 家庭だけでなく社会においても、育てる者という観点から、行政はその
 条件づくりのために働くべきであると考えております。そのため、本市
 におきましては、子供の健やかな成長と子育ての中の家庭を支援する施
 策の充実が最優先の施策の一つと考えております。」

そして、このような施策の一つとして、調布市では平成十三年四月
 に、調布市子ども家庭支援センター「すこやか」を京王線国領駅南口の
 再開発ビル（ココスクエア・マップス）二階に開いた。この施設は、乳
 幼児の交流、遊び場の開放、子ども・家庭総合相談、ショートステイ、
 トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター、子育て講座と
 いう七種の事業を行い、幼児・児童を一時的に預かったり子育ての悩み
 についての相談ができる、調布市における子育て支援の拠点として開設
 されたものである。また、市内の児童館でも子育て支援の活動（「子育
 て広場」）を行うなど、一定の前進が見られることは確かである。

減らない保育 所待機児童 とはいえ、子育て支援の最も端的な問題は保育所であ
 る。保育所に入所する子供の数は、全国的に見ると

一九八〇年をピークとして減少しつつあるが、保育所利用率（当該年齢
 児童の中で保育所を利用する割合）は増加していることから保育所へ
 のニーズの高さがわかる（市内の保育園数、児童数については表7―22
 参照）。

したがって、ほかの多くの自治体と同様、調布市においても保育行政
 の質的量的な拡充は緊急かつ必須の課題となっていた。市議会でも保育
 所問題は再三取り上げられており、例えば平成十二年三月定例会におい
 ては、武藤千里議員（日本共産党）と有川和子議員（社民・生活者ネッ
 ト・民社の会）がそれぞれ、二五〇人を超えるいわゆる待機児、すなわ
 ち定員超過による保育園への入所待ちをどのように解消するかを問いた
 だしている。有川議員の質問に対して、倉田繕箕福祉部長は「入所定員
 の弾力化、定員の見直しによる乳幼児の増、保育園建てかえ時の乳幼児
 枠の拡大など、既設の保育園で乳児の受入数をふやすことに対応してま
 いりたいと思います。この理由は、待機児の多くが乳児で、幼児の入園
 数が定員を下回る状況があり、かつ待機児が比較的市内に分散している
 からであります。今後さらに、公立保育園建てかえ時の乳児枠拡大や保
 育室の拡充、保育ママ制度の導入による解消策に努めてまいりたいと考
 えております」と答弁している。その後、保育ママ（家庭福祉員）制度
 は平成十三年六月に、また認証保育所が同年十月にスタートしたが、待

表7―22 調布市内保育園数、定員及び児童数

| | 園数 | 定員 | 児 童 数 | | | | | | |
|-----|----|------|-------|----|----|----|----|----|----|
| | | | 総数 | 〇歳 | 一歳 | 二歳 | 三歳 | | |
| 平成十 | 三 | 三、三六 | 三、三九 | 一七 | 二六 | 三七 | 四三 | 四五 | 四四 |
| 平成十 | 三 | 三、一九 | 三、二六 | 一五 | 二六 | 三九 | 四五 | 四六 | 四九 |
| 平成十 | 三 | 三、一九 | 三、二五 | 一七 | 二九 | 三六 | 四五 | 四五 | 四八 |
| 平成十 | 三 | 三、一九 | 三、四三 | 一六 | 三〇 | 三六 | 四二 | 四五 | 四九 |
| 平成十 | 三 | 三、三六 | 三、四四 | 一六 | 三六 | 四二 | 四五 | 五二 | 五〇 |

出所…調布市統計書 平成十五年度

機児問題の抜本的な解決にはまだほど遠いといわねばならない。

もとより問題は保育所だけに限られない。平成十四年第一回定例会での「子育てをめぐる諸問題が調布では具体的にどのようなようにあらわれているのか」という武藤議員の質問に、加藤哲朗助役は、「最近では子供に對する虐待や親子での引きこもり、育児ノイローゼ、子供の施設などでの安全問題等々、さまざまな問題が生じております」と答えている。実際市議会でも、子育て支援に関連してはそのほかに、平成十三年第二回定例会で福山めぐみ議員（公明党）が出産にまつわる経済的負担について、乳幼児医療費の問題については平成十一年第二回定例会で佐々木功議員（公明党）および平成十三年第一回定例会で岸本直子議員（日本共産党）が質問しているし、学童クラブの待機児問題についても平成十一年第四回定例会で安部宝根議員（社民・生活者ネットワーク・民主の会）、平成十三年第一回定例会で岸本議員、平成十四年第一回定例会で杉崎敏明議員（公明党）、平成十五年第一回定例会で伊藤学議員（自由民主党）が取り上げている。さらに、特にこの時期社会問題化した児童虐待に関しては、平成十一年第四回定例会で安部議員が取り上げて以後、平成十三年第二回定例会で有川議員、平成十四年第一回定例会における武藤議員などによって繰り返し実態の把握と積極的な取り組みが求められている。

ところで、市長に就任しておよそ半年後の平成十五年二月、長友市長は同年十月から乳幼児医療費助成の所得制限を廃止する方針を打ち出し、0歳児から就学前まですべての乳幼児について家庭の医療費自己負担はゼロとなった。しかし、三月の第一回定例会での所信表明においては、子育て支援に関しては前市長以来の従来の路線からはずれるよう

な言及は見られず、子育て支援や少子化問題に関する長友市政の独自性は、この時点では将来の課題となっている観がある。

第六節 学校教育の充実と男女共同参画の推進

一 教育環境の変化への対応

「つめこみ教育」か 二〇世紀の終わりから二二世紀初頭にかけては、「ゆとり教育」へ 大人の世界だけでなく、日本各地の学校教育の現場もまた大きな転換期を迎えていた。従来の「知識偏重」、「つめこみ教育」にとって代わるべき「ゆとり教育」の波が学校に押し寄せてきたのである。「ゆとり」という表現は、古く、昭和五十一（一九七六）年に中央教育審議会の答申の中で、当時の激しい受験競争や「落ちこぼれ」問題に対応して学習内容の削減が提言された際の「ゆとりと充実」という言葉に由来する。もともと、この当時と比べると、今日の子供を取り巻いている状況は大きく変わった。前提にあるのは、いうまでもなく少子化であろう。少子化の傾向は着実に進んでおり、調布市においても、一時的な増減はあっても、長期的に見れば子供の数が今後大きく増える

表7-23 調布市内の小・中学校の児童・生徒数、学級数の推移

| | 小学校 | | 中学校 | |
|--------|-------|-----|-------|-----|
| | 児童数 | 学級数 | 生徒数 | 学級数 |
| 平成一一年度 | 九、六〇五 | 二二二 | 五、二〇六 | 一四〇 |
| 平成一二年度 | 九、五一三 | 二二二 | 五、一〇七 | 一四一 |
| 平成一三年度 | 九、六五三 | 二二二 | 五、〇五六 | 一四〇 |
| 平成一四年度 | 九、八一九 | 二二二 | 四、八八三 | 一三六 |

出所：調布市統計書

可能性はきわめて小さく（表7-23を参照）、学校の建設が焦眉の課題とされる時代は遠い過去のこととなった。

このような環境の変化によって、教育において求められるものも変わってきたわけである。例えば、ゆとり教育の目的の一つとして「生きる力」がよくあげられる。「生きる力」がクローズアップされるきっかけになったのは、平成八（一九九六）年に中央教育審議会の「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」第一次答申にある次のようなくだりである。「我々はこれからの子供たちに必要となるのは、いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性であると考えた。たくましく生きるための健康や体力が不可欠であることは言うまでもない。我々は、こうした資質や能力を、変化の激しいこれからの社会を「生きる力」と称することとし、これらをバランスよくはぐくんでいくことが重要であると考えた」。

完全週五日制の いずれにせよ、平成十一年には、学習指導要領の改実施に向けて 正、学習内容・授業時数の削減、完全学校週五日制

の実施、「総合的な学習の時間」（総合学習）の新設などが決定され、「ゆとり」と引き替えに学力の低下を心配する声がしだいに高まるなか、平成十四年度から実施されることになったのである。このようなスケジュールからも推測されるように、こうした変化に対応する市の取り組みについての市議会での議論は平成十一年から絶え間なくなされてきた。例えば、平成十二年の第一回定例会での一般質問で、元木勇議員（自由民主党）は「総合的な学習の時間」に関して、「これに対応する

先生方や、講師陣の体制をどのように確立されるのか」、また完全学校週五日制が実施されるなか、「学校、家庭、地域社会、行政がそれぞれの役割をどう認識し、どのような連携をしながら、子供たちを取り巻く環境の整備を図っていくのか」と問いただしている。これに対し、田村貞司教育長は、地域の声を積極的に取り入れるために学校運営連絡協議会を設置し、余裕教室を活用すること、また地域の人材活用という視点から部活動の新しい方向を整備し、学校ボランティア制度も取り入れていくと答えている。

変容し衰退しつつある学校の部活動を活性化するためにも、学校と地域との連携という方向性が模索されている。というのも、今回の学習指導要領の改定によって、教育課程内の全員加入のクラブ活動が廃止され、教育課程外の部活動のみが実施されることとなったからである。平成十四（二〇〇二）年第二回定例会で、漁郡司議員（社民・生活者ネット・民主の会）は「幾つもの課題を抱えている中学校の部活動に対して、その質と量の拡大のために現在どのような取り組みがなされ、今後どう取り組んでいられるのか」と質問した。これに対し、中倉勲教育部長は、指導員などの派遣によって部活動の伝統の維持と活性化を図っており、将来的には文化協会などとの連携によって文化部の活性化にも努めたいと答弁している。

さらに、四月からの新制度実施を目前にひかえた平成十四年の第一回定例会の一般質問において、兩宮英雄議員（社民・生活者ネット・民主の会）が総合学習及び週五日制に伴う学校施設活用の問題を、岸本直子議員（日本共産党）が新しい制度への不安の解消策やゆとりをもたらす環境づくりについて質問した。

続く第二回定例会では石井良和議員（自由民主党）が、完全週五日制実施後最初の土曜日であった四月十三日に市によって行われた実態調査の結果から「どのようなことが見えてきたか、学校としてどのような指導をするのか、行政として子供たちにどうかかわるのか」と質問した。

これに中倉勲教育部長は、「今回の調査で、学校教育の面では、すべての学校で保護者に向けて新教育課程や、学校週五日制についての説明は行われておりますが、子供に対する指導、特に休日の過ごし方や、社会教育施設の活用に関する説明が弱いことがわかりました。子供の過ごし方に関する項目では、小・中学生ともに、四人のうち三人が外出している一方、家庭で過ごした子供の状況は、テレビを見ているという回答が割合として多くなっております。こうした結果から、行政としては子供たちが外で過ごす時間についてどのように支援していくかを考える必要があると認識をしているところでございます」と答えている。

学校施設問題と三 学校の施設をめぐる問題として市議会がかねてか

〇人学級のゆくえ ら繰り返し取り上げられてきた、中学校の完全給食実施、学校図書館の充実、教室へのエアコン設置等々に関しては、吉尾市政最後期においても顕著な進展は見られなかった。一方、平成十四年七月に就任した長友市長は、選挙中の公約の中で「三〇人学級の早期実現」を掲げていた。少人数学級の実現はゆとり教育の一環であるとともに、かねてから市議会の質疑で何度も取り上げられてきた問題の一つでもあり、平成十一年第一回定例会では「一刻も早く三〇人学級の実現を求める意見書」の採択を要求する陳情」が採択されていた。平成十四年九月の第三回定例会の代表質問において、三〇人学級問題に関する杉崎敏明議員（公明党）と大河巳渡子議員（元気派市民の会）の質問

に答えて、市長は「市民の御意見を取り入れながら、特に低学年の学習環境整備について、重点的に検討してまいりたいと考えております」と前向きななかにも慎重な姿勢を示している。

また、同じ大河議員の質問への答弁の中で「まず最初に取りかからなければならぬのが学校施設の整備と認識いたします」としていた長友市長であるが、平成十五年三月の所信表明では、八雲台小学校の改修をあげるにとどまった。「これからの四年間で八雲台小学校一校のみというのはいかがなものでありませんか」と問いただした山口茂議員（グローバル調布21）に対し、市長は、「財源の捻出と中長期的改修計画を検討するなかで対応してまいりたい」と答弁している。選挙期間中は吉尾市政を「開発優先」としていたものの、長友市長がしだいに「現実」路線の色合いを濃くしていくように見えるなかで、前市長時代以来の課題を引き継いだ長友市政下での教育行政が果たしてどのような進路をたどるのか、注目されよう。

二 男女共同参画社会実現へ向けて

課題としての男 国際連合が昭和五十（一九七五）年を「国際婦人年」

女共同参画社会 とし、女性の地位向上、男女平等を実現することを

明らかにしてから四半世紀が経過した二〇世紀末、この流れは一つの大きなピークに到達したといえる。平成十二（二〇〇〇）年にはニューヨークの国連本部で国連特別総会女性二〇〇〇年会議が開催され、平成七（一九九五）年の北京世界女性会議で採択された行動綱領の実施状況の評価とともに、政治宣言と成果文書を採択した。我が国では、平成十一（一九九九）年六月、男女共同参画社会基本法が施行され、基本理念として①男女が性別による差別的な取り扱いを受けないことなど男女の人

権の尊重、②社会制度や慣行をできる限り中立的なものとする配慮、③政策などの立案及び決定への男女の共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調、の五つがあげられている。男女共同参画社会の実現が二一世紀の日本社会にとっての最重要課題として位置づけられたのである。これを受けて東京都も、平成十二（二〇〇〇）年四月一日に東京都男女平等参画基本条例を施行している。

男女共同参画推進 調布市では、平成九（一九九七）年に調布市男女センター設置へ 共同参画プランを策定し、「生涯にわたる男女平等

と共同参画の意識づくり」、「あらゆる分野での男女平等と共同参画に向けて」、「安定した家庭生活と福祉の向上」を基本目標に掲げ、さまざまな施策を展開してきた。有川和子議員（社民・生活者ネット・民主の会）は、平成十二年第一回定例会の一般質問において、市の男女共同参画プランについて「国と都の条例の趣旨を生かした見直しは、今後計画されているのか」と質問した。これに対し、松本嘉郎助役は平成十三年、すなわち「計画期間の中間年には、市民参加の検討委員会を設け、計画の点検、見直しを図り、さらに実効性のある計画としてまいります」と答えている。実際平成十五年三月に男女共同参画プランは改定されるが、十三年第一回定例会で佐々木功議員（公明党）は、「現在、女性政策は男女共同参画推進の政策へと質的な転換をしています。（中略）今後、男女共同参画推進センターの展望があります。大いなる期待をこめて、総合的な推進体制の拠点、機能強化として図られることを望みます」と質問している。これに対し、松本嘉郎助役は、「新たな男女共同参画推進センターの設置につきましても、学習機能、相談機能、市民活動支援機能等々を備えた活動の拠点施設として検討してまいります」と前向き

の姿勢を見せている。

男女共同参画社会の理念は、社会の極めて広範なことからにかかわってくる。平成十二年第四回定例会で内藤良雄議員（社民・生活者ネット・民主の会）は、市の各種の審議会、協議会、検討委員会での女性委員の占める割合が三〇%である現状をめぐって、「最低五〇%の数値を旨とした各種審議会などの委員構成を作りあげていただき、女性の感性、知識を活用する必要がある」と質問した。これに対し、小林忠司生活文化部長は、「女性委員が選任されていない審議会などが存在することを認めたくえで、「女性があらゆる分野に参画していくというジェンダーフリーの立場、また、女性の感性や知識をあらゆる場面に生かしていくという視点からも、今後関係部署には女性の選任について、さらに工夫を重ねるよう、働きかけてまいる所存でございます」と答弁している。

ドメスティック・バイオレンスへの対応 ク・バイオレンス（DV）もあげられる。国連特別総会女性二〇〇〇年会議で採択された成果文書の後押しを受けて平成十三年（二〇〇一）年十月にDV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）が施行されたが、これを受けて有川和子議員（社民・生活者ネット・民主の会）は平成十三年第四回定例会において調布市のDV問題への対応を取りあげたなかで、同年の一時保護になるような相談は何件あったのか、「職務関係者が女性に対する暴力の問題を正しく認識し、公平、公正な判断が行えるよう、ジェンダーの視点に立った研修は必須と考えますが、市の現状はどのようになっているのか」と質問した。五嶋幸弘生活文化部長は、平成十三年十一月末までの

時点での一時保護は一二件であると答え、また吉尾市長は「専門知識を要する相談内容の増加が予想されますが、それらに対応する環境整備を整えてまいりたい」と答えている。

平成十四年七月に就任した長友市長は、選挙中の公約の中で「働く女性や高齢者へ積極支援」、「女性助役の登用など市役所の大胆改革」を掲げ、ほかの二候補と比べると女性をめぐる問題を重視している印象を与えていた。平成十四年第四回定例会で安部宝根議員（社民・生活者ネット・民主の会）は、男女共同参画推進条例制定に取り進むかどうかについて質問した。市長は、「男女共同参画社会の実現について、その基本理念や阻害要因など、市民各層への理解を深めるなかで、さまざまな場面で御議論をいただき、どのような条例が調布市にふさわしいか、全国の条例制定状況も参考にしながら、なるべく早い時期に制定の方向が出せるよう研究を進めてまいります」と、慎重ながら前向きな姿勢を示している。女性助役登用は難航することになるが、いずれにせよ女性をめぐる問題の取り扱いが長友市政の方向性にとって重大な意味をもっていることは、どうやら確かなようである。

第八章 魅力ある調布市へ向けての参加・

協働のまちづくり

序説 任期後半期の長友市政

一 時代の背景

長友市政が九カ月を経過した平成十五（二〇〇三）年四月から翌年七月までの間には、統一地方選挙、衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙と大きな選挙が相次いだ。その意味で、この一年三カ月は、日本のデモクラシーの再活性化を図るまさに絶好機であったと言える。しかし、引き続き経済の鈍調とも相まって、政治もまた低迷状態を脱するには至らなかった。選挙が、国民の間に広く瀾漫^{ひまん}する政治への閉塞感を吹き払い、政治のダイナミズムを回復する機会として有効に機能しなかったのである。

まず、平成十五年四月十三日に行われた統一地方選挙での東京都知事選で、石原慎太郎は、得票数三〇八万票、得票率七〇・二一％で圧勝し、再選されたが、投票率は四四・九四％で、前回知事選での五七・八七％を一三ポイント近く下回り、昭和六十二年知事選での四三・一九％に次ぐ低投票率が記録された。さらに、七カ月後に行われた衆院総選挙は、各党が「マニフェスト」を競う選挙として注目されたが、投票率は、総選挙史上二番目に低い五九・八一％にとどまった。また、この総選挙の八カ月後に行われた参院通常選挙での投票率は、五六・五七％（選挙

区選挙）で、前回より〇・一三ポイント上回ったが、なお参院通常選挙史上四番目の低さであったのである。

政党勢力の消長

しかし、同時に注目されたのは、これらの選挙での政党勢力の消長であった。まず、総選挙のひと月前に自由党と合併した民主党は、この総選挙で前回総選挙に比して議席を五〇増やす躍進を遂げたが、他方で、共産、社民両党は、前回比で議席をそれぞれ一一、一三減らして大きく後退し、社民党の土井たか子党首は、惨敗の責任をとって、投票日の六日後の十一月十五日に党首を辞任し、後任に福島瑞穂幹事長が選出された。さらに、熊谷弘代表、西川太一郎政調会長らの党幹部がそろって苦杯をなめ、ようやく四議席を得るにとどまった保守新党は、総選挙から二週間足らず後の十一月二十一日に自民党と合併し、結党以来わずか一カ月で消滅した。

このなかで勢いを増してきたのが、自民、民主両党を軸とする二党政治への流れであるが、この流れは、平成十六年七月の参院通常選挙ではいっそう顕著化し、民主党は、得票数で自民党を抜き、獲得議席数でも一議席上回り、相拮抗する両党の合計獲得議席率は、八割を超えたのである。

第二次小泉内閣と民主党

このような政党勢力の動向を背景に、総選挙後の国会で、福田康夫官房長官、中川昭一経済産業相、谷垣禎一財務相、竹中平蔵経済財政・金融相らに国民年金未納、未加入期間があることが判明

し、福田官房長官は、この問題への不適切な対応の責任をとって五月七日に辞任する。

他方で、この問題で小泉内閣を激しく糾弾していた民主党の菅直人代表自身にも、国民年金の未納・未加入の期間があることが明るみに出て、同代表は、五月十日に辞任を表明し、民主党はこれを受けて五月十八日に代表選を実施したが、岡田克也幹事長以外に立候補がなく、無投票で岡田新代表が誕生した。その後、任期満了に伴う代表選が、三カ月後の八月三十日に実施されたが、再び岡田代表のほかに立候補がなく、同代表が無投票で再選された。

このなかで、小泉首相は、平成十六年九月二十七日に、自民党の党役員改選を機として内閣改造を行い、第二次小泉連立内閣を発足させたが、「郵政民営化実現内閣」を標ぼうするこの内閣の柱に竹中経済財政相を郵政民営化担当兼務で留任させ、官房長官には細田博之を残し、連立を組む公明党からは、小泉内閣発足時から厚生労働相を務めてきた坂口力に代わって、北側一雄政調会長が、国土交通相として入閣した。

年金改革と少子 ところで、年金改革関連法は、平成十六年六月五日

高齢化の進行 に国会で可決・成立したが、厚生年金保険料（一三・

五八％）を毎年引きあげ平成二十九年以降は一八・三〇％に固定する、現在月額一万三三〇〇円の国民年金保険料を毎年引きあげ平成二十九年以降は一万六九〇〇円に固定する、年金給付額はモデル世帯で現役世代の平均手取りの五〇％以上を確保するなどを軸とするこの法案の審議で前提とされていたのは、平成十五年の出生率を一・三二とする推計値であった。

ところが、法律の成立後政府が発表した平成十五年の出生率の実績値

が一・二九であったことから、この年金改革法によって立つ基礎の「危うさ」をめぐっての厳しい批判が、野党などから提起された。

実際問題として、我が国の少子高齢化は、現在のところ国立社会保障・人口問題研究所が平成十二年国勢調査結果に基づいて行った中位推計を超えるスピードで進行しているのである。

「平成の大合併」と また、この時期の小泉内閣で注目すべきは、地

「三位一体改革」 方自治をめぐって二つの問題に積極的に取り組んだことである。一つは、市町村合併特例法をこととしたいわゆる「平成の大合併」の推進で、この政府のてこ入れに促されて、平成十四年四月に三二一八であった市町村数は、平成十五年四月に三一九〇になり、平成十六年十一月一日には三〇〇〇を割って二九四二に、さらに平成十七年三月末には二五七一にまで減少した。

もう一つは、地方自治体への補助金の削減、国から地方への税源の移譲、地方交付税交付金の見直しを連関させ、地方分権の推進を図る「三位一体改革」で、政府・与党は、平成十六年十一月二十六日にその「全体像」をまとめた。その要点は、次のとおりである。

①平成十七年度予算、十八年度予算において、地方向け国庫補助負担金について、三兆円程度の廃止・縮減などの改革を行う。②税源移

譲は、十六年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含めて、おおむね三兆円規模を目指す。③十七年度、十八年度は、地域において必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行うなど「基本方針二〇〇四」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。

イラク戦争と自衛 国際的な側面で、この時期の日本の政治に大きな影を落としたのが、統一地方選挙の直前の平成十五年三月十九日に開戦したイラク戦争にほかならない。アメリカのブッシュ大統領は、六週間後の五月一日に「イラクにおける主要な戦闘作戦は終了した」と宣言したが、その後もイスラム過激派などのテロリストによる武装抵抗闘争は続けられ、平成十六年九月八日にアメリカ政府は、イラク戦争でのアメリカ兵の死者が一〇〇〇人を突破したと発表した。

この間に、我が国では、平成十五年七月二十六日にイラクの復興支援の目的で自衛隊を派遣するためのイラク復興特別措置法が、国会で可決、成立し、これによって平成十五年十二月二十六日に航空自衛隊の先遣隊がイラクへ向けて出発したのを皮切りに、航空自衛隊本隊、陸上自衛隊本隊が相ついでイラクに派遣された。また、この特別措置法に基づく自衛隊派遣の基本計画は、派遣期間を平成十六年十二月十四日までとされていたが、小泉内閣は、平成十六年十二月九日の臨時閣議で、派遣期間を平成十七年十二月十四日まで一年間延長することを決定した。

二 長友市政の平成十五年から十七年

始動期の長友市政

このような政治・経済・社会の厳しい状況を時代背景とした長友市政が、この状況によって基本的に条件づけられたことはいうまでもない。

しかし、二六年間のサラリーマン生活から一転して就任した長友貴樹市長が、市政の現実の厳しさを真正面から受けとめ、市政運営に取り組むことになったのは、就任後二年近くを経過した平成十六年に入ってからのことであったとみてよからう。

平成十四年七月の市長選挙で当選し、七月二十二日に第七代市長に就任した長友は、就任後最初の市議会であった平成十四年第三回定例会で、初日の九月十日に所信表明を行い、さらに翌十五年三月の平成十五年第一回定例会と平成十六年三月の平成十六年第一回定例会で、基本的施策について施政方針を表明してきた。長友市政の基本的性格と方向を伝えるのが、これらの所信表明や施政方針表明にほかならない。

まず、平成十四年九月の市議会第三回定例会は、長友市長就任後二ヵ月足らずで開かれたが、ここでの所信表明の中で、市政運営の基軸としてあげられたのが、①市民参加型の市政、②効率的な市政、③市民、企業、行政の三位一体のまちづくり、④男女共同参画の市政である。

それから半年を経て、平成十五年市議会第一回定例会に臨んだ長友市長は、初日の三月三日に平成十五年度における基本的施策についての考え方を示し、施政方針を明らかにした。ここで「市政運営の基本的な考え方」としてあげられたのは、①市民参加・協働のまちづくりの体制整備、②市役所機能の強化、③コスト意識の徹底である。

この施政方針で、市役所の機能強化と「市役所内部はもちろん、市民・企業などのすべてのパートナーに対して本格的なコスト意識の徹底を求めていく」ことに市政運営の重心を移動させているのは、長友市長就任から八ヵ月を経て、市政の「現実」に否応なしに直面させられてきたことの結果にほかなるまい。

施政 平成十五年の施政方針の表明は、ひと月半後に市議選を控

方針表明 えた市議会においてであったが、四月二十七日の市議選で

顔触れがおおよそ三割入れ替わった市議会に長友市長がはじめて相対したのは、当選議員による初議会として平成十五年六月の第二回定例会にお

いてであった。そして、この定例会の初日冒頭でのあいさつでは、議員への当選祝いと議員の「大所高所からの指導」を要請する言葉にとどめた市長が、改めて市政運営への取り組み方についての考え方を示したのは、平成十六年第一回定例会の初日（三月三日）に行った基本的施策についての施政方針の表明においてである。

ここで注目されるのは、市政の「現実」の厳しさと一年七カ月余り向き合ってきた市長の対応の一層の「現実化」にはかならない。すなわち、市長は、この施政方針の中で、調布市が、ほかの多くの自治体と同様に「構造的な改革を迫られている大きな転換期」にあるとし、「いかに転換を遂げるか」を「市政運営上の最重要課題」と位置づけ、その方向での政策課題として「魅力の創出」「参加・協働のまちづくり」とともに、行財政改革をあげ、「公的サービスの範囲、受益と負担の関係などについて、聖域を設けない積極的な見直しの議論が必要との確信を持つに至った」と述べ、見直しの方向について具体的に次のように明示したのである。

「その取り組みの一つとして、本年二月に新たな行財政改革アクションプランを定めました。……市民保養施設の廃止をはじめ、各種公共施設の統廃合などを視野に入れた再配置計画の策定、使用料や手数料等の見直しなど、市民の皆様の御理解をいただかなければ進められないメニューも少なからずございます。また、監理団体の経営改善、公共施設の管理運営の民間委託、業務のアウトソーシングなど民間活力の導入を推進することといたしております。さらに、退職手当の引き下げや人事給与制度の改革、職員の定員適正化など、市役所内部の改革も進めてまいります」

そして、市長がさらに次のように付言しているところに投影されているのは、任期の半ばを目前にした時点での市政の厳しさの実感であるにちがいない。

「聞こえのよいものをばかりを提案し続けることはできないと考えております。今後も、痛みを分かち合っていたりたくような提案をさせていただくことがあろうかと存じておりますが、まちづくりの主役である市民の皆様と問題や背景を共有し、一緒に考え、また、御理解をいただくための努力をいとわない決意しております」。

市議会との関係 このような長友市政の展開のなかで、市長と市議会との関係は、かならずしも良好であったとはいえない。

第二回定例会、第四回定例会で行われた、記者会見での市長の発言の真意をただす緊急質問であろう（本章第一節三参照）。

このような市長と市議会との関係は、市長の議会対応のあり方によるところが大きくみられるが、同時に、市長選で現職の吉尾候補をわずかに三一六票差でおさえて勝利した長友市長に対して、吉尾候補を支持した自民、公明両党の議員が、市議会でも多数派を形成していたことと関連していることも、争われない事実であろう。

さらに、市長と市議会の関係に影を落としているもう一つの要因として見逃せないのは、おそらく市長の政治手法であろう。平成十五年第二回定例会から平成十七年第一回定例会までの八回の定例会と、この間の二回の臨時会での市長提出議案は、合計二〇〇件であるが、そのうち否決されたのは、平成十六年第一回定例会に提出された調布市敬老金支給条例の一部を改正する条例の一件のみであるが、この否決は、議会側と

の意思の疎通に難があったことに主な理由があった。しかも、市長は、この議案が可決されることを前提として編成した平成十六年度調布市一般会計予算を同じ定例会に提出していたのである(本章第一節三参照)。

この関連で見落とせないもう一つのケースは、女性助役選任問題である。長友市長は、市長選での主な公約の一つに「女性助役の登用など市役所の大改革断行」を掲げたが、女性助役どころか、市長就任後欠員のままであった定員二名の助役の一人に中根義雄を選任する議案を市議会に提出したのは、市長就任から一年余りを経過した平成十五年九月の第三回定例会に対してであった。

そして、市長のこの問題についての議会への説明不足は、覆いがたいといふべきであろう。平成十六年第一回定例会での一般質問で、小林充夫議員(自由民主党)が、「現在、調布市には助役の席が一席あいておられます。そこで私の提案であります、地域経済の活性化のためにも、市長の公約にもありますよう、女性助役として経済活性化担当女性助役を置く考えはあるのかお尋ねいたします」とたまたまのに対して、市長は、こう応じている。

「私の公約にまで立ち入って御心配をいただきました件、大変ありがたいと思いますと同時に、この産業振興につきましても、議員の申されたようなことも含みながら、私としても今年度、また来年度以降、積極的に取り組んでまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます」。

これを受けて、小林議員は、「市長にはなかなか苦渋の決断だと思えますけれどもぜひとも公約をきちっと守っていただき、女性助役の誕生をお待ちしておりますので、よろしくお願いいたします」と付言したが、

結局、市長はここでも女性助役問題に真正面から何も答えるところなかった。

そして、それから一年を経た平成十七年第一回定例会での代表質問で、自由民主党の伊藤義男議員が重ねてこの問題を取りあげ、「女性助役の登用など市役所の大改革断行を約束されています。長友市長の任期もあと一年余りとなってきた現在のにおいても、具体的に御提案がありません。どのような状況になっているのでしょうか」とたまたまのに対して、長友市長は、「引き続き努力は行っておりますが、私の市長としての任期が残り一年余ということを考慮しますと、なるべく早い時期でその方向性を出してまいりたいと考えております」と応じ、不得要領の答弁に終始したのである。

第一節 市議会議員選挙と市議会

一 市議選の結果

有権者と投票者 第一三回目（市議補欠選挙を除く）の調布市議会議員選挙は、平成十五（二〇〇三）年四月二十七日に

統一地方選挙の日程に組み入れられて行われた。投票日当日の有権者数は、一六万三七一四人（男八万一八〇七人、女八万一九〇七人）で、前回の平成十一年の市議選のときより、八〇八七人増加した。

注目に値するのは、この選挙で女性有権者数が、男性有権者数を上回ったことである。前々回（平成七年）の市議選の際には、男性有権者数が、女性有権者数より一三五一人多かったが、前回市議選では、その差が三六五人へと縮まり、平成十五年市議選では、遂に男女の有権者数が逆転し、女性有権者数が、男性有権者数をちょうど一〇〇人上回ったのである。

このような全有権者中の女性有権者の増勢は、とりわけ二つの要因と密接に関連するであろう。一つは、男女の移動率の差にほかならない。序章で検討したように、最近の調布市の転出入の動向についてみると、転出入者数では、男性が女性を毎年一〇ポイント前後上回っている。そして、注目すべきは、これらの移動が三月、四月の二カ月間に集中的に起こっていることで、平成十四年の場合、男性の年間転入者の三四・六％、転出者の二九・四％は、この二カ月の間に転入していた。公職選挙法第九条第二項の「日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体

の議会の議員及び長の選挙権を有する」とする定めにより、第二回市議選から統一地方選挙の日程に従って四月に行われてきた調布市議選では、これらの新規転入者の大半は、投票に参加することができない。この事態が、女性に比して、男性の有権者数にいつそうマイナス的に作用することになる。

ちなみに、平成十五年市議選の四週間前の四月一日現在の調布市住民基本台帳人口では、男性が一〇万一七八七人、女性が一〇万六三九人で、男性の方が一一四八人多かった。

他方で、高齢化の進行は、有権者中の女性の割合を積極的に高める効果をもつ。昭和五十年には、調布市の六五歳以上の人口は、七九九七人で、有権者（二二万四一一人）中の六・六％であったが、これらの高齢有権者中では、女性が男性より九九三人多かった。そして、二〇年後の平成七年には、六五歳以上の人口は、二万二六八五人（男性九八〇〇人、女性二万二八八五人）で、有権者（一六万六三五五人）中の一四・一％を占め、女性と男性の差は、三〇八五人へと拡大した。さらに、平成十二年になると、六五歳以上の高齢者（二万九七三〇人）は、有権者（一六万六七七四人）中の一七・八％に達し、女性が男性を三九〇四人上回った。このようにして、高齢化の進行は、有権者中の女性の比率を継続的に引きあげる方向で作用するのである。

平成十五年市議選での投票率は、四三・三七％で、前回より二・六九ポイント下降した。これまでの一三回の市議選での投票率についてみると、最低であった前々回の市議選での投票率四〇・〇四％につく低さである。男女別では、男四〇・五八％、女四六・一五％で、女性の投票率が、男性の投票率を五・五七ポイント上回った。この結果、有権者中で

表 8—1 調布市議選での投票状況

| | | 市 議 選 | | |
|--------|---|---------|---------|---------|
| | | 1995年 | 1999年 | 2003年 |
| 当日有権者数 | 男 | 75,042 | 77,996 | 81,807 |
| | 女 | 73,691 | 77,631 | 81,907 |
| | 計 | 148,733 | 155,627 | 163,714 |
| 投票者数 | 男 | 28,049 | 33,787 | 33,197 |
| | 女 | 31,505 | 37,892 | 37,803 |
| | 計 | 59,554 | 71,679 | 71,000 |
| 投票率 | 男 | 37.38 | 43.32 | 40.58 |
| | 女 | 42.75 | 48.81 | 46.15 |
| | 計 | 40.04 | 46.06 | 43.37 |

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

が、投票者中では、男性との差を四六〇六人に上げたのである（表 8—1）。

いずれにしても、有権者中で、女性が男性を数的に上回り、しかも女性の投票率が男性をしのぐという傾向は、女性有権者の影響力が、とりわけ調布市長選と市議選において今後ますます大となる可能性を示唆するものであろう。

なお、調布市選挙管理委員会が、市内の三五投票区のうちで、この市議選での平均投票率（四三・三七％）に最も近かった第二六投票区（投票所Ⅱ第五中学校）を抽出して調査したところによると、二〇歳代有権者の投票率は二四・二一％で、投票率が高かった六〇歳代の投

は、四九・九七％対五〇・〇三％で、〇・〇六ポイントであった男女比率の差が、投票者中では、四六・七六％対五三・二四％で、六・四八ポイントへと拡大した。有権者中では、一〇〇人中で男性を上回っていた女性

表 8—2 平成15年の3選挙における調布市有権者の男女別・年齢別投票率

| 年齢層 | 平成15年4月13日 東京都知事選挙 | | 平成15年4月27日 調布市議会議員選挙 | | 平成15年11月9日 衆議院議員総選挙 | |
|-------|-----------------------|------------------|-------------------------|------------------|------------------------|------------------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 20～24 | 19.23 (19.23) | 24.57 (24.24) | 23.38 (15.91) | 28.28 (39.29) | 35.35 (44.90) | 28.63 (28.57) |
| 25～29 | 18.88 | 27.09 | 19.12 | 29.83 | 34.55 | 33.99 |
| 30～34 | 31.75 | 39.92 | 27.98 | 32.78 | 49.26 | 47.64 |
| 35～39 | 34.65 | 45.21 | 38.80 | 44.98 | 53.03 | 62.27 |
| 40～44 | 42.59 | 47.65 | 41.88 | 53.72 | 56.04 | 66.67 |
| 45～49 | 43.83 | 50.00 | 45.05 | 49.30 | 65.19 | 63.33 |
| 50～54 | 46.52 | 49.76 | 41.43 | 53.63 | 62.02 | 63.50 |
| 55～59 | 50.95 | 63.13 | 45.21 | 54.23 | 69.55 | 74.40 |
| 60～64 | 69.57 | 69.71 | 63.20 | 61.43 | 80.84 | 77.78 |
| 65～69 | 79.33 | 69.43 | 71.54 | 74.66 | 87.25 | 80.69 |
| 70～ | 71.26 | 62.03 | 69.05 | 55.37 | 80.77 | 67.01 |

（ ）内は、20歳有権者の得票率

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

票率六七・四八％を四〇ポイント余り下回って、もっとも低く、また、年齢を五歳刻みで男女別にみると、投票率が一番低かったのは、二五～二九歳の男性で一九・一二％、最も高かったのは、六五～六九歳の女性で七四・六六％であり、その差は五五ポイントを超えた。
ちなみに、ここで注目に値するもう一つの点は、六〇歳代までは一貫

して男性を上回っていた女性の投票率が、七〇歳代以上になると急下降すること、七〇歳以上では、男性の投票率が、女性を一三ポイント余り上回った。しかし、ここで同時に注目しなければならないのは、女性の投票率が六五〜六九歳の年齢層で最高に達し、しかも、同じく最高に達した男性の投票率を三ポイント余り上回ったことであろう。この傾向は、同じ平成十五年に行われた衆院総選挙や都知事選の場合とも大きく異なっている(表8-2)。

候補者と当選者

今回の市議選は、定数が二八に削減されてからの最初の市議選であった。候補者数は、ほぼ前回並みの三三人であったが、少数激戦の様相が濃かったのは、当然であろう。その結果、最下位当選者と落選者中の上位三位までの票差は、三二票から四一票にすぎず、五人の落選者中の上位四人は、いずれも現職であった(表8-3及び表8-4)。

この市議選でまず目につくのは、女性の進出の勢いがやや鈍ったことである。女性の立候補者は、前回の一〇人から三人減の七人となり、当選者は、前回の九人から五人に減った。前回は、市議の三〇・〇%が女性であったが、今回は、一七・九%にとどまったのである。新人議員は、前回の五人より二人増えて七人になったが、この中に女性は一人も見当たらない。前回は、新人当選者の中に二人の女性が含まれていたが、今回は、女性の新人候補者は、一人も立たなかったのである。

また、当選者の年齢構成についてみると、五〇歳代、六〇歳代の比重が前回より高くなっているが目立つ。前回は、この年齢層に属する議員は、ちょうど五〇%であったが、今回は六七・九%で、議員の三人中二人が、この年齢層に属することになった。その結果として、議員の平

表8-3 市議会議員選挙の結果(平成十五年四月二十七日執行)

| 当落 | 候補者 | 党派 | 新現 | 得票数 |
|----|------|--------------|----|-------|
| 当 | 鮎川 | 無所属 | 新 | 三、九七五 |
| 当 | 小林 | 公明党 | 新 | 二、九二二 |
| 当 | 杉崎 | 公明党 | 現 | 二、七二六 |
| 当 | 福山 | 公明党 | 現 | 二、七一〇 |
| 当 | 土方 | 無所属 | 現 | 二、七〇六 |
| 当 | 宮本 | 自由党 | 新 | 二、六三二 |
| 当 | 大宮 | 無所属 | 現 | 二、五八五 |
| 当 | おぎのぼ | 無所属 | 現 | 二、五六一 |
| 当 | 白井 | 公明党 | 現 | 二、四一八 |
| 当 | 川畑 | 民主 | 現 | 二、四一五 |
| 当 | 伊藤 | 自由民主党 | 現 | 二、四〇三 |
| 当 | 八木 | 自由民主党 | 現 | 二、三一二 |
| 当 | 前藤 | 公明党 | 現 | 二、三一一 |
| 当 | 伊藤 | 自由民主党 | 現 | 二、二九〇 |
| 当 | 鈴木 | 自由民主党 | 現 | 二、二三〇 |
| 当 | 鈴木 | 自由民主党 | 現 | 二、一九一 |
| 当 | 伊藤 | 自由民主党 | 現 | 二、一七九 |
| 当 | 山口 | 無所属 | 現 | 二、一四二 |
| 当 | 井上 | 民主 | 新 | 二、〇九二 |
| 当 | むとう | 日本共産党 | 現 | 一、九一八 |
| 当 | 大須賀 | 無所属 | 現 | 一、九〇九 |
| 当 | とうみ | 日本共産党 | 現 | 一、八四七 |
| 当 | 雨宮 | 日本共産党 | 現 | 一、八三五 |
| 当 | 元木 | 無所属 | 現 | 一、八三三 |
| 当 | 林 | 無所属 | 現 | 一、八〇〇 |
| 当 | 渡辺 | 無所属 | 新 | 一、七六一 |
| 当 | 小川 | 無所属 | 新 | 一、六五八 |
| 当 | 広瀬 | 無所属 | 現 | 一、六〇八 |
| 当 | 内藤 | 社会民主党 | 現 | 一、五八七 |
| 当 | 安部 | 調布・生活者ネットワーク | 現 | 一、五五五 |
| 当 | 岸本 | 日本共産党 | 現 | 一、五五三 |
| 当 | いび | 日本共産党 | 現 | 一、五四五 |
| 当 | あめみや | 民主 | 現 | 一、四四五 |

出所：調布市選挙管理委員会、「選挙の記録」

表8—5 調布市議の年齢構成

| 年齢別 | 市 議 選 | | |
|------|--------|--------|--------|
| | 1995年 | 1999年 | 2003年 |
| | 人 | 人 | 人 |
| 20歳代 | 0 | 0 | 1 |
| 30歳代 | 4 (1) | 4 (2) | 3 (1) |
| 40歳代 | 9 (4) | 10 (4) | 5 (1) |
| 50歳代 | 12 (1) | 10 (3) | 11 (3) |
| 60歳代 | 5 (1) | 5 | 8 |
| 70歳代 | 0 | 1 | 0 |
| 計 | 30 (7) | 30 (9) | 28 (5) |
| 平均年齢 | 50.80歳 | 51.10歳 | 51.39歳 |

平均年齢は、五〇・五三歳であったから、調布市議選での当選者の平均年齢は、このところ選挙ごとに上昇してきたことになる(表8—5)。このことと関連するのが、当選回数が多い議員の比率の上昇である。平成七年、十一年の場合、当選五回以上の市議は五人で、全市議中の一六・七%であったが、平成十五年には、市議定数減の中で六人に増え、当選五回を超える市議は、全市議中の二一・四%を占めたのである。他方で、当選一回から二回までの議員は、平成七年に五〇・〇%、平成十一年

に五三・三%であったが、平成十五年には、その比率が三二・一%に下がった(表8—6)。なお、平成十五年市議選での最年少当選者は、二六歳の井上耕志(民主・新)で、調布市議に初めて二〇歳代が当選した。また、最高齢当選者は、当選五回で、平成十一年六月から平成十三年六月まで第三四代議長を務めた経歴をもつ六六歳の白井貞治(無所属・現)である。さらに、最多選議員は、昭和四十六年に初当選し、平成十年五月に市長選出馬のため退職するまで七回連続当選し、市長選落選後、翌平成十一年の市議選で当選して市議会に復帰し、今回の市議選でも当選した任海千衛(共産・現)で、当選回数は、合計して九回を数える。

当選者の党派別と各党得票数

表8—7 党派別当選者数

| 党派別 | 市 議 選 | |
|--------------|-------|-------|
| | 2003年 | 1999年 |
| 公明党 | 5 | 5 |
| 自由民主党 | 3 | 4 |
| 日本共産党 | 3 | 5 |
| 民主党 | 2 | 2 |
| 社会民主党 | 2 | 2 |
| 自由党 | 1 | — |
| 調布・生活者ネットワーク | 1 | 2 |
| 無所属 | 11 | 10 |
| 計 | 28 | 30 |

表8—6 調布市議の当選回数

| 当選回数 | 市 議 選 | | |
|------|-------|-------|-------|
| | 1995年 | 1999年 | 2003年 |
| 9 | | | 1 |
| 8 | | 1 | |
| 7 | 1 | 1 | |
| 6 | 1 | | 3 |
| 5 | 3 | 3 | 2 |
| 4 | 5 | 4 | 5 |
| 3 | 5 | 5 | 8 |
| 2 | 5 | 11 | 2 |
| 1 | 10 | 5 | 7 |
| 計 | 30 | 30 | 28 |

表8—4 市議選立候補者・当選者の現職・元職・新人別

| | | 市 議 選 | | |
|------|-------|-------|--------|-------|
| | | 1995年 | 1999年 | 2003年 |
| 立候補者 | 現元新計 | 21(4) | 25(7) | 24(7) |
| | 0(0) | 2(1) | 1(0) | |
| | 11(4) | 7(2) | 8(0) | |
| 当選者 | 現元新計 | 32(8) | 34(10) | 33(7) |
| | 20(3) | 23(6) | 20(5) | |
| | 0(0) | 2(1) | 1(0) | |
| | | 10(4) | 5(2) | 7(0) |
| | | 30(7) | 30(9) | 28(5) |

() 内は女性

均年齢も、前回の五・一・一〇歳から五・一・三九歳へと〇・二九歳あがった。前々回(二九九五年)の選挙での当選者の平均年齢は、五〇・八〇歳であり、さらにその前の平成三年市議選での当選者の平均年齢は、五〇・一一年の市議選で当選した。また、最高齢当選者は、昭和四十六年に初当選し、平成十年五月に市長選出馬のため退職するまで七回連続当選し、市長選落選後、翌平成十一年の市議選で当選して市議会に復帰し、今回の市議選でも当選した任海千衛(共産・現)で、当選回数は、合計して九回を数える。

席を獲得し、他方で、前回は公明党と拮抗する勢力を保持した共産党が、二議席を減らしたことが目につくが、大勢には特に大きな変化はなかった(表8-7)。

また、各党の得票状況については、公明党が、得票率一八・九%で前回選挙に引き続いて第一位、共産党が一二・四%で第二位であったが、両党の得票率の差は、前回の二・一ポイントから六・五ポイントへと開いた。その他の自由民主党、民主党、社会民主党三党の得票率は、いずれも一〇%に達しなかった(表8-8)。

表8-8 主要党派別得票状況

| 党派別 | 2003年市議選 | | 1999年市議選 | |
|-------|----------|------|----------|------|
| | 得票数 | 得票率 | 得票数 | 得票率 |
| 公明党 | 13,209 | 18.9 | 11,967 | 17.0 |
| 日本共産党 | 8,699 | 12.4 | 10,503 | 14.9 |
| 自民党 | 6,682 | 9.6 | 9,361 | 13.3 |
| 民主党 | 5,952 | 8.5 | 4,619 | 6.5 |
| 社会民主党 | 3,817 | 5.5 | 4,899 | 6.9 |
| 有効投票数 | 69,912票 | | 70,568票 | |

二 市議会の構成・人事

会派の構成

四月の市議選での当選者の市議会議員としての任期は、六月一日に始まり、新議員は、表8-9のような会派構成で、六月十八日から三十日までの平成十五年第二回定例会に臨んだ。

市議選に無所属で立った一人のうち、鮎川有祐、土方長久、白井貞治、大須賀浩裕、元木勇、林明裕、渡辺進二郎、小林充夫の八人は、自民党の伊藤義男、鈴木正昭、伊藤学に合流し、広瀬美知子は、民主党の井上耕志、川畑英樹、社民党の漁郡司、内藤良雄と合して社民・民主チャレンジ会議を結成、また山口茂、大河巳渡子は、それぞれ単独で、前期市議会に引き続いて、グローバル調布21、元気派市民の会を結成し

表8-9 市議会の会派構成

2004年6月18日現在

| 会派 | 所属議員 |
|--------------|---|
| 自由民主党 | ◎伊藤 義男 ○伊藤 学 鮎川 有祐 大須賀浩裕 小林 充夫 白井 貞治 鈴木 正昭 林 明裕 土方 長久 元木 勇 渡辺進二郎 (11人) |
| 公明党 | ◎福山めぐみ ○前当 悦郎 荻窪 貞寛 小林 市之 杉崎 敏明 (5人) |
| 社民・民主チャレンジ会議 | ◎漁 郡司 ○川畑 英樹 井上 耕志 内藤 良雄 広瀬美知子 (5人) |
| 日本共産党 | ◎雨宮 幸男 ○任海 千衛 武藤 千里 (3人) |
| グローバル調布21 | ◎山口 茂 (1人) |
| 元気派市民の会 | ◎大河巳渡子 (1人) |
| 生活者ネットワーク | ◎八木 昭子 (1人) |
| 自由党 | ◎宮本 和実 (1人) |

◎幹事長 ○副幹事長

た。なお、中央政界での平成十五年九月末の自由党と民主党との合併を受けて、宮本和実議員は自由党を解散、また、平成十五年十二月一日にグローバル調布21は解散し、宮本議員と山口茂議員が、新会派・行動派21を結成した。

市議会の役員構成

新議会の正副議長選挙は、第二回定例会の二日目にして行われ、まず、指名推選により、平成七年から連続三回当選し、生活文教委員会委員長、総務委員会委員長などを歴任した土方長久議員

表8—10 常任委員会の委員長・副委員長

| 常任委員会 | 委員長 | 副委員長 |
|-------|-----------|-----------|
| 総務委員会 | 伊藤 義男(自民) | 荻窪 貞寛(公明) |
| 文教委員会 | 福山めぐみ(公明) | 林 明裕(自民) |
| 厚生委員会 | 広瀬美知子(社) | 任海 千衛(共産) |
| 建設委員会 | 伊藤 学(自民) | 内藤 良雄(社) |

(社) は社民・民主チャレンジ会議

(自民党・六一歳)が議長に選ばれ、続いて新議長の下で副議長選挙が行われ、指名推選により、平成三年から連続四回当選、建設水道委員会委員長、福祉環境委員会委員長などを歴任した杉崎敏明(公明党・六四歳)が選ばれた。

そのほか、総務委員会、文教委員会、厚生委員会、建設委員会の四常任委員会の委員長、副委員長に就任した議員は、表8—10のとおりである。

三 市議会の活動

平成十五年四月の市議選で当選した議員による第一三期の市議会は、長友市政が二年目に入る直前にスタートし、平成十五年第二回定例会から平成十七年第一回定例会までに、八回の定例会と二回の臨時会を開催してきた。この間の定例会の会期は、平均して一五・五日間で、これらの定例会・臨時会で市議会が審議・議決してきたのは、市長提出議案二〇〇件、議員提出議案九五件であるが、各定例会・臨時会での市議会の活動は、およそ次のとおりである。(表8—11)

平成十五年第一 平成十五年第二回定例会は、六月十八日から三十日
二回定例会 までの一三日間の会期で行われた。この定例会は、四

月に行われた市

議会議員選挙で

当選し、六月一日に

就任した新議員によ

る初市議会で、第一

節の二で触れたよう

に、二日目の十九日

の本会議で正副議長

選挙が行われ、指名

推選によって議長に

土方長久議員(自由

民主党)、副議長に

杉崎敏明議員(公明

党)が選ばれた。

続いて、総務、文

教、厚生、建設の四

常任委員会委員のほ

か、議会運営委員会委員、各種組合議会議員、監査委員の選任などの議

会人事が行われたが、これらの議会人事に先立って、総務委員会と文教

委員会委員の定数をそれぞれ八人から七人に減員する「調布市議会委

員会条例の一部を改正する条例」が、議員提出議案として本会議に上程

され、満場一致で可決、即日公布施行された。なお、議会運営委員会委

表8—11 市議会の活動状況

| 年 | 議 会 | 会 期 | 市長提出 議案件数 | 議員提出 議案件数 |
|-------|--------|-----------------|--------------|--------------|
| 平成十五年 | 第1回定例会 | 3月3日～20日(18日間) | 36 | 12 |
| | 第2回定例会 | 6月18日～30日(13日間) | 19 | 12 |
| | 第3回定例会 | 9月9日～24日(16日間) | 30 | 11 |
| | 第4回定例会 | 12月9日～22日(14日間) | 27 | 10 |
| 平成十六年 | 第1回定例会 | 3月3日～22日(20日間) | 33 | 13 |
| | 第2回定例会 | 6月10日～22日(13日間) | 14 | 16 |
| | 第1回臨時会 | 8月27日(1日間) | 1 | 0 |
| | 第3回定例会 | 9月7日～22日(16日間) | 23 | 15 |
| 平成十七年 | 第4回定例会 | 12月7日～17日(11日間) | 22 | 13 |
| | 第1回臨時会 | 1月24日(1日間) | 1 | 0 |
| | 第1回定例会 | 3月3日～23日(21日間) | 30 | 5 |

ついで、この定例会は、まず自動車事故による損害賠償の額の決定（専決処分）など七件の市長報告を了承し、さらに「平成十五年度調布市一般会計補正予算（第一号）」などの市長提出議案一九件について審議し、最終日の六月三十日の本会議で、すべて原案どおり可決した。なお、これらの市長提出議案のうち、「調布市住民基本台帳条例」、「調布市手数料条例の一部を改正する条例」については四党派（賛成〓日本共産党、生活者ネットワーク、自由党、反対〓元気派市民の会）から、平成十五年度一般会計補正予算については二党派（賛成〓社民・民主チャレンジ会議、反対〓元気派市民の会）から、それぞれ賛否の対論があった。

また、議員提出議案中、定例会二日目に可決された調布市議会委員会条例の一部を改正する条例以外の一件は、いずれも「意見書提出について」の議案で、「郵便投票制度等の改正を求める意見書提出について」など七件が可決され、四件が否決された。そのほか、この定例会では、「環境問題に係る粒子状物質減少装置助成に関する陳情」など七件の陳情が新たに付託されたが、いずれも継続審査となった。

なお、この間二十三日と二十四日の両日に、一〇人の議員が、市政全般にわたって一般質問を行い、市長の考え方をたどした。

また、定例会最終日の六月三十日の本会議の冒頭に伊藤（学）議員（自由民主党）が、緊急質問を行い、定例会開会の五日前の六月十三日の記者会見で、長友市長が助役等選任の議案上程の意向を示し、意中の人がいると発言したと伝えられ、さらに定例会会期中の二十八日付の新聞では、一転して今定例会での助役等選任議案の上程を見送るとの市長の意向が伝えられたことについて、市長の真意をたどした。

平成十五年第三回定例会は、九月九日から二十四日まで

三回定例会 での一六日間の会期で行われた。この定例会では、平成十四年度各会計決算、「平成十五年度調布市一般会計補正予算（第二号）」、「調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例」、「調布市助役の選任について」などを含む議案三〇件が市長から提出され、二十四日の本会議ですべて原案どおり可決された。

これらのうち、調布市助役の選任についての議案は、長友市長就任以来欠員となっていた助役に市職員で理事兼総務部長在任中の中根義雄を充てるもので、議会は、満場一致でこの人事に同意した。また、平成十四年度一般会計決算については、各党派から賛成（自由民主党、公明党、社民・民主チャレンジ会議、日本共産党、グローバル調布21、自由党）、反対（元気派市民の会、生活者ネットワーク）の対論があった。

また、議員提出議案は、「ディーゼル車排気ガス対策の充実を求める意見書提出について」をはじめとする「意見書提出について」の一〇件と「広域交通問題等対策特別委員会設置について」の議案の合計一件であった。このうち、広域交通問題等対策特別委員会を設置する議案は、最終日の九月二十四日の本会議に上程されて満場一致で可決された。この特別委員会は、東京外かく環状道路と京王線連続立体交差及び京王線沿線諸問題に関する事項を審査することを目的とするもので、可決後、委員の選任と正副委員長互選が行われ、委員長に鈴木正昭議員（自民党）、副委員長に前当悦郎議員（公明党）が選ばれた。

さらに、九月十一日、十二日の両日には、一〇人の議員が、市政全般にわたる一般質問を行い、市長の考え方をたどした。

なお、この定例会で新たに七件の陳情が付託され、前定例会から継続

審査となっていた七件と合わせて一四件の陳情についての審査が行われ、二件が採択、二件が不採択、二件が趣旨採択となり、一件は取り下げられた。また、新たに付託された陳情のうち、「調布市議会の議会で継に関する陳情」など四件が継続審査となった。

平成十五年第四回定例会は、十二月九日から二十二日までの一四日間の会期で開かれた。

初日冒頭に十一月二十九日にイラクで襲撃され、殺害された奥克彦、井ノ上正盛の二人の外交官に対して哀悼の黙祷を捧げて開会されたこの定例会では、「平成十五年調布市一般会計補正予算（第四号）」、「調布市手数料条例の一部を改正する条例」、「調布市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」などの議案二七件が市長から提出され、いずれも原案どおり可決されたが、平成十五年調布市一般会計補正予算（賛成〓社民・民主チャレンジ会議、反対〓元気派市民の会）と平成十五年調布市用地特別会計補正予算（第二号）（賛成〓公明党、社民・民主チャレンジ会議、反対〓日本共産党、元気派市民の会）については、各会派からそれぞれ賛否の討論があった。

また、議員提出議案としては、「調布市議会委員会条例の一部を改正する条例」と、「イラクへの自衛隊派遣に反対する意見書提出について」をはじめとする「意見書提出について」の九件の議案が提出された。これらのうち、市議会委員会条例の一部を改正する条例は、議会運営委員会の委員の定数を一増して五人を六人に改めるもので、定例会初日の本会議の冒頭に上程され、満場一致で可決、即日公布施行となり、指名推薦によって、十二月一日に新会派として届出のあった行動派21の山口茂議員が委員に選任された。

また、十二月十一日、十二日、十五日の三日間にわたって、一五人の議員が、一般質問を行い、市政全般について市長の考え方をたずねた。

陳情は、この定例会に新たに五件が付託され、前定例会から継続審査となっているもの七件とあわせて審査されたが、そのうち「教育基本法の「改正」に反対する意見書の提出を求める陳情」など五件が不採択となり、新たに付託されたものうち、「市民斎場建設計画の見直しを求める陳情」、「福祉施策にかかわる陳情」の二件は、継続審査となった。

平成十六年第一回定例会は、三月三日から二十二日までの二〇日間の会期で開かれた。この定例会では、「平成十六年度調布市一般会計予算」を含む議案三三件が、市長から提出され、また「北朝鮮による拉致事件の全面解決を求める意見書提出について」をはじめとする一三件の「意見書提出について」の議案が、議員から提出された。定例会は、まず初日に長友市長が平成十六年度における基本的施策（本章序説参照）について述べて施政方針を表明し、これに対して九日、十日の両日にわたって七会派による代表質問が行われた。

さらに、十一日、十二日の両日には、一〇人の議員が市政全般にわたる一般質問を行い、市長の考え方をたずねた。

このような審議を経て、市長提出議案のうち、「調布市敬老金支給条例の一部を改正する条例」を除くほかの三二件は、すべて原案どおり可決されたが、平成十六年度一般会計予算と敬老金支給条例の一部改正案については、三月二十二日の採決に先立って、それぞれ七会派（賛成〓自由民主党、公明党、社民・民主チャレンジ会議、日本共産党、行動派21、生活者ネットワーク、反対〓元気派市民の会）、四会派（賛成〓社民・民主チャレンジ会議、元気派市民の会、反対〓自由民主党、公明

党)から、賛否の討論があった。調布市敬老金支給条例の一部を改正する条例についての各会派の討論の主論点は、次のとおりである。

◇賛成

社民・民主チャレンジ会議 「敬老金事業の経過、経緯については、時代のすう勢として理解している。調布市の高齢者福祉が多くの人々から支持が得られるような施策の展開を切に要望する。」

元気派市民の会 「今回、唐突とはいえ出された提案は、今後廃止が予定されているさまざまな政策がある中で、今後どうしたらいいかということの提案も含まれていた点は注目すべきだととらえている。」

◇反対

自由民主党 「今回の条例改正に際し、情報開示、説明責任、協働は一体どこに行ってしまったのか。議会で議決してから初めて説明するやり方のどこに敬老の意があるのか、自民党議員団は、このような議会と市民を無視したやり方を容認することはできない。」

公明党 「この条例を提案するに当たり市民の声を全く聞いていないこと、改正条例の文言から『福祉の増進を図る』を削除していること、今まで七五歳以上の高齢者に平等に支給されていた敬老金を受けられる人と受けられない人が出てくることに問題がある。」

ちなみに、敬老金支給条例の一部改正は、従来市内居住の七五歳以上の高齢者に一律に五〇〇〇円「支給」されていた敬老金を、七七歳(五〇〇〇円)、八〇歳と八八歳(二万円)、九〇歳と九九歳(二万円)、一〇〇歳と一〇一歳以上(三万円)のそれぞれの節目の年に()内の額の敬老金を「贈呈」することに改めるものであったが、結局、社民・民主チャレンジ会議、行動派21、元気派市民の会、生活者ネットワークの

四会派が賛成、自民党、公明党、共産党の三会派が反対し、起立少数で否決された。

さらに、この定例会では、新たに一四件の陳情が付託され、前定例会から継続審議となっていた七件と合わせて二一件の陳情について審査を行い、一四件について議決し、「東京外郭環状道路整備促進を求める陳情」などの三件を採択、新たに付託された陳情のうち、「調布市の保養施設の存続に関する陳情」など五件が継続審査となった。

平成十六年第 二回定例会は、六月十日から二十二日まで

二回定例会 での一三日間の会期で開催された。

この定例会では、「平成十六年度調布市一般会計補正予算(第一号)」、「調布市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」など一四件の議案が市長から提出され、また「調布市議会傍聴規則の一部を改正する規則」のほか、「地方財政の充実・強化を求める意見書提出について」、「地方分権を確立するために真の三位一体改革の実現を求める意見書の提出について」など一五件の「意見書提出について」の議案が、議員から提出された。これらの議案のうち、市長提出議案は、いずれも六月十日及び二十二日の本会議で原案どおり可決されたが、前回の三月定例会で「調布市敬老金支給条例の一部を改正する条例」が否決された事態に対処することを主たる目的とした平成十六年度調布市一般会計補正予算については、四会派からそれぞれ賛否の立場からの次のような討論があった。

◇賛成

自由民主党 「今回、敬老金について我が党の主張を受け入れ、市民なかならず当事者である高齢者への説明が不足していたことを素直に認

め、補正予算を提案した英断について高く評価する。」

社民・民主チャレンジ会議 「敬老金の支給に繰越金を充てるとした判断は、後年度の財政運営を考えれば、きわめて適切な対応である。」

◇反対

元気派市民の会 「本来、スクラップ・アンド・ビルドという手段で提案した事業が通らなかつた場合、行革の観点からすれば、歳入については条例を提出した責任者として安易な財源確保は許されなかつたはず。」

生活者ネットワーク 「そもそも敬老の気持ちを現金で表すこと自体、本質的に違うと考える。節目のお祝いについても、現金の支給という形ではない表し方を考えていくべき。」

また、一般質問は、十四日から十六日までの三日間にわたって行われたが、この定例会から新たに時間制限が設けられ、人数制限が廃止されたことにより、三月定例会での一〇人から大幅に増えて、一八人の議員が、市政全般にわたる問題について市長の考え方をただした。

また、議員提出議案の「調布市議会傍聴規則の一部を改正する規則」は、定例会初日の本会議の冒頭で上程され、満場一致で可決されて、即日公布・施行された。この規則改正によって、従来傍聴人を選挙権のある市民に限っていた制限が廃止され、同時に傍聴人受付簿への傍聴人の生年月日の記入も廃止された。

さらに、陳情については、この定例会で新たに六件が付託されたが、前回の定例会から継続審査となっていたものを含めて一三件が審査され、新たに付託された「『深大寺老人憩の家』存続を求める陳情」など四件を含めて、八件が継続審査となった。

平成十六年第 一回臨時会は、会期一日で八月二十七日

一回臨時会 開催され、市長提出議案の「調布市総合福祉センター条例」及び「調布市知的障害者援護施設等条例の一部を改正する条例」について審議した。

この条例改正は、福祉センターなどの使用料に関して厚生労働省が定める支援費の基準の改正が平成十六年三月末に行われ、平成十六年四月に施行されたことに伴い、調布市の関連条例の改正が行われるべきであったのに、この手続きがとられていなかったため、条例の規定と実務との間に相違が生じていた事態を是正するためのもので、臨時会は、市当局のこの不手際に対処するために招集されたのである。

この事情に照らして、審議の過程で質疑に立った議員が、「少なくとも行政事務処理上、職務怠慢があつたことは明白」（伊藤学議員・自由民主党）、「法と条例、この関係に対してどれだけ真摯な態度で臨むのか」という、この問題が、今、非常に鋭く問われている」（雨宮幸男議員・日本共産党）、「あり得ないことが現にあつた現実をどのように受けとめられ、今後、その再発防止に向けまして、日常業務にどのような思いをお持ちでこれからかわつていこうとお考えなのか」（大河巳渡子議員・元気派市民の会）と口々に市当局の失態を突き、これに対して、市長が、「条例の改正を怠り、四カ月以上の期間、条例の規定と異なる使用料の請求、領収を行つてまいりました。このような事態はあつてはならない事態であり、大変重く受けとめております」、「このようなことを教訓に原点に立ち返り、法令遵守のもとに事務執行体制の見直しを図り、適正な事務処理を行えるよう体制を一層整備してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます」と陳謝・釈明に追われたのは、是非

もないことであつたらう。

結局、審議の結果、条例改正は、満場一致で原案どおり可決され、臨時会は、二時間弱で閉会した。

平成十六年第三回定例会は、九月七日から二十二日まで、一六日間の会期で行われた。この定例会では、「平成十五年調布市一般会計歳入歳出決算の認定について」、「平成十五年調布市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」などの平成十五年各会計決算、「平成十六年度調布市一般会計補正予算(第二号)」、「平成十六年度調布市用地特別会計補正予算(第一号)」、「調布市ほつとするふるさとをほぐくむ街づくり条例」などの議案二三件が市長から提出され、また「生活保護の国庫補助率の引き下げに反対する意見書提出について」など一五件の「意見書提出について」の議案が、議員から提出された。これらのうち、市長提出議案は、最終日の九月二十二日の本会議ですべて原案どおり可決されたが、一般会計決算(賛成〓公明党、社民・民主チャレンジ会議、日本共産党、行動派21、生活者ネットワーク、反対〓自由民主党、元気派市民の会)、用地特別会計決算(賛成〓社民・民主チャレンジ会議、反対〓日本共産党、元気派市民の会)、一般会計補正予算(賛成〓社民・民主チャレンジ会議、行動派21、反対〓元気派市民の会、生活者ネットワーク)、用地特別会計補正予算(賛成〓社民・民主チャレンジ会議、行動派21、反対〓日本共産党、元気派市民の会、生活者ネットワーク)については、採決に先立って、各会派からそれぞれ賛否の討論があつた。

また、会期の中間の九月九日、十日、十三日には、一八人の議員が、市政全般にわたる一般質問を行い、市長の考え方をただした。

なお、この定例会には、新たな六件の陳情が上程され、前回の定例会から継続審査となつていた陳情と合わせて一四件の陳情が審査され、「国と都あてに私立小・中学校就学者に対する教育費助成と私立小・中学校に対する健康管理費助成の意見書提出についての陳情」と「上ノ原小学校に早急にユーフォークラブの設置を求める陳情」の二件が採択された。ちなみに、前者の陳情の採択に伴い、「私立小・中学校就学者に対する教育費助成と私立小・中学校に対する健康管理費助成の意見書提出について」が、議員提出議案として提出され、最終日の本会議で日程に追加して審議され、満場一致で可決された。

平成十六年第四回定例会は、十二月七日から十七日まで、一一日間の会期で行われた。この定例会では、「平成十六年度調布市一般会計補正予算(第三号)」、「平成十六年度調布市国民健康保険事業特別会計補正予算(第二号)」、「調布市市民プラザあくるす条例」、「調布市敬老金支給条例の一部を改正する条例」などの三件の議案が、市長から提出された。

これらのうち、調布市一般会計補正予算は、学童クラブ待機児解消のための施設改修費や図書館映画資料の保存作業委託料関連などで、歳入歳出をそれぞれ六億四三二七万円増額するものであり、また敬老金支給条例の一部を改正する条例は、平成十六年度第一回定例会で否決された議案を議会で討論で提起された意見などを参考にし、「この条例は、市内に居住する高齢者に敬老金を支給し、敬老の意を表するとともに福祉の増進を図ることを目的とする」という第一条の条文中の「とともに福祉の増進を図る」を削るとされていたのを撤回して現行どおりとし、「(敬老金の対象)」とすることになつてきた第二條の見出しを「(対象

者」に改めるなどの修正を施して再提出されたものである。

また、市民プラザあくろす条例は、多様な市民活動や男女共同参画社会の実現に向けた活動、新たな産業の集積・起業家の育成に資する活動の支援を目的として、京王線国領駅北口に平成十七年二月に開設される運びになっていた「調布市市民プラザあくろす」の施設管理業務を一括して外部の指定管理者に委ねる計画を盛り込んだ条例であったが、審査を付託された文教委員会で多くの疑義が提起され、結局、市長から議案の取り下げの申し出がなされ、十七日の本会議で取り下げが承認された。そのほかの二二件の市長提出議案は、十七日の本会議で質疑・討論なしで原案どおり可決された。

議員提出議案としては、「意見書提出について」の議案が一三件提出されたが、これらのうち、「学校給食における瓶牛乳の継続を求める意見書提出について」、「朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）へ拉致問題の全面解決を求める意見書提出について」など九件が可決され、「住民に身近な社会保険行政は自治体で実施することを求める意見書提出について」ほか三件は、否決された。

さらに、陳情については、七件について審査が行われたが、それらのうち「調布市の保養施設の存続に関する陳情」、「深大寺老人憩の家」存続を求める陳情」などの三件は趣旨採択、「内部告発制度導入に関する陳情」、「調布市のごみ減量に向けての陳情」の二件は不採択、「市民斎場建設計画の見直しを求める陳情」ほか一件は、継続審査となった。

なお、九日、十日の両日には、一四人の議員が、市政全般にわたる一般質問を行い、市長の考え方をただした。

平成十七年第 一回臨時会

平成十七年第一回臨時会は、会期一日で二月二十四日に開催された。議案は、市長提出の「調布市市民プラザあくろす条例」一件で、平成十六年第四回定例会に提案し、審査を付託された文教委員会でさまざまな問題点の指摘を受けて、市長が取り下げたものを、これらの指摘をふまえて手直しし、市民プラザあくろすの開館予定日の二月一日を一週間後にひかえて待ったなしの状態で、改めて提案したものである。

この条例の目的は、多様な市民の活動を支援するための拠点として、市民活動を支援するための市民活動支援センター、男女共同参画社会の実現に向けた活動を支援するための男女共同参画推進センター、新たな産業の集積及び起業家の育成に資する活動を支援するための産業振興センターの機能を持つ施設によって構成される市民プラザあくろすを京王線国領駅北地区市街地再開発ビル「コクティー」二階、三階に設置し、これに伴って昭和四十年以来設置されてきた婦人会館を廃止するところ



市民プラザあくろす

にあった。

ところで、この臨時会に再提案された条例は、平成十六年第四回定例会に提出された条例に対して、主として二つの点で手直しがなされていた。一つは、「会議室等の利用区分において、午前、午後、夜間、全日の四区分制から、一時間単位で料金を加算していく一時間単位制へ変更」したことであり、もう一つは、「市民活動における使用の機会を確保するため、営利目的での使用を制限することに変更」したことである。そして、今回の文教委員会の審査では、結局、全員異議なく原案了承と決したが、本会議では、意見が分かれた。すなわち、採決に先立つ討論で、元気派市民の会の大河議員は、反対の立場から、条例には指定管理者制度の問題点を担保した規定を盛り込むべきであったなどの問題点を指摘したが、自民党の鮎川議員、公明党の小林（市）議員、社民・民主チャレンジ会議の井上議員、共産党の雨宮議員の各議員は、いずれも議案提出に至る経緯などには問題があるが、市民サービスの向上に資する点に期待するとして、賛成の立場をとった。

こうして、採決の結果、調布市市民プラザあくろす条例は、起立多数で可決され、平成十七年二月一日から施行されることになった（市民プラザあくろす条例をめぐる市議会での論点については、本章第三節の三を参照）。

平成十七年第一回定例会は、三月三日から二十三日まで
一回定例会 で二二日間の会期で開かれた。この定例会では、「平成

十七年度調布市一般会計予算」、「調布市子ども条例」、「調布市市民プラザあくろすの指定管理者の指定について」、「調布市収入役の選任について」などの議案三〇件が市長から、また「調布飛行場等対策特別委員会

設置について」などの議案五件が議員から、それぞれ提出された。

定例会では、まず初日の本会議で、長友市長が、平成十七年度における基本的施策について述べ、自治の在り方の再確認、「みんながつくる」を基本にしたまちづくり、安寧な市民生活の確保、市政運営の効率化と活性化などを軸とする行財政運営の基本姿勢を明らかにし、この基本的施策に対して、九日、十日の両日に七会派による代表質問が行われた。

さらに、十一日と十四日の両日には、一人の議員が一般質問を行い、それぞれ市政全般にわたって市長の考え方をただした。

このような審議とこの間における委員会審査を経て、市長提出議案中の平成十六年度調布市一般会計補正予算（第四号）などの七件は、三月八日の本会議で、平成十七年度調布市一般会計予算などの二三件中二二件は、三月二十三日の本会議で、それぞれ原案どおり可決され、また鈴木信幸を収入役に再任する件は、二十三日の本会議で満場一致で同意された。

なお、平成十七年度調布市一般会計予算（賛成〓新生会、公明党、社民・民主チャレンジ会議、日本共産党、行動派21、生活者ネットワーク）、反対〓改革の会、元気派市民の会、平成十六年度調布市一般会計補正予算（第四号）（賛成〓公明党、社民・民主チャレンジ会議、行動派21、反対〓日本共産党、元気派市民の会、生活者ネットワーク）、平成十七年度調布市用地特別会計予算（賛成〓社民・民主チャレンジ会議、反対〓改革の会、日本共産党、元気派市民の会）、調布市子ども条例（賛成〓公明党、日本共産党、行動派21、元気派市民の会、反対〓新生会、調布市市民プラザあくろすの指定管理者の指定について（賛成〓社民・民主チャレンジ会議、日本共産党、反対〓元気派市民の会、生活者ネッ

トワーク)の五議案については、採決に先立って、それぞれ各会派による賛否の討論があった。

また、議員提出議案五件中では、「調布飛行場等対策特別委員会設置について」、「発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書提出について」の二件が、満場一致で可決された。調布飛行場等対策特別委員会は、調布飛行場と調布基地跡地に関する事項の審査を目的とするもので、委員には、指名によって大須賀浩裕、小林充夫、元木勇、小林市之、福山めぐみ、川畑英樹、広瀬美知子、白井貞治、任海千衛、宮本和実、八木昭子の一一議員が選任され、委員長に元木勇議員(自由民主党)、副委員長に小林市之議員(公明党)がそれぞれ互選された。

陳情については、三件について採否の採決が行われ、「市民斎場建設計画の見直しを求める陳情」と「東京都の『保育に対する都加算補助の見直し』の実施に反対する意見書の採択を求める陳情」の二件が、趣旨採択となった。

なお、会期中の三月十六日付で自由民主党が、「市政を取り巻く状況の変化と議会人としての当面する市政のチェック機能のあり方をめぐって見解を異にするに至り」(伊藤学議員)、新生会(幹事長・伊藤義男議員)と改革の会(幹事長・伊藤学議員)の二会派に分かれ、他方で、会期終了後の四月一日付で、社民・民主チャレンジ会議と行動派21は合同して、新会派・チャレンジ調布21(幹事長・内藤良雄議員)を結成した。

第二節 「調布市行財政改革アクションプラン

《平成十六年度～平成十八年度》と市議会

一 新「アクションプラン」の策定

新「アクションプラン」 本章の序説の二で触れたように、長友市政がその輪「プラン」の特徴 郭を明確化させてきたのは、市長就任から一年半を経過した平成十六年に入ってからであり、その方向を具体的に示したが、この年の二月に発表された「調布市行財政改革アクションプラン《平成十六（二〇〇四）年度～平成十八（二〇〇六）年度》」であった。

この「アクションプラン」は、吉尾市長時代の平成十四年一月に発表された「調布市行財政アクションプラン」に続くもので、平成十六年度から十八年度までの市政運営の基本的方針と具体的展開への段取りを示しているが、平成十四年の「アクションプラン」が、「基本計画を推進するための体制の整備」、「市民の視点からの行財政運営の実現」、「地方分権的に対応するための基盤づくり」、「効果的な行財政運営の確立」を目指したのに対して、この新「アクションプラン」は、「ゼロベースの見直し」、「簡素で効率的な市政運営」、「スピードと成果を重視した改革」、「積極的な財源確保」にねらいを定めた市政運営の方向を打ち出したところに特徴がある。

要するに、この新「アクションプラン」は、「長期化する景気低迷、急激に進む少子・高齢化といった社会経済状況」の下でますます厳しさを増してきた市の財政状況への対応を第一義とし、「公的サービスの範囲、受益と負担の関係などにつき聖域を設けない」再検討に取り組みこ

とを基本方針とするものであった。

新「アクションプラン」の具体策 間には民間に任せるとして「民間に任せるとして」を基本とした「施策や事務事業の改廃、業務のアウトソーシング、職員数の抑制」などの推進であり、その一環としての「公共施設の配置の見直し」の方向で具体的の方策として提起されたのが、「市民センター、婦人会館の廃止」

「多賀荘（熱海市）などの市民保養施設の廃止」、「老人憩いの家の抜本的見直し」、「授産場の廃止」などである。また、「民間活力の導入」の方向で提起されたのが、「児童館、学童クラブの民間委託」、「青少年ステーション、市営住宅の管理運営の民間委託」などであり、さらに「受益と負担の見直し」の関連で提起されたのが、「使用料、手数料などの見直し」、「無料サービスの見直し」、「自転車駐車場の有料化」などであった。

二 市議会の対応

平成十六年第一回定例会 への問題提起 されたのは、平成十六年第一回定例会においてであった。この定例会で行った施政方針表明において、長友市長は、「将来の見通しを先取りした取り組みを進めることにより、市政運営の責任を果たしてまいりたいとの信念」に基づいて策定した新「アクションプラン」について言及し、「より多くの皆様に御議論をいただきたく存じているところでございます」と述べて、市議会での審議を要請したのである。

二つの論点

長友市長のこの問いかけに応じて、この定例会で、各会派はまず、代表質問でこの「アクションプラン」をそ

に載せた。ここで各会派が共通の問題点として指摘した一つは、この「アクションプラン」が、市民との対話抜きで作成され、基本的な問題についての説明が欠けているという点である。この関連で、公明党の福山議員は、市民保養施設多賀荘や老人憩の家などの廃止について、「市民の理解が得られているのか」とただし、共産党の任海議員は、「市長みずからが、このプランについて市民の皆さんとの十分な対話を経ていないと書いている」のは、「市長みずからが基本的施策の別の箇所でも『参加・協働のまちづくり』で述べていることと矛盾』しているのではないかと追及した。

さらに、代表質問で「なぜ行革をするのが説明不足なうえに、事業を廃止しようとする結論に至った説明資料もない」、「行革アクションプランを実行するための具体的な情報提供の方法と、市民との議論の場所をどのように想定しているか」とただし元気派市民の会の大河議員は、同じ定例会での平成十六年度調布市一般会計予算に対する反対討論の中で、重ねて「庁内でまずアクションプランへの共通認識を持たれることに努力され、次に市民に具体的にどのような検討過程を経て各プランが提案されたのか、資料を示しながら丁寧に説明し、理解を求めていくというプロセス」を要望した。

また、この一般会計予算に対して賛成の立場から討論に立ち、行財政改革アクションプランに関連して、「あくまでも市民が主役、この立場を堅持し、市民の意見をよく聴取して、見直しを含め、積極的な対応をされるよう」求めた共産党の兩宮議員は、次の第二回定例会での一般質問で、「アクションプランに関する意見聴取の具体的段取りについて」改めて市長にただした。

新「アクションプラン」の策定の段取りについての議会側のこのような反応は、まずは不可避のものであったにちがいない。長友市長自身が、この「アクションプラン」を議会に提示した平成十六年第一回定例会での施政方針表明の中で、共産党の任海議員が代表質問で触れたように、「今回は、市民の皆様との十分な対話を経ておりませんが、市長としての責任において提案させていただいた」と述べ、大河議員の代表質問に対する答弁の中で、再び「このプランは私の責任において提起した」ことを明らかにし、「市民参加の時期、手法」については、「今後の検討課題」としたのである。

なお、第二回定例会での兩宮議員の一般質問への答弁の中で、長友市長は、第一回定例会後に行った「市民との対話」の「時期と手法」について、次のように報告している。

「本年四月からアクションプランについて、市民の皆様から広く御意見をいただくため、プランの概要について市報などでお知らせするとともに、行政資料室や各図書館にも配架し、調布市ホームページにも全文を掲載するなど情報提供に努めてまいりました。あわせて電話、ファックス、メールや市長へのはがきなどで御意見をいただいていたところでもあります。四月二十五日、五月十六日に市長と語るふれあいトークキングで、アクションプランに関して市民の皆様への御説明と意見交換を行ってまいりました。(中略)さらに多くの市民の皆様のお伺いするため、現在の予定では六月二十七日、七月二十一日、八月二十四日も私自身が先頭に立って、アクションプランについての意見交換会をそれぞれ富士見地域福祉センター、深大寺地域福祉センター、金子地域福祉センターで開催する予定としております。」

新「アクションプラン」をめぐる市議会でのもう一つの論点は、改革への「哲学」であった。平成十六年の第二回定例会での代表質問で、公明党の福山議員が、「個別事項の羅列」で「改革の全体像や姿」が見えてこないと指摘し、共産党の任海議員が「何で結論が民間委託になるのか」と問い、同年の第二回定例会での一般質問で、元気派市民の会の大河議員が、「公共の守備範囲をどのようにお考えか」と迫り、同じ定例会での一般質問で、共産党の雨宮議員が、「現状を踏まえた市の基本理念を何ととらえているのか」とただしているのは、いずれも「改革」がよって立つべき「哲学」と関連している。

このような問いに対して、長友市長の応答は、必ずしも的確に対応しているとはいえないが、とにかく、改革の基本理念を問うた雨宮議員への次のような答弁の中うかがわれるのが、長友市長の「基本理念」観にほかなるまい。

「公共施設再配置計画策定に当たつての基本理念についてですが、再配置に当たつて考慮すべき要素として、市民のニーズ、将来も含めた利用者数、交通アクセス、土地利用状況などが考えられるところです。」

第三節 生活環境・都市基盤整備と市議会

一 広域交通問題と街づくり

東京外かく環 平成十五（二〇〇三）年四月の市議選で当選した議員
状道路問題 による第二回目定例会であった平成十五年九月の第

三回定例会で、市議会は、議員提出議案によって、「広域交通問題等対策特別委員会」を設置し、次の一人を委員に選任、互選によって委員長に鈴木正昭議員、副委員長に前当選議員が就任した。

伊藤学（自） 白井貞治（自） 鈴木正昭（自） 渡邊進二郎（自） 荻窪貞寛（公） 前当選議員（公） 井上耕志（社） 内藤良雄（社） 雨宮幸男（共） 山口茂（グ） 大河巳渡子（元）（自）自由民主党、公）公明党、社）社民・民主チャレンジ会議、共）日本共産党、グ）グローバル調布21、元）元気派市民の会

この特別委員会の目的は、①東京外かく環状道路に関する事項、②京王線連続立体交差及び京王線沿線諸問題に関する事項の審査であるが、これらの二つの事項は、既にこれまで各章で跡付けられてきたように、調布市が抱える広域交通問題に関連して、長期にわたり紆余曲折の経過をたどってきた。

このような経過のなかで、国と東京都は、平成十五年三月に環状道路の構造形式を高架方式から大深度地下方式に変更させる基本方針を発表した。この事態の新展開を受けて、平成十五年の第三回定例会に提出されたのが、従来の陳情とは趣を一転させた「東京外郭環状道路整備促進を求める陳情」である。この陳情は、同定例会で設置された広域交通問

題等対策特別委員会に付託され、継続審査の後、平成十六年第一回定例会で採択となり、これを受けて、「東京外かく環状道路整備促進を求める意見書提出について」が、議員提出議案として提案され、起立多数で可決された。内閣総理大臣、国土交通大臣、東京都知事あてに提出された意見書は、次のとおりである。

〔前略〕

東京外かく環状道路の整備は、調布のまちづくりにも大きな影響を及ぼすものである。特に計画の凍結によって、周辺地域の都市基盤整備が進められず、防災面で多くの課題を抱える市街地が形成されている。単に高速道路が通過するということではなく、まちづくりに寄与する道づくりでなければならない。都市高速鉄道第一〇号線（京王線連続立体交差）との整合を図り、関連する幹線道路や生活道路との一体的な整備を推進し、防災性と交通利便性を向上させ、自立した都市としての魅力を高めなければならない。

一方で、大深度地下を活用した事業は国内に事例がなく、生活環境への影響については未知の分野でもある。慎重に事前評価を行い、技術の粋を結集して対策を講じ、事業化することが必要である。

よって調布市議会は、国及び東京都に対し、調布のまちづくりの視点から、以下の事項に配慮した上で、東京外かく環状道路の整備促進を求めるものである。

記

- 1 東京外かく環状道路計画を早期に具体化すること。
- 2 計画の推進に当たっては、地元自治体及び地元住民の意見の反映に

努めること。

3 大気、振動、水循環など環境に配慮した道づくりを進めること。

4 周辺市街地の再編に寄与するため、道路整備等の沿線のまちづくりへの支援に努めること。」

ちなみに、「東京外郭環状道路整備促進を求める陳情」の採択に当たっては、自民、公明、行動派21の三会派が「採択」、共産、元気派市民の会、生活者ネットワークの三会派が「不採択」、社民・民主チャレンジ会議が「趣旨採択」の立場をとり、その連関で、「意見書提出」に対しては、自民、公明、行動派21が賛成し、社民・民主チャレンジ会議、共産、元気派市民の会、調布・生活者ネットワークが反対した。

いずれにせよ、市議会でのこのような新しい動きにもかかわらず、東京外郭環状道路問題には、その後も解決へ向けての特段の進展はみられない。広域交通問題等対策特別委員会にしても、「東京外かく環状道路のインターチェンジ計画について」、「東京外かく環状道路における生活再建救済制度について」理事者から説明を受け（平成十五年十一月二十六日）、「東京外かく環状道路とまちづくりに関する①現状について、②今後の進め方について、③インターチェンジの設置について」理事者から説明を受け、質疑を行う（平成十六年十一月二十六日）、①外環の整備に関する想定される手続について、②外環の関越道と東名高速（三鷹市と調布市）の区間について、③外環の地上部の街路について、④環境の現地観測結果について、⑤外環道「意見を聴く会」における主な意見について、⑥外環の将来交通量について、理事者から説明を受け、質疑を行う（平成十七年二月二十二日）といった段階にとどまっている。

なお、この間の平成十四年六月に、東京外かく環状道路問題について、東京外かく環状道路の沿線七区市（練馬区、杉並区、世田谷区、武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市）の住民と地方自治体、国土交通省、東京都がPI方式で話し合うために設立されたのが、「PI外環沿線協議会（PI協議会）」であるが、この協議会もまた、問題への打開策を打ち出すには至らなかった。PI協議会は、二年四カ月にわたって四二回の会議を重ねた末、平成十六年十月二十一日に発表した「二年間のとりまとめ」において、この問題に対する協議会の意見を次のように集約したのである。

「計画の必要性を中心に広範な議論を続けてきたが、必要性については、さまざまな意見が出され、共通の認識を得るには至らなかった。しかしながら、住民と行政が対等の立場で向き合い、議論をした結果、外環の計画に関する論点が少しずつ明らかになり、意見が一致した点、相違した点が、相互に認識された。」（『外環ジャーナル』第一七号、平成十六年十二月）。

京王線連続立体交差事業と 中心市街地街づくり問題 このようにして、東京外かく環状道路問題

は、依然として膠着状態が続いているが、広域交通問題等対策特別委員会が審査の対象としたもう一つの問題である京王線連続立体交差と関連する京王線沿線諸問題は、平成十五年三月二十八日から平成二十五年三月三十一日までを事業期間として、連続立体交差事業関連の工事が、平成十六年九月に本格的にスタートしたことにより、問題の重心は、この事業を契機とする中心市街地の街づくり問題に移行した。

このなりゆきに対応して、市議会での論議は、特に二つの点に向けら

れてきた。一つは、中心市街地の街づくりへのビジョンである。ここで
の論点を端的に示しているのが、平成十五年の第四回定例会で、「(調
布、布田、国領)三駅周辺、とりわけ調布駅周辺をどのようなまちにし
たいのか、抽象的な言い方ではなく、市長の描く将来像を具体的
に、目に浮かぶように」示すことを求めた鮎川議員の一般質問や、平成
十六年第一回定例会で、「京王線地下化事業の推進に対応して、夢のあ
る駅前広場や地上鉄道敷地の活用に向けて」の市長の考え方をただした
漁議員の代表質問にほかならない。

これらの質問に対して、長友市長は、次のように答弁している。

(鮎川議員に対して)「調布駅につきましては、地下駅舎となることを
考慮し、地下空間を活用すること、あるいは周辺の鉄道跡地を一体的に
利用することにより、広場機能の充実を図ることなども、調布の魅力
を高める一つのアイデアであると感じているところでございます。」

(漁議員に対して)「さまざまなまちづくり手法を活用して連続立体交
差事業と一体になったまちづくりによりまして、周辺との調和や景観形
成と相まって、にぎわいと商業活性、だれもが安心して歩けるまち、緑
と憩い、ゆとりといった魅力ある中心市街地のまちづくりを推進してま
いりたいと考えております。」

もう一つの論点は、一〇年に及ぶ事業期間中の工事が市民生活に及ぼ
す影響への対応策である。この問題にいち早く注意を喚起した鮎川議員
は、平成十五年の第三回定例会での一般質問で、「工事車両などにより、
さらなる交通渋滞や騒音など、市民生活に大きな影響を及ぼしてしま
うことは容易に想像できます。そこで、市として、工事の予定や進捗状況
を適切に把握するための体制を東京都や京王電鉄と整えているのか、工

事期間中の市民生活への影響をどのようにとらえているのか」と問い、
また平成十六年の第三回定例会での一般質問で、井上議員は、いっそう
具体的に駅前の駐輪場問題を取り上げ、「工事期間の駐輪場については
いつから、どの駅で、どんな形で、これまでとは違うような状況になっ
ていくのか、この部分の情報はなるべく早くわかりやすい形で住民の方
に提供していかなくてはならないのではないか、現在その点については
どのようにしていくおつもりなのでしょうか」とただした。

ちなみに、鮎川議員の質問に対しては、市長に代わって新谷景一都市
整備部長が、井上議員の質問に対しては、工藤忠雄環境部長がそれぞれ
次のように答弁している。

新谷都市整備部長「調布市としましては、事業中といえども市民の皆
様が快適に暮らせることができるように事業の進捗や予定、工事車両
のルートなどの情報をいち早く市民の方にお知らせすることで、さまざ
まな混乱を避け、また、生活道路への車両の通過をできるだけ配慮して
いただくなどの工夫を図ることによって、市民生活への影響をいかに軽
減していくのが大きな課題ではないかというふうと考えております。」

工藤環境部長「代替の暫定自転車駐車場用地の確保に現在最大限の努
力をしていくところでありますが、駅周辺の比較的一等地ということでは
なかなか適地が見つからず、苦慮しているところであります。(中略)
閉鎖等の周知につきましてはできるだけ早く市報、看板などによりまし
て情報提供してまいりたいと考えております。」

要するに、京王線連続立体交差事業は、既に「本格的」に進行してい
るが、これに伴う市街地の街づくりへ向けてのビジョンは、いまだに定
まらず、工事の進行過程で起こる諸問題への対策は、なお今後の課題と

いうところであろう。とにかく、市長の市議会での答弁からは、中心市街地の街づくりへの具体的な構想は、まだ明らかではない。また、広域交通問題等対策特別委員会にしても、「京王線連続立体交差及び京王線沿線諸問題に関する事項」については、平成十六年八月二十三日に「踏切対策推進会議について」理事者から説明を聞き、これをめぐって質疑を行った程度にとどまっているのである。

二 ごみ問題への取り組み

家庭ごみ一部有 料化と戸別収集 吉尾市政下でますます深刻の度を増し、待たなしの状況に立ち至ったのが、老朽化した二枚橋焼却場

と西多摩郡日の出町の最終処分場の延命化を図るためのごみの減量化問題であった。

平成十四年七月の市長選に五選を目指して立候補した吉尾候補が、「ごみ有料化など減量・リサイクルの推進」を「選挙公報」に「重点施策」の一つに掲げて選挙戦に臨んだのは、ごく当然のことであつたらう。

これに対して、現職の吉尾候補を破って当選した長友市長は、「選挙公報」ではごみ問題にまったく触れず、選挙戦中にごみ問題に関してのごみ有料化に慎重な考え方を表明していたが、市長就任とともに否応なしにごみ問題に真正面から向き合うことになる。そして、吉尾市長時代の平成五年七月からの「リサイクル条例検討委員会」、「廃棄物減量及び再利用促進審議会」、「家庭ごみ有料化検討委員会」などにおける検討結果に基づく「家庭ごみ一部有料化は、ごみの排出・発生の抑制に効果的な意義がある」とする旨の市民、学識経験者、事業者などからの提言を踏まえ、さらに「市長と市民のごみ懇談会」などを通じてごみ有料化への市民の理解と協力をとりつけた長友市長は、就任一年後の平成十五年

の市議会第三回定例会に「調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例」を市長提出議案として提出した。

この条例改正は、「逼迫した最終処分場、老朽化した中間処理施設などの廃棄物に係る課題が山積みする中、廃棄物処理経費の適正な負担を市民に求め、「ごみの減量努力が評価される社会システムを構築することを目的」とし、「家庭廃棄物に係る廃棄物処理手数料について指定収集袋による有料化を実施するため、廃棄物の排出方法や指定収集袋の交付などについて定め、廃棄物処理手数料を改めるとともに所要の改正を行う」ためのもので、九月二十四日の本会議で可決成立した。

この条例改正によって、ごみの戸別収集と家庭ごみの一部有料化（表8-12）が、平成十六年四月一日から実施されることになった。なお、ごみの戸別収集については、新しい制度についての習熟を図るため、家庭ごみの一部有料化に先立って、平成十六年二月一日から実施された

が、これにあわせて、従来の古紙、古布、空きビン、空きカン、ペットボトルに加えて、プラスチック類も資源物として分別収集されることになった。

ちなみに、市当局の発表によると、この新しいごみ処理方式の導入により、平成十六年四月から翌年三月までの間に、前年度と比べて、「燃やせるごみ」は五七六〇トン、「燃やせないごみ」は四二二トン減量した。ただし、分別収集された資源物が、六八二三トン増量したので、差し引きで全体での減量は、三一五八トン（四・八％）で

表 8-12 家庭廃棄物処理手数料

| 種類 | 収集袋の価格 |
|---------------|--------|
| S (5リットル相当) | 1枚 8円 |
| M (15リットル相当) | 1枚 26円 |
| L (30リットル相当) | 1枚 53円 |
| LL (45リットル相当) | 1枚 80円 |

あった(表8-13)。

要するに、ごみ処理問題への対応は、基本的には市長選での吉尾前市長の主張に沿う形で行われてきたわけであるが、市議会での議論で、この点が一つの論点になった。

とにかく、平成十四年の市議会第四回定例会での一般質問で、大河巳渡子議員が指摘したように、「前市長との選挙での主張の相違点は、一つはごみ問題」であったのである。しかし、長友市長のごみ問題についての考え方は、市長選から半年足らずの間に大きく変化した。平成十四年の市議会第四回定例会での一般質問で、大須賀議員が、「長友市長は就任当時、有料化に消極的だったと記憶しています。七月八日当選証書受領後の記者会見で新聞記者から問われた長友市長は、有料化については慎重論である。有料化により一時的にごみ排出量が減っても、いずれもとの状態に戻っ

表8-13 平成15年度と16年度のごみ量の比較

(単位:t)

| ごみ種別 | 平成15年度 | 平成16年度 | 比 増 減 量 | 較 増 減 率(%) | |
|-------------|--------|--------|------------------|---------------------|------|
| 燃やせるごみ | 43,968 | 38,208 | △5,760 | △13.1 | |
| 燃やせないごみ | 7,650 | 3,429 | △4,221 | △55.2 | |
| 資 源 物 | プラスチック | 576 | 4,048 | 3,472 | ※ |
| | 古紙 | 9,348 | 12,688 | 3,340 | 35.7 |
| | 古布 | 1,256 | 1,178 | △78 | △6.2 |
| | 古ビ | 2,182 | 2,214 | 32 | 1.5 |
| | カ | 805 | 802 | △3 | 0.4 |
| | ペットボトル | 624 | 684 | 60 | 9.6 |
| 合計 | 14,791 | 21,614 | 6,823 | 46.1 | |
| 総計 | 66,409 | 63,251 | △3,158 | △4.8 | |

※平成15年度は、2カ月間の実施のため記載せず

出所:『市報ちょうふ』

てしまうと発言したと伺っています」とところが、「昨日の十二月五日発行の市報、市長コラム欄に、家庭ごみの有料化がごみの減量化に有効な手段ではないかと考えている」と書いている、「こう変わった理由は何か」とただしたのは、市長選での経緯を踏まえて大方の議員が抱いた積然としない気持を率直に代弁したものであったにちがいない。

長友市長のこのようなごみ問題への対し方に影を落としていた一つは、おそらく市長選で支持を受けた政党などのごみ問題への対し方であったであろう。市長選前の平成十四年の市議会第一回定例会での代表質問で、日本共産党の雨宮幸男議員は、「有料化が減量化につながるの何の検証もなく、先に有料化ありきは認めることができません」と論じて、時の吉尾市長に迫り、同じく共産党の井樋匡利議員は、同じ定例会での一般質問で、「有料化という前提を取り払って、十分な情報提供を行い、ごみの減量をどうやって進めるのかという議論を市民に投げかけていくべきではないか」と重ねて吉尾市長にただしていたのである。

もう一つの背景は、長友市長が、平成十四年第四回定例会での大須賀議員と大河議員の一般質問に対する答弁の中で、「減量効果につきましては市長就任後、事務担当者からも再三にわたりさまざまな資料の説明を受け、また、広域処分場や二枚橋焼却場の延命化などについて考え合わせる時、早急にごみ減量とリサイクルの推進を図る必要性を強く認識した次第」「私のごみ問題に対する考え方につきましては、この間、事務担当者からのさまざまな資料などの説明を受ける中で、ごみ減量やリサイクルの推進を図る必要性を強く認識した」と述べているところにかがえる。

いずれにしても、長友市長は、就任後半年足らずの間にごみ有料化・

戸別収集にかじを切った。この方向選択に関連するのは、おそらく、一つは、市長就任後の「学習」であり、もう一つは、市長選での支持団体の態度の変化であろう。ちなみに、市長選前の平成十四年第一回定例会で、ごみ有料化への慎重論の立場から、吉尾市長のごみ問題への対し方を厳しく論難した共産党の井樋議員は、市長選の五カ月後に開かれた第四回定例会での一般質問で、「ごみ有料化が減量にどれだけ効果があるか、ごみ減量の決め手になり得るかという点では、市長と見解を異にして」いるが、「市長として、あるいは行政として、ごみ有料化が減量にとって有効であるという判断を持ち、それを市民に示すことと、政策決定のうえで、市民参加で決めていくということは、何ら矛盾するものではない」として、長友市長のごみ問題への対応のありように理解を示したのである。

とにかく、このような経緯で平成十五年の市議会第三回定例会で「調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例」が可決成立し、これに基づいて平成十六年四月からごみの戸別収集と家庭ごみの一部有料化が実施される運びになり、家庭ごみ処理問題をめぐる議論の焦点は、さらなるごみ減量策とリサイクル促進策へと移行した。

そして、平成十六年の第一回定例会での一般質問で、広瀬議員が「剪定枝や落ち葉処理の無料化」を、小林（市）議員が「剪定枝の資源化・生ごみの堆肥化」を、第二回定例会での一般質問で、杉崎議員が「剪定枝のチップ化・有料資源化」を、第三回定例会での一般質問で、小林（充）議員が「剪定枝のチップ化による堆肥化」をそれぞれ主張しているところに映し出されているのは、市議会におけるごみ問題への現在の

関心の断面にほかならない。

「新ごみ処理施設建設問題」

二枚橋焼却場施設 家庭ごみ一部有料化と戸別収集の実施によって、更新検討の経過 ごみ減量・リサイクル化へ向けての当面の問題は、一応の決着をみたが、ごみ処理にかかわるもう一つの問題は、依然として調布市政が直面する火急の政治課題である。それが、二枚橋焼却場施設の更新をめぐる問題にほかならない。

昭和四十二年に一号炉、二号炉が稼働を開始した可燃ごみ焼却処理のための二枚橋焼却場は、既に稼働開始から四〇年近くを経過して老朽化が著しく、施設更新の必要性が、現在、日毎に急迫の度を増している。実際に、この更新問題は、既に昭和五十九年に提起された建て替え計画や平成元年に作成された野川公園への移転案などによって検討されたが、周辺住民などの反対運動に直面して、移転案は凍結され、この二枚橋焼却場の管理運営に当たる二枚橋衛生組合の構成三市（調布市、府中市、小金井市）の協議が調わず、施設更新計画は、久しく頓挫状態にあった。

このなかで、問題の深刻化は否応なしに進み、この事態に促されて、平成四年五月に構成三市は、正副管理者（構成三市長）の会議を開き、今後のごみ処理について、次のように合意した。

- ◇調布市は、平成十七年度から全量を別途処理する。
- ◇府中市は、平成十一年度から半量を他の施設で処理する。
- ◇小金井市は、具体的な計画が無いため、二枚橋焼却場で全量を処理する。

その後、府中市は、平成十年度から多摩川衛生組合での半量焼却処理

を開始したが、全般的には、事態のこう着状態がさらに続き、この間の構成各市の情勢の変化や施設の老朽化のいっそうの進行に照らして、改めて二枚橋衛生組合の今後の運営について早急に協議していくことになり、平成十四年十二月に「二枚橋衛生組合施設更新計画等検討協議会」（以下「検討協」と略記）が設置された。検討協は、構成三市の枠組みを含めて、施設更新についての検討を進め、平成十六年二月に二枚橋衛生組合協議会施設近代化特別委員会が、「平成二十二年施設更新稼働、施設規模は二〇〇t/日、枠組みは継続審議」を骨子とする「二枚橋衛生組合施設更新の概要（以下「概要」略記）」を作成、さらに検討協は、その協議結果（中間報告）を平成十六年八月にまとめた。その要点は、次のとおりである。

- ①「概要」に基づき、更新施設は、（イ）処理能力二〇〇t/日、計画年間日平均処理量一四七t/日を基本とする、（ロ）現在の組織団体の枠組みで運営する、という前提で各市平等の立場で協議が進められた。その結果、現在の構成市の計画年間日平均処理量が二四九t/日であるため、構成三市とも分散処理が基本となり、経済性・効率性が考慮された合理的なごみの全量処理が困難となった。
- ②これを受け、各市がそれぞれの立場で検討した結果、「分散処理は回避したい」との意向が確認された。
- ③したがって、当初の「概要」に基づく施設更新の実現は困難になった。
- ④そのため、構成三市で共同処理する以外の方策についても、各市が早急に検討を進めるとともに、東京都とも協議のうえ、三市で協議を重ね、平成十六年十一月の二枚橋衛生組合協議会第二回定例会を

どに一定の方向性を示すことになった。

こうして、平成十六年十一月八日に開かれた二枚橋衛生組合協議会で、①調布市は、三鷹市と共同処理をする、②府中市は、二枚橋衛生組合以外で一括処理する、③小金井市は、新たな地方公共団体と共同処理する方策を進める、ことが確認され、さらに平成二十一年度までの間に調整が整い次第、二枚橋衛生組合を解散することが提案され、了承された。

このような経過を背景に平成十四年一月に調布、三鷹両市長の諮問機関として、「新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会」（調布、三鷹両市の市民各一〇人と学識経験者など、計二十七人で構成）が設置され、平成十三年三月に両市によって作成された「新ごみ処理施設整備基本計画素案報告書」について諮問を受けた同委員会は、平成十六年三月までの二年余りの間に、委員会を一五回、施設見学会を八回、勉強会を二〇回開催するとともに、広く市民の意見を聴取することを目的としたシンポジウムを二回開催して検討を重ね、平成十六年三月二十三日に調布、三鷹両市長に答申した。この答申の要点は、次のとおりである。

〈答申の要点〉

- ①新ごみ処理施設の施設規模は、現時点では、三二〇t/日程度とする。
- ②新ごみ処理施設の処理方式は、最終処分量ゼロを目指し、環境と安全に徹底的に配慮した方式とする。
- ③新ごみ処理施設の整備・運営は、厳正な運用を前提として、公設公営方式とPFI方式の比較調査を行い、PFI方式の導入の可能性を検討する。
- ④「環境学習機能」と「ふれあい機能」が充実した総合施設とする。

⑤新ごみ処理施設の適地選定手法は、実現可能性の観点から選んだ複数の検討対象地の中から、絞り込むための相対比較項目で評価し、建設候補地を決定する。なお、選定結果は、選定経過を含め公表し、市民の理解を得ることとする。

市長と市議 会の対応 このような二枚橋焼却場施設更新への検討経過から明らかに

におけるごみの分散処理か、単一の焼却場における一括全量処理かというところにあったが、この点に関して、調布市では、経済性・効率性の観点から、吉尾市長時代に一括全量処理の方向が打ち出されていた。平成十四年の市議会第一回定例会での代表質問で、自民党の土方長久議員が、「ごみ減量対策及び新施設建設に対する基本的な考え方」をただしたのに対して、吉尾市長は、こう答弁していたのである。

「本市と三鷹市は、ごみ処理施設の更新が共通の課題となっておりま

すことから、共同で整備していこうとの相互確認のもと、新焼却場の建設を進めているところでございます。」。

しかし、長友市長のこの問題に対する態度は、就任当初必ずしも明確ではなかった。長友市長が、一括全量処理か分散処理かのいずれの方針をとるかについて迷走気味であったのは、おそらくごみ有料化問題の場合と同様に、一つには、市長選で支持を受けた党派の問題への対し方と関連していたにちがいない。

ちなみに、共産党の井樋議員は、平成十四年第一回定例会での一般質問で、「今後の選択肢として、二枚橋の建てかえに調布市としても参加して、どのぐらいの分量を持ち込むかという判断はあるかと思いま

す。が、二枚橋に残ることも検討するべきではないでしょうか」と当時の吉尾市長にただし、また、長友市長就任後一年半を終えた段階での平成十五年第四回定例会での一般質問で、生活者ネットワークの八木昭子議員は、「いずれはまた起きてくる施設の更新にも備えることを考えれば、二カ所での焼却も視野に入ってくるのではないのでしょうか。リスクというか、ごみ処理場という迷惑施設への影響を分散する意味からも検討に値すると考えます」と論じていたのである。

しかし、ごみ焼却場問題への対し方に関して、長友市長が就任当初に態度が不明確であった直接的な理由は、やはり問題の性質についての理解度にあったとみてよからう。一般質問で繰り返し長友市長に態度の明確化を求めてきた自民党の大須賀議員は、平成十六年第三回定例会での一般質問で、「市長は、三鷹市との共同処理は堅持するとおっしゃる一方で、六月二十九日に開かれた調布市議会全員協議会で、分散処理は回避したいとの意向を表明なさいました。それなら三鷹市と全量処理するのかとお聞きしても明確な回答がありません」と追って、重ねて市長の明確な態度表明を求めたのに対して、長友市長が次のように答弁しているところから、この間の事情は、推して知るべきであろう。

「分散回避につきまして、分散処理も一たんは考えてまいりました。

しかし、昨年から今年にかけて行われた調布市の長・中期的な財政フレームを検討するなかで、大変厳しい状況であることが予想され、平成十六年度の予算を仕あげる過程で、分散処理は経済的に大変厳しいものがあると思わざるを得なくなりました。その後二枚橋衛生組合の検討協議会より分散処理が基本となるとの報告を受け、分散は回避したいとの意識を持ち、六月二十九日の調布市議会全員協議会において、府中市と

同様、分散処理は回避したいとの考えに至ったわけでありませう。」

そして、この定例会から一カ月後の十月二十五日に開かれた市議会全員協議会で、長友市長は、平成二十一年度までの間に調整が整い次第二枚橋衛生組合を解散し、三鷹市との共同処理の方策をとることに理解を求め、了承された。この了承を受けて、調布市は、十一月八日に開かれた二枚橋衛生組合議会に臨み、既に触れたように、「三鷹市と共同処理する」ことが決まり、三鷹市と共同で建設する新しい焼却場で全量処理を行うことになったのである。

こうして、問題の焦点は、新ごみ処理施設をどこに建設するか、建設地選定手続きをどうするかに移った。現在の問題状況の断面は、平成十六年第三回定例会での次のような大須賀議員の一般質問とこれに対する長友市長の答弁の中に端的に映し出されている。

大須賀議員「市民の理解が得られるか否かは、適地選定、処理方式、事業方式の最重要課題三点を中心に、市民にとってどれだけわかりやすく比較検討できるか否かにかかっていると私は思います。検討委員会答申でも適地選定方法について、適地選定作業に当たっては透明性が重要であることから選定経過を含めて公表し、市民の理解を得ることとすると明確に書いてあります。(中略)調布市として今後どのように進めていくのか。市民参加を含め市民への理解をどのように求めていくのか、お伺いします。」

長友市長「新ごみ処理施設整備につきましては、本年三月、新ごみ処理施設整備基本計画素案報告書に対する答申を検討委員会からいただきました。その答申を十分尊重したうえで、調布市と三鷹市で素案の修正を行い、計画素案を作成し、議会の皆様に御報告させていただきたいと

考えております。また、市民の皆様に対しましては、市報やホームページなどを通じ情報提供に努め、透明性を保ちつつ、幅広く市民の皆様 의견などもお聞きし、御理解を求めてまいりたいと考えております。説明会などにつきましても、三鷹市と協議し、行ってまいりたいと考えております。」

三 参加・協働のまちづくり

「街づくり条 平成十四年市議会第三回定例会で行った市長就任後の

例」の策定 最初の所信表明で、市政運営の基本的前提の一つとし

て「市民参加型の市民と共に歩んで行く市政」をあげた長友市長は、翌年の市議会第一回定例会で行った施政方針表明では、さらに一歩進めて、市政運営の基本的な考え方の第一として、「市民参加・協働のまちづくりの体制整備への取り組み」を掲げた。この方向に沿って策定され、さらに一年半を経て平成十六年の第三回市議会に市長提出議案として提出されたのが、「調布市はつとふるさとをはぐくむ街づくり条例(街づくり条例)」である。

この街づくり条例は、市の街づくりの理念や目標を掲げ、その実現に向けて市民が街づくりについて考える際の支援や、市民参加の制度的機構、事業者が開発事業を行う際のルールなど、街づくりに関する総合的なルールを定めたものであるが、直接的には、中高層マンションの建設やパチンコ店の出店などに伴う紛争など街づくりをめぐる早急に対策を求められているさまざまな課題への対応をねらいとしていた。

この条例の特徴の一つは、「市民」の中に①市内に居住する者とともに、②市内に勤務する者、③市内の学校に在学する者、④市内の土地又は建築物について権利を有する者又は規則で定める利害関係を有する

者、⑤市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体、⑥市内の土地又は建築物について権利を有する法人等を含める(第二条)ことであるが、条例は、これらの「市民」が、「相互に連携しながら工夫を凝らし、市と協働して街づくりに取り組む」、「市、市民及び事業者は、それぞれの責務を自覚するとともにお互いの立場を尊重して開発事業等の街づくりに関与する」とも定めている。

このような街づくりへの市民の協働のための組織として位置づけられたのが、街づくり協議会で、①推進地区又は推進地区の指定を受けようとする地区を活動の区域として定めて街づくりの活動を行っていること、②推進地区等の住民及び規則で定める利害関係を有する者(地区住民)により構成されていること、③地区住民の参加が保障されていること、④会則等を定めていること、⑤主たる活動が地区住民の多数の支持をうけていること、の条件を満たした協議会は、市の認定をうけ、市の支援をうけることができる(第一〇条)。そして、この協議会は、「地区の特性を生かした住み良い街づくりを推進するため、地区住民の意見を反映して街づくり提案を策定し、市長に提案することができ」、市長は、「街づくりに係る施策の実施に当たっては、前項の規定による街づくり提案に配慮するよう努めなければならない」(第一条)ものとされた。

また、この協議会としての認定を受けることを目的として街づくりの活動の研究などを行う地区住民の団体は、①地区住民が自主的な街づくりの活動を目指していること、②継続的な調査及び研究活動を計画していること、③地区住民の参加が保障されていること、の三要件を満たした場合、街づくり準備会として認定され、市の支援を受けることができる(第一五条)。

市議会がこの議案の審査を付託された建設委員会において、市民参加のためのこれらの協議会や準備会のあり方について多くの議論が出たのは、当然であろう。その中で論点となったのは、準備会の人数規定、期限などであるが、これらの点について市側から出席した河西街づくり推進課主幹は、市当局の考え方を次のように説明した。

「協議会ということになると、かなり条件が厳しくなります。ここに至らなくても、まちづくりに関して、いろいろな活動、研究を行いたいという方々に対しては支援をするべきではないかということで、この準備会というのをこの中で定めさせていただきました。調査、研究ということになったとしても、かなり時間もお金もかかってくる想定されま

す。やはり何人が集まって準備会というのが結成されるのではないかとすることは想定をしております、最悪は一人でもやりたいということになれば、この条件が今三点ございますが、合致しているとなると、準備会という方向での検討はしていくことになると思います。期限に關してでございますが、やはりその活動が行われなくなった場合などについては取り消しができるということになっておりますので、こちらの方で、方向性が変わってきたとか活動が行われなくなった場合などについては、取り消しを行うこととなります。」

いずれにしても、この「街づくり条例」について、委員会審査の過程で取り立てて大きな問題点は提起されず、九月十四日の建設委員会では「原案了承」とすることに全員異議なく決し、さらに九月二十二日の本会議でも質疑、討論なしで、「調布市ほっとするふるさとをほぐくむ街づくり条例」は、満場一致で可決され、半年後の平成十七年四月一日から施行される運びになった。

市民プラザあ 市長就任以来、市民参加・協働のまちづくりを標ぼうくろすの開設 してきた長友市長にとって、このようなまちづくりの

拠点としてシンボルの位置を占めるのが、平成十七年二月一日にオープンした「調布市市民プラザあくろす」であろう。市民プラザあくろすのオープンから一カ月後の平成十七年市議会第一回定例会での基本的施策についての施政方針表明の中で、長友市長は、改めてあくろすの意義についてふれ、こう述べている。

「市民活動の拠点として、市民プラザあくろすが始動いたしました。

市民の自発的な活動や男女共同参画社会形成への取り組み、さらに産業振興に関する活動を展開する場であります。地区協議会や自治会、ボランティアをはじめとした市民の広範な自主的活動があつてこそ、住民自治は充実するものです。市民参加の通則である市民参加プログラムの実践を積み重ねながら、参加・協働のまちづくりを進めるとともに、今後とも必要な環境整備に努めて参ります。」

市民プラザあくろすは、市民活動を支援するための市民活動支援センター、男女共同参画社会の実現に向けた活動を支援するための男女共同参画推進センター、新たな産業の集積及び起業家の育成に資する活動を支援するための産業振興センターの三センターで構成されているが、これらのセンターを軸としてあくろすが行う事業は、①市民活動の育成及び支援、②市民活動に関する情報の収集及び提供、③市民活動を行う市民、市内で活動する特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人等の交流、④男女共同参画社会の実現に向けた啓発及び活動の推進、⑤新たな産業の集積及び起業家の育成の支援、⑥その他あくろすの設置の目的を達成するために、市長が必要と認めた事業である

（調布市市民プラザあくろす条例第三条）。

なお、産業振興センターに、スモールオフィス及びチャレンジショップを置き、新たな事業分野の開拓が期待される業種その他の地域産業の発展に寄与する業種について創業しようとし、又は創業して間がない中で市長が認めたものが、使用できることとした。また、公益を害し、風俗を乱すおそれがあるとき、営利を目的とするときなどには、あくろすの使用は認められない。

ところで、市民プラザあくろすの運営についての基本的ルールを定めた調布市市民プラザあくろす条例の制定に当たっては、市議会での審議の過程で紆余曲折があつた。この条例が最初に提案されたのは、平成十六年第四回定例会においてであつたが、その審査を付託された文教委員会は、十二月十三日の委員会で議論百出の状態となり、条例が市議会に提案される以前の十二月五日発行の『市報ちようふ』に「市民プラザあくろす指定管理者募集」公告が掲載されるといった市当局の「議会軽視」（林委員）、指定管理者制度導入の長短、是非、使用料金制度のあり方などに関して、多岐にわたる問題点が指摘され、結局、「幾つかこの点はどうなのかというのが疑問のままに残っている問題がある」（雨宮委員）といった状況で決着がつかず、委員会は、翌日さらに審査を続行することとして散会する。ところが、そのあとで市長から議長あてに「議案の取り下げ願」が提出され、市議会は、十二月十七日の本会議でこれを承認した。

この経過を経て再提案された条例を審議するために招集されたのが、二月一日のあくろす開館予定日が一週間後に迫った平成十七年一月二十四日に開かれた平成十七年第一回臨時会である。再提案された条例は、

①前年の第四回定例会に提案された条例では、会議室などの利用料金が、午前、午後、夜間、全日の四区分制で設定されていたのを、一時間単位で加算する一時間単位制に改め、②一定の条件の下で「物品販売などの営利を目的とした内容を含む活動のためにあくろすを使用」することを認めていたのを、「市民活動における使用の機会を確保するため」（小林一三生活文化部長）「営利を目的とする」使用を認めないことに改めるの二点で手直しがなされた。これを受けて、再びこの条例の審査を付託された文教委員会は、結局、全員異議なく原案了承と決したが、この報告を受けた本会議では、採決に先立つ討論において、改めてこの条例をめぐって賛否両様の意見が提起された。

まず、反対の立場から討論に立った元気派市民の会の大河議員は、主たる反対理由として、①条例に指定管理者制度の問題点を担保した規定が盛り込まれていない、②施設管理を指定する法人、又は団体が管理していくプロセスについて、どのように情報公開されるかに問題がある、③複合的な利用者の層も違う施設が、指定管理者で管理運営することで、行政が運営するよりもよくなるという理由が結局示されなかった、の三点をあげた。

これに対して、自民党の鮎川議員、公明党の小林（市）議員、社民・民主チャレンジ会議の井上議員、日本共産党の雨宮議員は、あくろすの市民活動の拠点としての発展への期待をこめて条例に賛成の立場から討論を行ったが、全面的賛成の井上議員は別として、他の三議員の賛成討論はいずれも、「法的には問題がないのだから議会に諮ることなく公募手続は進めてよいという話はいかがなものか」（鮎川議員）、「手続論で、ある面では今後の課題はある」（小林（市）議員）、「条例などの提出に

当たりましては、十分慎重な調査検討、及び精査をしたうえで、確信の持てる内容として提案をしていただくよう改めて強く要望」（雨宮議員）といった市議会への条例提案のあり方についての批判付きであった。こうして、討論終結後の採決では、元気派市民の会が反対の立場をとったのに対し、他の六会派は賛成の立場に立ち、条例は、起立多数で可決された。この結果、条例は、二月一日に施行され、市民プラザあくろすは、予定された開館日に無事オープンしたのである。

第四節 議会改革協議会の設置と議会改革

一 議改協の設置と構成

議長諮問機関 市議会改革の一環としての議員定数削減後の最初の市としての設置 議選であった平成十五（二〇〇三）年四月の市議選で当選してきた二八人の議員は、いわば議会改革の申し子であった。

議会をめぐる社会的状況の大きな変化や地方自治体の果たす役割の新しい展開に対応するため、議会運営や議会活動について、その活性化・効率化を図り、市民により開かれた議会の実現を期する方向でのさらなる議会改革を目指すための議会改革協議会（議改協）が、議長の諮問機関として二年の任期で設置されたのは、当然のなりゆきであったといふべきであろう。

議改協の役 議改協の座長には、議会運営委員会委員長鈴木正昭議員と委員 議員と委員（自民党）が指名され、次のような各会派の代表二二人が、委員に就任した。

〔自民党〕 伊藤学、伊藤義男、林明裕

〔公明党〕 福山めぐみ、荻窪貞寛

〔社民・民主チャレンジ会議〕 漁郡司、川畑英樹

〔日本共産党〕 兩宮幸男

〔元気派市民の会〕 大河巳渡子

〔生活者ネットワーク〕 八木昭子

〔グローバル調布21〕 山口茂

〔自由党〕 宮本和実

また、平成十五年七月二十九日に開かれた第一回会議で、副座長を置くことに合意が成立し、互選によって漁郡司が推されて、就任した。

なお、平成十五年十二月にグローバル調布21によっていた山口茂議員が合流した宮本和実議員とグローバル調布21によっていた山口茂議員が合流して新会派・行動派21を結成したのに伴い、山口が委員を降り、委員数は一人減となった。

二 議改協の活動

各会派の改革提案 会議の開催については、第一回会議において、原と検討の段取り 則として月一回と決められ、第二回会議では、ま

ず議改協の発足に当たって各会派から提出された「調布市議会の運営等改善に関する会派提案」について、各会派が趣旨説明を行い、項目ごとに優先順位をつけて検討していくことになった。各会派から提出された改革提案事項は、「議会の組織・構成」、「議会の運営」、「議会の公開と情報の提供」などに関して、きわめて広範・多岐にわたり、合計しておよそ一〇〇項目を数えた。

平成十五年八月二十六日に開かれた第二回会議で、これらの提案事項について、項目ごとに各会派が趣旨説明を行い、優先順位をつけて検討していくことを再確認し、さらに優先順位については、項目ごとに委員の九人以上賛成をA、六人以上八人以下の賛成をB、五人以下の賛成をCとして、賛成率の高さに従ってABCの順に検討を進めていくこととした。この手順によって検討のための優先順位がもっとも高いAランクとして指定された項目は、次のとおりである。

◇議員提出議案は、委員会に付託し審議する

◇一般質問席は、理事者側に向かって設け、一問一答式のような迫力

ある形を目指す

- ◇請願・陳情の署名については、印、拇印がなくとも有効数に加える
- ◇幹事長会議の全議員の傍聴を認める
- ◇事務局の作成する資料について、より効率のよいものに改める
- ◇土日・夜間議会の開催
- ◇本会議場の車いすの傍聴を可とする
- ◇ケーブルテレビ、調布FM、庁内モニター、インターネットなどの活用
- ◇議会史の発行
- ◇委員会室の拡大
- ◇議員の出退表示板を二階（総合案内）にも設置する
- ◇各控室にパソコン、プリンターの設置、インターネット接続を可能にする

三 議改協の成果

実施に移され 議改協は、このような手順で改革提案事項の整理をした改革提案 行った後で、平成十五年十月二十日に開催された第四回会議で検討結果のとりまとめの方法について協議し、全会一致での合意が望ましいが、全会一致に至らなくても、一〇人（委員の八割）以上が賛成する事項であれば、協議が整ったものとし、これらの事項について幹事長会議などで了承を得て、実施に移していくこととした。

この手順を経て実施に移された一つは、一般質問の迫力の増進をねらった自由党の提案で、第四回会議で「一般質問の最初は演壇で行い、再質問は、理事者に向かって自席から行う」に修正したうえで委員全員の賛成でまとめ、平成十五年十二月の第四回定例会から実施に移され

た。

平成十五年十一月二十五日の第五回会議で委員一〇人の賛成で協議が整ったのが、社民・民主チャレンジ会議と自由党から提出された「幹事長会議については、全議員の傍聴を認める」とする改革提案で、直近の幹事長会議（十二月一日予定）から実施に移されることになった。

さらに、一般質問の時間制限、人数制限などに関して各会派から出されていた提案は、平成十六年四月五日に行われた第九回会議で協議が整い、「一般質問の人数制限を廃止し、時間制限を設ける」と集約され、これに「時間制限については答弁を含めて一時間以内、平成十六年第二回定例会から一年間は試行期間とする」と補足を付して、賛成一一人で採択された。また、この第九回会議では、自民党からの「代表質問の質問順は多数会派からとする」とする提案は、採決の結果賛成一一人で実施に移されることになったが、「代表質問は交渉団体のみとする」（自民党）、「代表質問は複数会派のみが行う」（社民・民主チャレンジ会議）とする提案は、賛成七人にとどまり、実施は見送られた。

「開かれた市議会」さらに、議改協の活動について特に注目に値するの実現へ向けて のが、「開かれた市議会」の実現へ向けての改革の試みにほかならない。とにかく、「市議会だより」が、毎号「市民の声を市政に反映させる場が議会です。市政の内容を知るためにも、議会を傍聴しましょう」と呼びかけても、傍聴人がごく少数にとどまってきた事態は、地域デモクラシーの発展にとって望ましいものでないことは、いうまでもない。

実際に、平成十一年から十六年までの六年間の定例会での本会議開催日の一日当たりの平均傍聴人数は、一番多かったのが、平成十五年の二

表8—14 平成16年調布市議会定例会における傍聴人数

| 定例会回次 | 開催日 | 傍聴人数 |
|-------|----------|------|
| 第1回 | 3月3日(水) | 8 |
| | 8日(月) | 2 |
| | 9日(火) | ○ 63 |
| | 10日(水) | ○ 13 |
| | 11日(木) | △ 27 |
| | 12日(金) | △ 26 |
| | 22日(月) | 10 |
| 第2回 | 6月10日(木) | 10 |
| | 14日(月) | △ 24 |
| | 15日(火) | △ 23 |
| | 16日(水) | △ 21 |
| | 22日(火) | 3 |
| 第3回 | 9月7日(火) | 7 |
| | 9日(木) | △ 17 |
| | 10日(金) | △ 28 |
| | 13日(月) | △ 18 |
| | 22日(水) | 6 |
| 第4回 | 12月7日(火) | 23 |
| | 9日(木) | △ 14 |
| | 10日(金) | △ 19 |
| | 17日(金) | 6 |

資料：調布市議会事務局調べ、○印は代表質問、△印は一般質問実施日

表8—15 平成16年第3回定例会の本会議の開会・散会時間

| 開催日 | 開 会 | 散 会 |
|---------|---------|---------|
| 9月7日(火) | 午前9時20分 | 午後2時18分 |
| 9日(木) | 9時10分 | 4時49分 |
| 10日(金) | 9時15分 | 4時30分 |
| 13日(月) | 9時30分 | 2時15分 |
| 22日(水) | 9時20分 | 3時06分 |

このような「空っぽの傍聴席」現象は、調布市議会に限ったものではなくて、むしろ地方議会に現在共通してみられるものといえようが、その主要因としてあげられるのは、次の三点であろう。

イ 議会での審議状況が平板で、活気に乏しい。

ロ 傍聴規則によって、

○・七人、一番少なかったのが、平成十三年の一〇・三人である。また、定例会の本会議開催日ごとについてみると、平成十六年の場合、傍聴人が一番多かったのは、第一回定例会で、自由民主党、公明党、社民・民主チャレンジ会議、日本共産党、行動派21の五会派の代表質問が行われた三月九日の六三人で、一番少なかったのは、その前日の三月八日の二人であった(表8—14)。

なお、これらの傍聴人数は、本会議開催時間中の傍聴人席の入場者総数であり、特定の時間帯ごとについてみれば、傍聴人数は数人というのが、むしろ通常の状況とみてよからう。ちなみに、平成十六年の第三回定例会での本会議の開会・散会時間は、表8—15のとおりであったが、九月七日についてみれば、この日の傍聴人七人が、開会から散会までの五時間弱を通して傍聴席に在席したわけではない。

傍聴に対してさまざまな制約が付されている。

ハ 開催日が週日で、開催時間も通常午前九時から午後四時の時間帯であり、通勤者などの平均的市民にとって、傍聴は、著しい困難を伴う。ちなみに、「調布市議会会議規則」は、「会議時間は、午前九時から午後五時までとする。議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することかできる」(第八条)と定めている。

これらの要因のうち、議改協によってイに対応する改革策として提起されたのが、迫力ある形の一般質問を目指した改革であったが、ロに対する改革としては、平成十六年五月十一日に開かれた議改協の第一〇回会議で、社民・民主チャレンジ会議、日本共産党、元気派市民の会、生活者ネットワークなどの各会派の提案を受けて、二つの点での改革が実現する運びになった。

一つは、「本会議・委員会の傍聴人に議案に関する資料を貸し出す」とする改革であり、もう一つは、従来「調布市議会傍聴規則」によって、会議の傍聴に当たって傍聴人受付簿に住所、氏名とともに記入することが求められていた生年月日記入の廃止であり、いずれも平成十六年第二回定例会から実施されたが、「傍聴人の年齢記入の廃止」については、第二回定例会初日の本会議に「調布市議会傍聴規則の一部を改正する規則」が、議員提出議案として上程され、満場一致で可決、即日公布施行の手續きがとられた。なお、この改正に当たって、従来選挙権のある市民に限っていた傍聴人についての制限もあわせて廃止された。

また、口に関連する改革策として、公明党、社民・民主チャレンジ会議、日本共産党、グローバル調布21、元気派市民の会、生活者ネットワークなどの各会派によって提起された「本会議場を車椅子傍聴可とする」とする提案については、傍聴席の改修は構造的に困難であるという条件の制約の中で、「実施に向けて前向きに検討していく」という点で一〇人の委員が賛成した。

さらに、傍聴に関しては、「調布市議会傍聴規則」第八条第二項において、「児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない」と定められている点に関して、①ただし書きの解釈を明確にすること、②「どうしても児童、乳幼児を連れて来なければ傍聴できない方のために子供さんを預けられる施設を設けること」の二点について検討を求める陳情が、平成十五年第四回定例会に提出されたが、不採択となり、関連して議改協において、元気派市民の会から「保育つき議会の導入」が提案されたが、平成十六年六月二十八日の第一回会議で検討の結果、賛成者少数で、導入が見送られ

ることになった。

ハに対応する改革策として議改協に提起された一つが、「土日・夜間議会の開催」であるが、この点については、平成十五年十二月二十四日に開かれた第六回会議で検討され、「実施に向けて、できるだけ速やかに諸条件を整えながら検討していく」という方向で、委員のうち一〇人が賛成し、実施に向けて「予算の件」なども含めて事務局と検討を進めていくことになった。

さらに、開かれた議会へ向けての改革策として提案された「ケーブルテレビ、調布FM、庁内モニター、インターネット等の活用」については、提案を「庁内モニター及びインターネットの活用を優先的に実施し、ケーブルテレビ、調布FMについては、長期的視野で検討する」と調整したうえで採決し、賛成一一人で、実施に移されることになった。

ちなみに、この決定が行われたのは、平成十五年十二月二十四日の第六回会議においてであったが、それに先立つ同年九月の第三回定例会に付託され、継続審査となっていた「市民への情報公開の一環として、また市民がリアルタイムで議会での議論を知ることができるよう、調布ケーブルテレビ、及び調布FMでの議会中継」を求める「調布市議会の議会中継に関する陳情」は、平成十六年三月の第一回定例会で趣旨採択となった。

このような活動を経て、議改協は、平成十七年四月五日に開催した第一六回会議において、すべての項目の検討を終了したため、検討結果を取りまとめ報告書を作成して幹事長会議に報告することとし、合意に基づいてこの日をもって解散した。

終章 二一世紀の新しい市議会像の創造へ 向けて

市制施行五〇 平成十七（二〇〇五）年四月一日に、調布市は、市制周年を迎えて 施行五〇周年を迎えた。この時に当たって、長友市長と土方市議会議長は、四月五日付の『市報ちようふ』にそれぞれ次のような祝辞を寄せた。

長友市長『本年四月一日、調布市制施行満五〇年を迎えたことを市民の皆様とともにお祝いしたいと思います。現在、調布市は、市民の皆様との話し合いを継続しながら、京王線連続立体交差事業をはじめ子ども施策など、だれもが安心して快適に生活できるまちの実現に取り組んでいます。

誕生時の人口が四万人余りだった調布市は、半世紀を経て二一万人を超える都市へと大きく発展を遂げてまいりました。それを支えてこられた多くの市民、先人の皆様のご労苦に対して、あらためて心から感謝を申し上げます。しかし、まちは素晴らしくなり、生活も便利になりましたが、その一方で近所付き合いや一家団欒といった人と人とのふれあいが以前に比べ希薄になってしまったような気もしています。五〇周年の節目の年に、今一度このことを見つめ直してみたいと思います。

平成十七年度は、市民の皆様からお寄せいただいたアイデアを参考に、二一万市民こそって参加できるいくつかの記念事業を実施する予定です。今後も市民の皆様と協働して新たな半世紀を見据えたまちづくりを着実に進めてまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。』

土方議長『市制施行五〇周年を迎え、心からお祝い申し上げます。

昭和三十年四月一日の調布町と神代町との合併当時、四万五〇〇〇人余りであった人口は、都区部に隣接していることから急激な人口増加を招き、全国で二番目の増加率を示す時期もありましたが、以来、様々な問題や苦難はあったものの、多くの皆様のご尽力により市勢は目覚ましい発展をとげ、約二万人の人口を擁する中核的な都市となりました。

新生「調布市」が誕生した当時と比較して市民生活は豊かになりましたが、豊かさの中で市民の意識は、バブル期の反省に立ち、精神的に潤いのある生活を、また物より心に価値を見出してきています。京王線の変立連続立体交差事業も始まった中で、これからのまちづくりは、価値観の変化も踏まえ、人間性豊かな都市としての基盤整備や景観整備を行うと共に、心が通う幸せあふれる施策を展開していくことにあります。そして高齢者も若者も、障害のある人もない人も、また大人も子どももお互いに手を取り合って暮らしていけるまちの実現です。

市制施行五〇周年を迎え、私ども市議会としても、これらの実現に向けて決意を新たにしております』

また、同じ四月五日付の『市報ちようふ』には、「おもな記念事業」として、次のような事業が発表された。

市が実施する記念事業

◇記念式典（平成十七年十一月六日）

◇市制五〇周年要覧の作成、映像資料の作成

◇映画のまち調布推進事業

◇暮らしの便利帳全戸配布

◇NHKのど自慢（平成十八年二月二十六日）

◇調布まちづくり市民絵画展

◇「子どものための調布のむかしばなし」の発行・頒布

地元企業などと協力する事業

◇木下大サーカス公演

◇記念バスのネットの発売

◇FC東京とのコラボレーションバナナフラッグ

記念事業のあり方と市 ところで、「市制施行五〇周年」が市議会での将来像をめぐって 論議の主題となったのは、平成十七年の第一

回定例会においてである。まず、定例会初日（三月三日）に行った平成十七年度の市政運営の基本方針についての所信表明において、長友市長は、市制施行五〇周年に関連してこう述べた。

『調布市は、この春、満五〇歳を迎えます。時あたかも、調布市のシンボルの一つである調布駅南口広場をはじめ、全工区で連続立体交差事業のための工事が始まっております。調布市にとって新たな半世紀が始まる歴史的なときに、調布市の都市構造が大きく変わろうとしています。「みんながつくる・笑顔輝くまち調布」を目指して、まちづくりに、自治体改革に、一層顕著に弾みをつけてまいりたいと存じます。十一月には記念の式典を挙行いたします。さらに、この一年を通してさまざまな記念事業を展開し、市民の皆様と調布市制施行五〇周年を祝ってまいりたいと思います』。

この市長の所信表明に対して、特に二つの問題点が市議会において指摘された。一つは、記念行事のあり方に関するもので、ここでの論点を

代弁しているのが、それぞれ「記念事業の内容を見ますと、大半が一過性の事業と見受けられます。大事な節目の年であるからこそ一過性の事業だけでなく、市民とともに祝い、将来にも語り継がれる事業が必要だと思いますが、記念事業を実施するに当たっての市長の基本的な考えをお聞かせください」、「この一年間、記念行事を開催し、市民の皆様と祝うとのことですが、単なるお祭り騒ぎであってはならないと思います。市民の皆様と五〇周年を祝う基本的な考え方についてお伺いいたします」とただした自民党の伊藤（義）議員と公明党の福山議員の代表質問である。

これらの代表質問に対する長友市長の答弁は、次のとおりであった。『市制施行五〇周年記念事業への基本的な取り組み姿勢としては、昨年十月に記念事業への市民の皆様からの提案を募集いたしましたときに掲げた三つのテーマがございます。一つは、これまでの五〇年を振り返る。二つ目に、これからの五〇年を考える。三つ目は、市民とともに五〇周年を祝うというものであります。五〇周年記念事業に関する基本的な考え方は、これらであらわされていると考えております。過去を学んで、これからを考え、ともに祝っていくということでございます。また、あわせて財政的な負担を最小にとどめ、調布市の魅力を市民及び市外の方々に知っていただく好機としたいと考えております』。

この答弁には、質問者の論点と適切にかみ合っていない憾みなしとしないであろうが、市議会で指摘されたもう一つの問題点についての長友市長の応答も、質問者の問いに真正面から向きあうという点では、かならずしも質問者を満足させるものではなかったというべきかもしれない。

すなわち、市議会で論点となったもう一つの問題点は、「新たな半世紀が始まる歴史的なとき」としての市制施行五〇周年に当たって、市長がどのような調布市の未来像を描いているかであり、各会派は、代表質問で「五〇年という節目の年に際し、市長の思う調布の将来像、ビジョンをぜひお聞かせください」（自民党・伊藤義男議員）、「再びめぐり来ることのない、この五〇周年の節目です。次の五〇年、一〇〇年を展望して市政運営に対する決意や抱負をもっと具体的に語りかけてもよいのではないか」（公明党・福山議員）、「次なる五〇年に向けての夢と希望を語ることもまた政治の責任ではないか」（行動派21・山口議員）、「将来の調布をどのような姿にしたいと市長は具体的に描いているのか」（元気派市民の会・大河議員）と、こもこも調布市の将来についての市長のビジョンをたずねた。

これらの質問に関連して、長友市長は、次のように応答している。

『私は、欧州で生まれたコンパクトシティの概念に着目してみることも一つの可能性かと思っております。これは、地球環境問題の高まりとともに、持続可能な発展の発想に基づき、今後の都市のあり方に一考察を加えるものです。いわば環境問題を重視しながら、無秩序な開発を否定したうえで、都市型のよりよい生活空間をどのように確保していくかを考えるものです』。

二一世紀のモデル都 いずれにしても、市制施行五〇周年という大きな市としての可能性 な節目の年を迎えた調布市は、二一世紀の街づくりにとって、三つの点で好条件に恵まれているといえるであろう。

第一は、人口規模である。市制施行当時四万五〇〇〇人であった人口は、その後の五〇年間に二〇万人強へと増加し、調布市は、我が国の代

表的な中堅都市としての地位を占めるに至ったが、この人口は、東京都総務局統計部の予測によると、平成二十二年に二一万一七二二人でピークに達し、その後年々微減傾向をたどるが、しばらくの間、二〇万人台で横ばい状態が続くとみられている。

そして、地方自治の観点から見て、二〇万人という人口規模

は、財政上からも、市民参加のうえからも、一般に適正規模と考えられており、さらに規模が安定的であれば、いっそう確かな見通しの上で立った街づくりの将来構想の可能性がより大となるであろう。

第二は、高齢化の関連である。我が国の高齢化は、人口が減少傾向に転じる平成十九年以降ますます加速化するとみられ、調布市の場合、平成十二年に人口の一四・三三%であった六五歳以上の高齢層が、平成十七年には二〇・四〇%に達すると予測されている。

しかし、ここで注目すべきは、調布市における高齢化の速度が、全国的傾向、あるいは東京都全体の傾向を下まわると予測されていることであろう。各種の推計を総合すると、六五歳以上の高齢者が人口の二〇%を超えるのは、東京都全体で平成二十二年、全国的には平成十八年とみられるが、調布市については、平成二十七年と見積もられている。そして、平成三十二年の時点で見ると、六五歳以上の高齢者は、日本の総人

調布市の将来人口動向

| 年 | 男 | 女 | 計 |
|-------|---------|---------|---------|
| 1995年 | 101,477 | 97,097 | 198,574 |
| 2000年 | 103,846 | 100,913 | 204,759 |
| 2005年 | 106,336 | 104,386 | 210,722 |
| 2010年 | 106,383 | 105,339 | 211,722 |
| 2015年 | 105,377 | 105,144 | 210,521 |
| 2020年 | 103,628 | 104,101 | 207,729 |

出所：東京都総務局統計部統計調整課編『東京都男女年齢（5歳階級）別人口の予測』2003年3月

口中では二七・八%、東京都民中では二四・〇%であるのに対して、調布市民中では二〇・六%と予測されている。

この限りにおいて、調布市は、二一世紀の我が国の政治が直面する最重要課題の一つとしての高齢社会への取り組みにおいて、他の多くの都市に比して、時間的にやや多くの余裕をもっているのである。

第三が、京王線連続立体交差事業の推進により、中心市街地の街づくりが、まさに市制施行五〇周年のときに当たって、新規の事業として構想できることにほかならない。この機会を利しての国領、布田、調布の三駅を中心とする新しい街づくりが調布市の将来にとって決定的な意味を持つことは、否みようがなからう。

このようにして、水と緑に恵まれた自然環境とこれらの三つの好条件とが相まって、調布市は、二一世紀におけるモデル都市として発展する大きな可能性を秘めているのである。

「新しい議会 市制施行五〇周年に当たって、このような可能性を秘像」の提起を めた調布市の次の半世紀を展望するとき、まず市長に望まれるのは、市民から提出されるアイデアを待ち、それらのアイデアの「審査員」として行動することではなくて、調布市の将来構想を自ら具体的に提示し、市民の支持を背景に、自らのリーダーシップによってその実現を図ることであろう。他方で、市議会に望まれるのは、市長の活動についてのウォッチドッグにとどまるのではなく、みずからも進んで二一世紀のモデル都市・調布を構想する試みに積極的に取り組むことである。

調布市議会は、平成十七年の第二回定例会初日（五月三十一日）に、第三七代議長に杉崎敏明（公明党）、第四二代副議長に伊藤義男（新生

会）を選出して、「新しい半世紀」へ向けての第一歩を踏み出した。

市議会の五〇周年を迎えるに当たって、議会改革協議会を設置して、市議会の運営のあり方について総合的な点検を試み、さまざまな改革を提起し、実現させてきた市議会が、次の半世紀への門出に立つ今、みずから重ねて問うべきは、このような運営上の改革のうえに立って市議会が果たすべき責務のありようであろう。

いかにえれば、市議会に今期待されているのは、「市議会とは何か」「市議会の役割は何か」の基本的な問いへの果敢な応答であり、「新しい半世紀」に見合った「新しい市議会像」の創造である。